

令和8年第1回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和8年3月4日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	前田 晃良
8 番議員	森 伸二	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子                      主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第1号)

- |     |                        |  |
|-----|------------------------|--|
| 第1  | 会議録署名議員の指名             |  |
| 第2  | 会期の決定                  |  |
| 第3  | 交通移動支援対策特別委員会委員長中間報告の件 |  |
| 第4  | 発議第1号                  | 議会改革調査特別委員会の組織変更について                   |
| 第5  | 発議第2号                  | 交通移動支援対策特別委員会の組織変更について                 |
| 第6  | 発議第3号                  | 議員資質向上の調査特別委員会の組織変更について                |
| 第7  | 発議第7号                  | 常任委員会委員の選任                             |
| 第8  | 発議第8号                  | 議会運営委員会委員の選任                           |
| 第9  | 町長の所信表明                |  |
| 第10 | 議第2号                   | 令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第11 | 議第3号                   | 令和7年度藍住町一般会計補正予算について                   |
| 第12 | 議第4号                   | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について         |
| 第13 | 議第5号                   | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について           |
| 第14 | 議第6号                   | 令和7年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について         |
| 第15 | 議第7号                   | 令和7年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について        |
| 第16 | 議第8号                   | 令和7年度藍住町水道事業会計補正予算について                 |
| 第17 | 議第9号                   | 令和7年度藍住町下水道事業会計補正予算について                |
| 第18 | 議第10号                  | 令和8年度藍住町一般会計予算について                     |
| 第19 | 議第11号                  | 令和8年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について           |

第20	議第12号	令和8年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について
第21	議第13号	令和8年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について
第22	議第14号	令和8年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について
第23	議第15号	令和8年度藍住町水道事業会計予算について
第24	議第16号	令和8年度藍住町下水道事業会計予算について
第25	議第17号	藍住町課等設置条例の一部改正について
第26	議第18号	藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第27	議第19号	常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について
第28	議第20号	職員の給与に関する条例の一部改正について
第29	議第21号	藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第30	議第22号	藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
第31	議第23号	藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第32	議第24号	藍住町民テニスコート場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第33	議第25号	藍住町立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について
第34	議第26号	藍住町保育所条例の一部改正について
第35	議第27号	藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第36	議第28号	藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第37	議第29号	藍住町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部改正について

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 第 3 8 | 議第 3 0 号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                |
| 第 3 9 | 議第 3 1 号 | 藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について             |
| 第 4 0 | 議第 3 2 号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について                                     |
| 第 4 1 | 議第 3 3 号 | 藍住町上水道事業給水条例の一部改正について                                  |
| 第 4 2 | 議第 3 4 号 | 藍住町公共下水道条例の一部改正について                                    |
| 第 4 3 | 議第 3 5 号 | 職員等の旅費に関する条例の全部改正について                                  |
| 第 4 4 | 議第 3 6 号 | 藍住町犯罪被害者等支援条例の制定について                                   |
| 第 4 5 | 議第 3 7 号 | 藍住町人権尊重のまちづくり条例の制定について                                 |
| 第 4 6 | 議第 3 8 号 | 藍住町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について                   |
| 第 4 7 | 議第 3 9 号 | 子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 3 2 に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について |
| 第 4 8 | 議第 4 0 号 | 町道の路線認定について  |
| 第 4 9 | 報告第 1 号  | 令和 8 年度藍住町土地開発公社の事業計画について                              |

(2) 議事日程 (第 1 号の追加 1)

- |     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 第 1 | 発議第 4 号 | 議長辞職の件 |
| 第 2 | 選挙第 1 号 | 議長の選挙  |

(3) 議事日程 (第 1 号の追加 2)

- |     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 第 1 | 発議第 5 号 | 副議長辞職の件 |
| 第 2 | 選挙第 2 号 | 副議長の選挙  |
| 第 3 | 発議第 6 号 | 議席の一部変更 |

(4) 議事日程 (第 1 号の追加 3)

- |     |           |                     |
|-----|-----------|---------------------|
| 第 1 | 発議第 9 号   | 議会改革調査特別委員会委員の辞任    |
| 第 2 | 発議第 1 0 号 | 議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任 |
| 第 3 | 発議第 1 1 号 | 藍住町議会広報特別委員会委員の辞任   |
| 第 4 | 発議第 1 2 号 | 交通移動支援対策特別委員会委員の辞任  |
| 第 5 | 発議第 1 3 号 | 藍住町議会広報特別委員会委員の辞任   |

第6	発議第14号	議会改革調査特別委員会委員の辞任
第7	発議第15号	議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任
第8	発議第16号	議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任
第9	発議第17号	藍住町防災対策特別委員会委員の辞任
第10	発議第18号	藍住町議会広報特別委員会委員の辞任
第11	発議第19号	交通移動支援対策特別委員会委員の辞任
第12	発議第20号	議会改革調査特別委員会委員の辞任
第13	発議第21号	議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任
第14	発議第22号	議会改革調査特別委員会委員の辞任
第15	発議第23号	藍住町防災対策特別委員会委員の辞任
第16	発議第24号	議会改革調査特別委員会委員の辞任
第17	発議第25号	藍住町防災対策特別委員会委員の辞任
第18	発議第26号	議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任
第19	発議第27号	交通移動支援対策特別委員会委員の辞任
第20	発議第28号	議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任
第21	発議第29号	交通移動支援対策特別委員会委員の辞任
第22	発議第30号	交通移動支援対策特別委員会委員の辞任
第23	発議第31号	藍住町防災対策特別委員会委員の辞任
第24	発議第32号	議会改革調査特別委員会委員の辞任
第25	発議第33号	交通移動支援対策特別委員会委員の辞任
第26	発議第34号	藍住町防災対策特別委員会委員の選任
第27	発議第35号	藍住町議会広報特別委員会委員の選任
第28	選挙第3号	板野東部消防組合議会議員の選挙
第29	選挙第4号	徳島県後期高齢者広域連合議員の選挙

令和8年藍住町議会第1回定例会会議録

3月4日

午前10時開会

○議長（米本義博君） おはようございます。本日は、令和8年第1回藍住町議会定例会に御出席をくださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和8年第1回藍住町議会定例会を開会します。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から令和7年度定例監査及び財政援助団体等監査の結果報告について、議長宛て報告書が提出されておりますので御報告しておきます。

○議長（米本義博君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、藍住町議会会議規則第120条の規定によって、2番議員、栗島和義君及び3番議員、新居純一君を指名します。

○議長（米本義博君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月24日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月24日までの21日間に決定しました。

○議長（米本義博君） 日程第3、「交通移動支援対策特別委員会委員長中間報告の件」を議題とします。交通移動支援対策特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、交通移動支援対策特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。林委員長の発言を許可します。

林茂君。

〔交通移動支援対策特別委員会委員長 林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、中間報告をいたします。1、調査事項。交通移動支援対策について調査、研究すること。2、調査の概要及び結果。（1）令和6年3月25日。委員会の「活動方針について」協議を行った。委員会活動の機動性を考慮し小部会制による活動を提案したところ、必要性が出てきたときに小部会を作っては、テーマを分けて小部会の中で1回検討して案を全員の中に出していくというのはどうかなどの意見が出された。協議の結果、現時点での小部会の設置は行わないこととした。また、委員会の開催について、月1回は開くとか定期的に開くとかを決めてはどうか、委員長と副委員長に任せて状況判断してはどうかなどの意見が出され、協議の結果、委員会の開催は委員長と副委員長の判断で行うこととなった。その他、類似都市のやり方や参考になる部分の資料集めをするのからはじめてはどうか、勉強会を委員会でやっていただきたいなどの意見が出され、委員各位に対し、提案も含めて議会事務局へ提出するように依頼した。（2）令和6年5月30日。委員会の「活動内容について」協議を行った。研修会の開催について、議会事務局へ委員より提案のあった2人の講師に、公共交通についての全体的なこと、入口的なことを講演していただけるよう調整することとなった。類似団体の資料を収集することに係り、徳島県内の自治体や類似団体への調査の実施を提案したが、研修会で勉強をした後に精査することとなった。（3）令和6年7月2日。徳島大学教授の奥嶋政嗣氏を講師に迎え、「地域公共交通について」と題し研修会を開催し、公共交通の意義や取組事例についての講演を聴講した。（4）令和7年12月19日。委員会の「今後の取組について」協議を行った。委員からの主な意見は下記のとおりであった。・とりあえず来年3月を目途に集中的に審議して何かいい方法があったら集約して理事者に提案するべき。・令和6年に先進地視察でコミュニティバスやデマンドタクシーの研修を行ったのに議論がなされなかったと残念な気持ちでいる。・町民がどうしたいのか何が一番、最適なのかっていうのを考えて意見を出し合って一番いい方向で行政に伝えるっていうのが一番いい策なのではないのか。・次のいつ頃までには

委員会を開いてこの間の議論の結果をまとめて出しますという形でまとめて、次のステップにどんどん踏んで行くようにしていただいたほうがいい。・これからは集中審議して結論を出しては。近隣の町の状況や、研修会で取り上げられていた市の状況の状況について調べてみては。協議の結果、次回開催の委員会で、令和6年度に行った議員先進地視察のうち、コミュニティバスとデマンドタクシーの概要について発表することにした。（5）令和8年1月7日。令和6年10月29日に実施した「茨城県東海村役場 デマンドタクシーあいのりくん」及び令和6年11月14日に実施した「北海道森町役場 地域公共バス 巡回バス」についての視察研修内容の発表、質疑応答の後、「次回の取組について」協議を行った。委員からは、県内の4つの自治体及び県外の1つの自治体の取組について、利用者数、財政的な問題、国等の補助金、住民の声の把握の有無、メリット・デメリット、年齢層及びハンディのある方の利用状況、運転手以外の乗務員の有無などについて調べたいとの意見があり、文書で回答を得る方法により実施することとした。（6）令和8年2月16日。県内の4つの自治体及び県外の1つの自治体の取組実施調査の結果発表、質疑応答の後、「次回の取組について」協議を行った。委員からの主な意見は下記のとおりであった。・資料を見る限り藍住町でコミュニティバスを運行して走らせるのは、ちょっと予算的にどうなのか。・藍住町としてコミュニティバスはそぐわないというように委員会の中で結論付けてよいのでは。・採算面を言っているが、前に署名取ったように困っている人もたくさんいるのだからそういう人のことも考えるべき。・タクシーチケットのほうが、ほかの方々にも満遍なく給付できるのではないのか。・コミュニティバスは藍住町にはそぐわないのでないかと結論付けて、今後、タクシーチケットのほうで問題点があるんだったらそれをどう改善していくかっていう方向に切り替えていくべきでないか。・タクシーだけの事業でどうすべきという意見に対してはもう少し検討させてもらいたい。・（このたびの実施調査の結果にメリット・デメリット、町民の声について回答のない自治体があり）何がいいのかというのは、今、決めあぐねている。・委員の定数が多いのではないか。協議の結果、委員長報告を行うこと、当委員会での調査・研究継続をし、委員の定数を現在の15人から9人に変更することとした。以上、交通移動支援対策特別委員会中間報告といたします。令和8年3月4日。交通移動支援対策特別委員会委員長、林茂。以上です。

○議長（米本義博君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑の

ある方は御発議をお願いします。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） 続きまして、日程第4、発議第1号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」から日程第6、発議第3号「議員資質向上の調査特別委員会の組織変更について」までの3議案を一括議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 発議第1号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」の提出者であります、竹内君彦君より提案理由の説明を求めます。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●6番議員（竹内君彦君） ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので提案理由の説明をいたします。発議第1号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」、委員定数を変更する必要があるので、議会改革調査特別委員会の委員定数を変更する本案を藍住町議会委員会条例第5条第2項の規定により提案するものであります。以上、議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（米本義博君） 続いて、発議第2号「交通移動支援対策特別委員会の組織変更について」の提出者であります、林茂君より提案理由の説明を求めます。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 提案理由。ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので提案理由の説明をいたします。発議第2号「交通移動支援対策特別委員会の組織変更について」、委員定数を変更する必要があるので、交通移動支援対策特別委員会の委員定数を変更する本案を藍住町議会委員会条例第5条第2項の規定により提案するものであります。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 続いて、発議第3号「議員資質向上の調査特別委員会の組

織変更について」の提出者であります、永浜浩幸君より提案理由の説明を求めます。  
永浜浩幸君。

〔永浜浩幸君登壇〕

●7番議員（永浜浩幸君）　ただいま、議長から提案理由の説明を求められましたので提案理由の説明をいたします。発議第3号「議員資質向上の調査特別委員会の組織変更について」、委員定数を変更する必要があるので、議員資質向上の調査特別委員会の委員定数を変更する本案を藍住町議会委員会条例第5条第2項の規定により提案するものであります。以上、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米本義博君）　これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君）　これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

○議長（米本義博君）　発議第1号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」から発議第3号「議員資質向上の調査特別委員会の組織変更について」までの3議案を一括採決します。

お諮りします。発議第1号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」から発議第3号「議員資質向上の調査特別委員会の組織変更について」までの3議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第1号「議会改革調査特別委員会の組織変更について」から発議第3号「議員資質向上の調査特別委員会の組織変更について」までの3議案は、原案のとおり可決されました。

議事の都合により小休します。

午前10時18分小休

---

〔議案を配布する〕

---

午前10時24分再開

○副議長（鳥海典昭君） 小休前に引き続き会議を再開します。

先ほど、米本議長から議長の辞職願が提出されております。米本議長に代わりまして、副議長の鳥海が議長の職を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

お諮りします。「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議事の都合により小休いたします。

午前10時25分小休

---

〔議事日程（第1号の追加1）を配布する〕

---

午前10時25分再開

○副議長（鳥海典昭君） 小休前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第4号「議長辞職の件」を議題とします。本案は、米本義博君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、米本義博君は退席しております。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○副議長（鳥海典昭君） お諮りします。米本義博君の議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、米本義博君の議長の辞職を許可することに決定しました。米本義博

君の入場を許可します。

〔米本議員入場〕

○副議長（鳥海典昭君） ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（鳥海典昭君） 異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○副議長（鳥海典昭君） 議事の都合により小休します。

午前10時28分小休

---

〔事務局職員、準備する（投票箱設置）〕

---

午前10時34分再開

○副議長（鳥海典昭君） 小休前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場を閉鎖する〕

○副議長（鳥海典昭君） ただいまの出席議員は16人です。次に、立会人を指名いたします。藍住町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に栗島和義君及び新居純一君を指名します。投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、事務局長の点呼に応じ、順次投票をお願いします。同姓の議員がおいでしますので、名前まで御記入をお願いいたします。

また、この投票の効力判定については、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が一部適用されておりますので、これに基づき、公平かつ厳格に行いたいと思います。法定得票数は有効投票数の4分の1以上となっております。

また、得票数が同数の場合は、くじで決めることになっておりますので、この点あらかじめ御了承ください。

〔事務局長、投票用紙を配布する〕

○副議長（鳥海典昭君） 投票用紙の配布漏れはありますか。

〔配布漏れなし〕

○副議長（鳥海典昭君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱を点検する〕

○副議長（鳥海典昭君） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議席番号及び氏名を点呼する）

〔順次投票を行う〕

○副議長（鳥海典昭君） 投票漏れはありますか。

〔投票漏れなし〕

○副議長（鳥海典昭君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

〔事務局職員、投票箱を閉鎖する〕

○副議長（鳥海典昭君） 開票を行います。栗島和義君及び新居純一君。開票の立会いをお願いします。

〔栗島議員、新居議員、立会いする〕

〔事務局職員、開票する〕

〔事務局職員、立会人の確認を受け、開票結果を副議長に届ける〕

○副議長（鳥海典昭君） 選挙の結果を報告します。投票総数16票。うち、有効投票16票、無効投票0票です。有効投票のうち、米本義博君11票。新居純一君5票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、米本義博君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場を開く〕

○副議長（鳥海典昭君） ただいま、議長に当選された米本義博君が議場におられます。藍住町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。米本義博君、自席からで結構ですので、当選受諾をお願いいたします。

米本義博君。

〔米本義博君起立〕

●16番議員（米本義博君） ただいま、議長に当選したことの告知を受けました。

皆様の御推挙を頂き、誠にありがとうございます。当選を受諾させていただきます。

○副議長（鳥海典昭君） 議長選挙が終了いたしましたので、私の職務は終了いたしました。ここで、新しく議長になられました米本義博君と交代いたします。それでは、米本議長、よろしくお願いいたします。

〔鳥海副議長退席、米本議長着席〕

○議長（米本義博君） それでは、議長席に着かせていただきます。

議事の都合により小休いたします。

午前10時51分小休

---

〔議案を配布する〕

---

午前11時2分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

小休中に、副議長の鳥海典昭君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議事の都合により小休します。

午前11時3分小休

---

〔議事日程（第1号の追加2）を配布する〕

---

午前11時3分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第5号「副議長辞職の件」を議題とします。本案は、鳥海典昭君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、鳥海典昭君は退席しております。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） お諮りします。鳥海典昭君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、鳥海典昭君の副議長の辞職を許可することに決定しました。鳥海典昭君の入場を許可します。

〔鳥海議員入場〕

○議長（米本義博君） ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定しました。

議事の都合により小休します。

午前11時6分小休

---

〔事務局職員、準備する（投票箱設置）〕

---

午前11時11分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場を閉鎖する〕

○議長（米本義博君） ただいまの出席議員数は16人です。次に、立会人を指名します。藍住町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に栗島和義君及び新居純一君を指名します。投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記入し、事務局長の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。同姓の議員がおいで

ですので、名前まで御記入をお願いいたします。

また、この投票の効力判定については、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法が一部適用されておりますので、これに基づき、公平かつ厳格に行いたいと思います。法定得票数は有効投票数の4分の1以上となっております。

また、得票数が同数の場合は、くじで決めることになっておりますので、この点あらかじめ御承知おきください。

〔事務局長、投票用紙を配布する〕

○議長（米本義博君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔配布漏れなし〕

○議長（米本義博君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

〔投票箱を点検する〕

○議長（米本義博君） 異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議席番号及び氏名を点呼する）

〔順次投票を行う〕

○議長（米本義博君） 投票漏れはありませんか。

〔投票漏れなし〕

○議長（米本義博君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

〔事務局職員、投票箱を閉鎖する〕

○議長（米本義博君） 開票を行います。栗島和義君及び新居純一君、開票の立会いをお願いいたします。

〔栗島議員、新居議員、立会いする〕

〔事務局職員、開票する〕

〔事務局職員、立会人の確認を受け、開票結果を議長に届ける〕

○議長（米本義博君） 選挙の結果を報告します。投票総数16票。うち、有効投票16票、無効投票0票です。有効投票のうち、前田晃良君11票。小川幸英君5票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、前田晃良君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場を開く〕

○議長（米本義博君） ただいま、副議長に当選された前田晃良君が議場におられます。藍住町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

前田晃良君、自席からで結構ですので、当選受諾をお願いいたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

● 8 番議員（前田晃良君） ただいま、副議長に当選したことの告知を受けました。皆様の御推挙を頂き、誠にありがとうございます。当選を受諾させていただきます。

○議長（米本義博君） ここで、前副議長の鳥海典昭君より退任の御挨拶をお願いいたします。

鳥海典昭君

〔鳥海典昭君登壇〕

● 15 番議員（鳥海典昭君） 副議長を退任するに当たり一言御挨拶を申し上げます。副議長に在任中は皆様方より御指導、御協力を頂き、責務を何とか果たすことができました。大変お世話になりました。今後は、一議員として地域の声を聞き、皆様のお役に立てるよう尽くしてまいりたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、退任の御挨拶とさせていただきます。本当に2年間ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（米本義博君） 先ほど、議長を辞職させていただきましたが、議員の皆様方の御推挙によりまして、改めて議長という重責を務めさせていただくことになりました。自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層痛感いたしておりますが、ここに皆様方の御推挙を受けました上は、本町の発展と町民福祉の推進に誠心誠意、努力をいたす覚悟でございます。何とぞ、先輩、同僚の皆様方、理事者各位には、今まで以上に御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（米本義博君） 続きまして、副議長に就任されました前田晃良君より就任の御挨拶をお願いいたします。前へお進みください。

前田晃良君。

〔副議長 前田晃良君登壇〕

●副議長（前田晃良君） ただいま副議長に当選いたしました前田晃良でございます。副議長に就任したからには、議会のますますの活性化、藍住町のますますの発展のために全力で取り組み、議会の円滑な運営に努めてまいります。

どうかこれからも皆様からの御指導、御鞭撻のほうをお願い申し上げ、私の就任の御挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（米本義博君） ここで、理事者を代表して、高橋町長より御挨拶を頂きたいと思います。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 町理事者を代表いたしまして、一言お喜びを申し上げたいと存じます。ただいま、藍住町議会議長に米本義博議員、副議長に前田晃良議員がそれぞれ選任されました。お二方には御当選を心からお喜び申し上げます。

米本義博議員におかれましては、令和2年に本町議会議員として初当選をされ、現在2期目を務められております。この間、各方面で御活躍をされており、これまでに副議長、議長を歴任され、町発展のために御尽力を頂いてまいりました。今後とも豊富な御経験を生かされ、議会の円滑な運営に手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。

そして、前田晃良議員は令和2年に初当選をされ、現在2期目を務められております。これまでに、厚生常任委員長や建設産業常任委員長などを歴任され、御活躍をされてまいりました。どうか今後とも町勢の発展に御協力を賜りますよう心からお願ひ申し上げます。

また、鳥海典昭議員におかれましては、令和6年2月の改選後、副議長に就任され、議会運営はもとより、町理事者との対話など町勢発展のために御尽力を賜りました。心から御慰労申し上げ、厚く感謝と労いの意を表したいと思います。ありがとうございました。

最後になりましたが、新たに正副議長に御就任されましたお二方の今後の御活躍と御健勝、また議会の皆様方の御協力をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますがお喜びの挨拶といたします。誠におめでとうございました。

○議長（米本義博君） ありがとうございました。引き続き議事を進めます。

ただいまの議長、副議長の選挙に伴い「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、「議席の一部変更」を日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

議事の都合により小休します。

午前11時33分小休

---

〔議案を配布する〕

---

午前11時36分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3、発議第6号「議席の一部変更」を行います。議長、副議長の選挙に伴い、藍住町議会会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。議席につきましては、15番を副議長とするのが慣例となっておりますので、御了承ください。藍住町議会会議規則第4条第3項の規定により、15番に前田晃良君、8番に森伸二君、9番に鳥海典昭君といたします。

○議長（米本義博君） 議事の都合により小休します。

午前11時37分小休

---

〔議席を移動する〕

---

午後4時32分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

議事の都合により小休します。

午後4時32分小休

---

〔議案を配布する〕

---

午後5時41分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

日程第7、発議第7号「常任委員会委員の選任について」を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） お諮りします。常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議事の都合で小休します。

午後5時42分小休

---

〔議案を配布する〕

---

午後5時43分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

日程第8、発議第8号「議会運営委員会委員の選任について」を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） お諮りします。議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員につきましては、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

続きまして、常任委員会の正副委員長につきましては、小休中に互選がされておりますので申し上げます。総務文教常任委員会委員長には永浜浩幸君、同副委員長には元木春香君。建設産業常任委員会委員長には森伸二君、同副委員長には大西孝志君。厚生常任委員会委員長には栗島和義君、同副委員長には竹内君彦君でありま

す。

なお、議会運営委員会の正副委員長につきましても、小休中に互選がされておりますので申し上げます。議会運営委員会委員長には奥村晴明君、同副委員長には元木春香君であります。

議事の都合により小休します。

午後 5 時 4 6 分小休

---

〔議案及び議事日程（第 1 号の追加 3）を配布〕

---

午後 5 時 4 6 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を開きます。

先ほど、小休中に大西孝志君より一身上の都合により、議会改革調査特別委員会委員、議員資質向上の調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、大西孝志君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第 117 条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、大西孝志君は御退席をお願いいたします。

〔大西議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第 9 号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」及び発議第 10 号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 9 号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」及び発議第 10 号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。発議第 9 号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」及び発議第 10 号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、大西孝志君の議会改革調査特別委員会委員及び議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

大西孝志君の入場を許します。

〔大西議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に栗島和義君より一身上の都合により、藍住町議会広報特別委員会委員、交通移動支援対策特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、栗島和義君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、栗島和義君は御退席をお願いいたします。

〔栗島議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第11号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第12号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第11号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第12号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第11号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第12号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、栗島和義君の藍住町議会広報特別委員会委員及び交通移動支援対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

栗島和義君の入場を許します。

〔栗島議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に新居純一君より一身上の都合により、藍住町議会広報特別委員会委員及び議会改革調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、新居純一君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、新居純一君は御退席をお願いいたします。

〔新居議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第13号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第14号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第13号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第14号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第13号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第14号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、新居純一君の藍住町議会広報特別委員会委員及び議会改革調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

新居純一君の入場を許します。

〔新居議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に元木春香君より一身上の都合により、議

員資質向上の調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、元木春香君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、元木春香君は御退席をお願いいたします。

〔元木議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第15号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第15号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、元木春香君の議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

元木春香君の入場を許します。

〔元木議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に紙永芳夫君より一身上の都合により、議員資質向上の調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、紙永芳夫君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、紙永芳夫君は御退席をお願いいたします。

〔紙永議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第16号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第16号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、紙永芳夫君の議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

紙永芳夫君の入場を許します。

〔紙永議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に竹内君彦君より一身上の都合により、藍住町防災対策特別委員会委員、藍住町議会広報特別委員会委員、交通移動支援対策特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、竹内君彦君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、竹内君彦君は御退席をお願いいたします。

〔竹内議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第17号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第18号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第19号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第18号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第19号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発

議第17号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第18号「藍住町議会広報特別委員会委員の辞任」及び発議第19号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、竹内君彦君の藍住町防災対策特別委員会委員、藍住町議会広報特別委員会委員、交通移動支援対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

竹内君彦君の入場を許します。

〔竹内議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に永浜浩幸君より一身上の都合により、議会改革調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、永浜浩幸君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、永浜浩幸君は御退席をお願いいたします。

〔永浜議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第20号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第20号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、永浜浩幸君の議会改革調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

永浜浩幸君の入場を許します。

〔永浜議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に森伸二君より一身上の都合により、議員資質向上の調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、森伸二君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、森伸二君は御退席をお願いいたします。

〔森伸二議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第21号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第21号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第21号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、森伸二君の議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

森伸二君の入場を許します。

〔森伸二議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に鳥海典昭君より一身上の都合により、議会改革調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、鳥海典昭君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、鳥海典昭君は御退席をお願いいたします。

〔鳥海議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第22号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第22号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第22号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、鳥海典昭君の議会改革調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

鳥海典昭君の入場を許します。

〔鳥海議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に小川幸英君より一身上の都合により、藍住町防災対策特別委員会委員、議会改革調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、小川幸英君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、小川幸英君は御退席をお願いいたします。

〔小川議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第23号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」及び発議第24号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第23号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」及び発議第24号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第23号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」及び発議第24号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、小川幸英君の藍住町防災対策特別委員会委員、議会改革調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

小川幸英君の入場を許します。

〔小川議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に林茂君より一身上の都合により、藍住町防災対策特別委員会委員、議員資質向上の調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、林茂君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、林茂君は御退席をお願いいたします。

〔林議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第25号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」及び発議第26号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第25号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」及び発議第26号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第25号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」及び発議第26号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、林茂君の藍住町防災対策特別委員会委員及び議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

林茂君の入場を許します。

〔林議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に奥村晴明君より一身上の都合により、交通移動支援対策特別委員会委員、議員資質向上の調査特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、奥村晴明君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、奥村晴明君は御退席をお願いいたします。

〔奥村議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第27号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」及び発議第28号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第27号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」及び発議第28号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とす

ることに決定いたしました。発議第27号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」及び発議第28号「議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、奥村清明君の交通移動支援対策特別委員会委員及び議員資質向上の調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

奥村清明君の入場を許します。

〔奥村議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に佐野慶一君より一身上の都合により、交通移動支援対策特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、佐野慶一君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、佐野慶一君は御退席をお願いいたします。

〔佐野議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第29号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第29号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第29号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、佐野慶一君の交通移動支援対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

佐野慶一君の入場を許します。

〔佐野議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に森志郎君より一身上の都合により、交通移動支援対策特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、森志郎君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、森志郎君は御退席をお願いいたします。

〔森志郎議員退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第30号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第30号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第30号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、森志郎君の交通移動支援対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

森志郎君の入場を許します。

〔森志郎議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 先ほど、小休中に前田晃良君より一身上の都合により、藍住町防災対策特別委員会委員、議会改革調査特別委員会委員、交通移動支援対策特別委員会委員を辞任する旨、申し出をされました。本案は、前田晃良君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の議長及び議員の除斥に該当いたしますので、前田晃良君は御退席をお願いいたします。

〔前田副議長退場〕

○議長（米本義博君） お諮りします。発議第31号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第32号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」及び発議第33号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第31号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第32号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」及び発議第33号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。発議第31号「藍住町防災対策特別委員会委員の辞任」、発議第32号「議会改革調査特別委員会委員の辞任」及び発議第33号「交通移動支援対策特別委員会委員の辞任」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君） （議案を朗読する）

○議長（米本義博君） 本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、前田晃良君の藍住町防災対策特別委員会委員、議会改革調査特別委員会委員及び交通移動支援対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

前田晃良君の入場を許します。

〔前田副議長入場〕

---

○議長（米本義博君）　ただいま、藍住町防災対策特別委員会委員が4名欠けました。

お諮りします。「藍住町防災対策特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第26として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第34号「藍住町防災対策特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第26として議題とすることに決定いたしました。追加日程第26、発議第34号「藍住町防災対策特別委員会委員の選任」を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）　（議案を朗読する）

○議長（米本義博君）　お諮りします。藍住町防災対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によってお手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、藍住町防災対策特別委員会委員はお手元にお配りいたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

○議長（米本義博君）　続きまして、「藍住町議会広報特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第27として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第35号「藍住町議会広報特別委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第27として議題とすることに決定いたしました。追加日程第27、発議第35号「藍住町議会広報特別委員会委員の選任」を行います。

事務局長に議案を朗読させます。

島川議会事務局長。

◎議会事務局長（島川紀子君）　（議案を朗読する）

○議長（米本義博君） お諮りします。藍住町議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、藍住町議会広報特別委員会委員はお手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。

---

○議長（米本義博君） 藍住町防災対策特別委員会、藍住町議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会、交通移動支援対策特別委員会、議員資質向上の調査特別委員会を小休中に開催しました結果について報告します。

藍住町防災対策特別委員会、藍住町議会広報特別委員会、議会改革調査特別委員会、交通移動支援対策特別委員会、議員資質向上の調査特別委員会、正副委員長の辞任願につきましては、辞任が許可されました。また、委員会条例第8条第2項の規定によって小休中に委員長及び副委員長の互選がされておりますので申し上げます。藍住町防災対策特別委員会の委員長には栗島和義君、同副委員長には紙永芳夫君。藍住町議会広報特別委員会の委員長には元木春香君、同副委員長には大西孝志君。議会改革調査特別委員会の委員長には元木春香君、同副委員長には森志郎君。交通移動支援対策特別委員会の委員長には永浜浩幸君、同副委員長には新居純一君。議員資質向上の調査特別委員会の委員長には竹内君彦君、同副委員長には永浜浩幸君であります。

---

○議長（米本義博君） 次に、佐野慶一君と森志郎君が板野東部消防組合議会議員を辞職し2名の欠員が生じました。また、鳥海典昭君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞職し欠員が生じました。

したがって、「板野東部消防組合議会議員の選挙」、「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第28、追加日程第29として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙第3号「板野東部消防組合議会議員の選挙」、選挙第4号「徳

島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第28、追加日程第29として議題とすることに決定いたしました。

○議長（米本義博君） 追加日程第28、選挙第3号「板野東部消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。板野東部消防組合議会議員には、新居純一君と奥村晴明君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました新居純一君と奥村晴明君を板野東部消防組合議会議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名いたしました新居純一君と奥村晴明君が板野東部消防組合議会議員に当選しました。ただいま、板野東部消防組合議会議員に当選されました新居純一君と奥村晴明君が議場におられます。藍住町議会会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

---

○議長（米本義博君） 追加日程第29、選挙第4号「徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に前田晃良君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました前田晃良君を徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました前田晃良君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。ただいま、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました前田晃良君が議場におられます。藍住町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

○議長（米本義博君） 日程第9、「町長の所信表明」を行います。高橋町長の発言を許可します。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 3月に入り、春の訪れを感じる季節となってまいりました。本日、令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。今定例会には、1年間の施策を盛り込んだ令和8年度の当初予算案などを提案いたしておりますが、議長の許可を頂きましたので、議案の説明に先立ち、主要施策と町政に取り組む所信を申し上げ一層の御理解を賜りたいと存じます。

はじめに、物価高対策についてであります。食料品をはじめ生活必需品の価格高騰は、依然として私たちの生活に影響を及ぼしています。本町では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、1月1日現在で住民登録のある約1万5,700世帯を対象に、2万円分の商品券を1万円で購入できる物価高騰対策プレミアム商品券事業を3月1日から開始いたしました。商品券は、ゆめタウン徳島サービスカウンターまたは藍住町商工会で購入することができ、町内登録店舗で利

用していただくことができます。使用期間は令和8年8月末としておりますので、ぜひ、御活用ください。また、令和8年度に国の交付金を活用して実施する事業については、現在、鋭意検討を進めているところであり、引き続き町民の皆様の生活支援と町内の経済活性化を図ってまいります。

次に、総合計画についてであります。本年度をもって第5次藍住町総合計画の計画期間が終了することから、新たに令和8年度から令和15年度までを計画期間とする第6次藍住町総合計画の策定作業を進めております。策定に当たっては、昨年12月定例会で御承認いただきました基本構想を柱とし、その実現に向けた具体的な施策を体系化した基本計画を加えて素案を作成いたしました。本年1月に、外部委員等で構成される総合計画・総合戦略推進委員会から多角的な視点での御提言を頂き、これを基に修正を加えた計画案について、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施したところであります。現在、本年3月中の策定に向け、最終調整を進めております。本計画が掲げる、「“あい”とともに、住み続けられるまち藍住」の実現に向け、町民の皆様とともに取組を進めてまいります。

次に、（仮称）藍住町世代間交流施設整備事業についてであります。1月の議会全員協議会で御報告いたしましたとおり、業務スケジュールを一部変更し、みどり橋の解体、撤去に係る作業を前倒しして進めております。今月から重機や資機材等の搬入、工事ヤードの整備を行う予定であり、4月には、本格的にみどり橋の解体、撤去作業に着手いたします。また、施設の設計につきましても関係団体等との協議を行いながら順調に進めております。今年10月には設計を終え、施設の建築工事と新橋の架橋工事に着手する予定であり、令和10年春の施設供用開始に向け、着実に進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。去る2月4日、徳島県より南海トラフ巨大地震による新たな被害想定が公表されました。今回の見直しは、最新の科学的知見に基づき、地震動や液状化のリスク、さらには、避難生活者の推計などが精緻化されたものであり、本町においては、津波による被害想定が大きく減少したものの、震度想定がこれまでの6強から7に見直されるなど、厳しい想定が示されました。こうした状況から、現在進めております東部防災備蓄倉庫整備事業の重要性は、これまで以上に増しているものと考えております。本事業は、発災直後の物資供給拠点として、また、東部地区を中心とした住民の皆様の安心を支える要として、より実効性の高い備蓄体制を構築するものであります。本事業につきましては、入札

結果を受け、今定例会に工事請負契約の締結に関する議案を提案することとしており、議決を頂き次第、速やかに着工し、令和8年度内の竣工に向け着実に進めてまいります。あわせて、新たな被害想定を精査した上で、地域防災計画の見直しやハザードマップの更新を行い、町民の皆様の生命と財産を守る強靱なまちづくりを推進してまいります。

次に、水道施設の更新についてであります。老朽化や耐震性の不足が懸念される第2浄水場の更新整備事業に関しまして、用地の造成工事が無事に完了しました。令和8年度から施設の築造など本格的な工事に着手する予定としております。この事業は、現行の施設で通常通り給水を継続しながら段階的に施設を更新していく計画としており、まず、令和8年度から令和9年度にかけて現行の浄水場内で各施設の築造から進めてまいります。工事期間中は安全管理を徹底し、周辺環境にも十分配慮いたします。そして、将来にわたり安全で安心な水を町民の皆様に安定供給できるよう、令和13年度の完成を目指して引き続き着実に本事業を推進してまいります。

次に、一般廃棄物処理基本計画についてであります。本町では、平成30年に現行の一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量化やリサイクルを進めてまいりました。前回の策定から8年が経過し、世界的なSDGs、持続可能な開発目標への取組やプラスチック資源循環の促進など、ごみ処理を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした時代に対応し、より良好な生活環境を次の世代へ引き継ぐため、次期一般廃棄物処理基本計画を策定いたします。この計画を通じて、町民、事業者、行政が一体となった循環型社会の構築をさらに進め、持続可能な藍住町の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてであります。本町では、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、令和7年9月から認可保育施設における0歳児から2歳児までの保育料について、所得要件を満たした方を対象に無償化を実施しているところであります。このたび、徳島県では、所得要件があるものの無償化対象を認可外保育所にも拡大し、0歳児から2歳児の保育料のうち、国の制度対象外分について市町村が助成した場合、市町村負担の半額を補助することとしております。これを受け、本町といたしましては、さらなる子育て支援の充実を図るため、来年度の実施に向けて認可外保育施設に通う0歳児から2歳児までの保育料につきましても、県の示す基準に基づき、助成することとし準備を進めているところであります。今後も少子化

の一因である子育て世代の経済的不安の解消に向けた取組をより一層図ってまいります。

次に、高齢者施策についてであります。本町の介護保険事業計画及び高齢者福祉計画は、令和8年度が現行計画の最終年度となっております。今後、被保険者数の推移や介護保険給付費の動向を的確に把握しつつ、国及び県の指針を踏まえ、令和9年度を初年度とする第10期計画を策定いたします。適切な介護サービスの提供体制の確保や地域支援事業の一層の充実を図るとともに、引き続き高齢者の皆様の尊厳の保持と自立した生活の支援を目的として、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる環境づくりに全力で取り組んでまいります。また、高齢者においては、加齢による聴力の低下に伴い、外出機会の減少や地域とのつながりの希薄化、認知機能の低下などが懸念されております。こうした状況を防ぎ、積極的な社会参加や地域交流を促すことは健康で自立した生活を維持していただく上で重要であると考えております。このため本町では、令和8年度から聴力機能の低下により日常生活に支障を来している高齢者のうち、助成要件を満たす方を対象として補聴器本体の購入に対し3万円を上限に助成を行う制度を創設いたします。

次に、高齢者移動支援事業についてであります。本町では、高齢者の移動支援として藍住町ノリ乗りタクシー券事業を実施しております。物価高の影響により、家計への負担が増す中で、外出控えの抑制、地域公共交通をより活用する意識の醸成にもつなげ、高齢者の移動に係る経済的負担のさらなる支援を図るため、タクシー券の購入可能冊数を最大3冊であるところを令和8年度から5冊までに拡充いたします。また、本事業事務に係る郵送料の縮減と事務作業の軽減を図るため、令和8年度事業分から対象者のうち、事業年度の前年度に購入実績のある方及び新たに75歳に達し対象者となる方のみで通知を行うことといたします。引き続き、町民の皆様には、広報あいずみや町ホームページ等により周知を図ってまいります。今後につきましても、高齢者の移動支援はノリ乗りタクシー券事業を軸に進めることと考えておりますが、同時に本町の地域公共交通対策については、町民の皆様の町外への足である地方路線バスの維持に努めるとともに、高齢者人口の増加や民間公共交通の状況など、本町を取り巻く環境に応じた多様な移動手段の導入についても検討を進めてまいります。

次に、健康づくり対策についてであります。歯科口腔保健法に基づき、本町では

令和7年4月から妊婦歯周病検診を導入しております。町内医療機関で無料で気軽に受診でき、妊娠中に起こりやすい歯周病などのトラブルを早期に発見し、早産、低出生体重児のリスクの減少に努めております。また、予防接種法に基づき、令和8年4月から妊娠28週から37週に至るまでの妊婦を対象にRSウイルス感染症予防接種を開始する予定です。これにより、新生児や乳児が肺炎などの重症化を防ぐ効果が期待されます。今後も妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を多職種、多機関と連携しながら母子保健の向上に取り組んでまいります。

次に、小学校給食費の無償化についてであります。給食に係る費用については、保護者負担となっておりますが、原材料費や燃料費の高騰等による不足分については町からの補填で賄っております。このたび、学校給食費の負担軽減を図るため、国において公立小学校における学校給食に係る食材費を支援する給食費負担軽減交付金が創設されました。令和8年4月からこの交付金を活用して小学校給食費の家計への負担軽減を図ってまいります。さらに交付金を活用してなお不足する費用については、町からの補填を行い小学校給食費を無償化することといたします。一方で、幼稚園及び中学校給食費の保護者負担は継続しますが、町からの補填を行うことで給食費を据え置き、家計への負担軽減を図ってまいります。

なお、国においては、給食費無償化の中学校への拡大も検討されております。本町といたしましては、国の動向を注視しつつ、国の開始時期にあわせて中学校給食費の無償化を実施したいと考えております。今後も栄養バランスや安全面に配慮し、安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

次に、グローバル人材育成についてであります。グローバル人材を育成するため、英検の検定料を補助する英検チャレンジ事業を令和5年度から実施しております。さらに、令和8年度からは中学1年生全員に英検を受検していただき、英語力と学習意欲の向上を図ってまいります。また、令和8年度から中高生が藍の館を英語で案内する英語ガイドバンクを始動します。3月末には、登録生徒への実践的な研修を実施し、地域の歴史文化を世界へ発信する体制を本格的に整え、生徒の国際感覚を養う貴重な機会としてまいります。

最後に、藍の魅力発信についてであります。このたび、本町の阿波藍に関する施策が大きな節目を迎えました。日本遺産の認定継続審査において、本町をはじめとする構成9市町のこれまでの活発な事業展開と次年度以降の地域活性化計画が評価された結果、日本遺産の認定継続が決定いたしました。これは、本町が積み重ねて

きた具体的な取組の実績が、今後の明確な指針とともに、公に認められた結果であると確信しています。今後は、評価の柱となった新計画に基づき、構成自治体及び民間事業者の皆様との連携をさらに加速させてまいります。そして、産官学が一体となった広域ネットワークを深化させ、藍文化の継承と地域経済の活性化を両輪として、その魅力を国内外へ戦略的に発信してまいります。

結びに、現在、人口減少や少子高齢化、物価高騰、大規模災害への対策など、幾重にも重なる課題に直面しております。私は、これら多くの課題と真摯に向き合い、誰もが住んでよかったと思える、そして誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりに一層取り組んでまいります。そのために、変化を恐れず、ためらわず、70年の歩みで培われた基盤を礎に、未来への挑戦を続けてまいります。

以上、町政に臨む姿勢と主要施策の取組方針を申し上げましたが、議員各位におかれましては、この意をお酌み取りいただき、今後の町政運営に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明といたします。

---

○議長（米本義博君） 日程第10、議第2号「令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から日程第48、議第40号「町道の路線認定について」までの39議案及び日程第49、報告第1号「令和8年度藍住町土地開発公社の事業計画について」を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、これより本日提案いたしました議案のうち、主なものについて提案理由を申し上げます。

議第2号「令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、衆議院議員選挙執行に伴い専決処分により歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,600万円を追加し、予算総額を155億2,651万円としたものであります。

議第3号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億6,000万円を追加し、予算総額を156億8,651万円とするものであります。補正の内容は、年度末が近いことから実績見込みにより歳入歳出の増減に伴う

調整を行っております。歳出補正の主な項目は、民生費では定額減税を補足する調整給付金事業、児童手当事業費等で1億8,358万3,000円減額。衛生費では予防接種事業費、一般廃棄物焼却施設維持管理費等で8,920万3,000円減額。教育費では幼稚園総務費等で5,372万円減額。諸支出金では財産積立金で5億434万3,000円増額であります。歳入の主な補正では町税で1億1,030万円、地方交付税で5億4,936万6,000円それぞれ増額。国庫支出金で9,769万3,000円、繰入金で7億8,000万円それぞれ減額であります。

議第4号から議第9号は、各特別会計において実績見込みにより所要の補正を行うものであります。

議第10号「令和8年度藍住町一般会計予算について」は、前年度当初より7億9,400万円の増額となり予算総額を152億7,400万円とするものであります。歳出の主な項目は、総務費では（仮称）世代間交流施設整備事業、電子計算機管理費などにより約7億4,000万円増額。民生費では保育所整備補助事業終了等に伴い約2億2,000万円減額。農林水産業費では農地防災事業費、地籍調査事業費などにより約7億1,000万円増額。土木費では橋梁維持費などにより約1億7,000万円増額。教育費では端末更新事業完了に伴い約2億5,000万円減額となっております。歳入の主な項目は、対前年比で町税約1億3,000万円、地方交付税約2億5,000万円、繰入金約2億5,000万円、町債約5億7,000万円それぞれ増額。国庫支出金約2億2,000万円、諸収入約2億円それぞれ減額となっております。

議第11号「令和8年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）予算について」は、前年度と比較して7,665万9,000円の増額で予算総額を33億9,337万円とするものであります。歳出の主なものは、総務費を5,944万6,000円、保険給付費を24億2,987万7,000円、国民健康保険事業費納付金を8億4,017万9,000円、保健事業費を3,478万6,000円とするものであります。歳入の主なものは、国民健康保険税を5億9,980万円、県支出金を23億8,641万2,000円、繰入金を3億2,100万円とするものであります。

議第12号「令和8年度藍住町特別会計（介護保険事業）予算について」は、前年度と比較して1億1,363万5,000円の増額で予算総額を33億1,41

3万7,000円とするものであります。歳出の主なものは、総務費を7,347万8,000円、認定審査会費を4,611万円、保険給付費を29億8,678万2,000円、地域支援事業費を1億4,544万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、介護保険料を7億7,000万円、国庫支出金を5億7,479万7,000円、支払基金交付金を7億7,037万円、県支出金を3億9,707万5,000円、繰入金を5億4,511万5,000円とするものであります。

議第13号「令和8年度藍住町特別会計（介護サービス事業）予算について」は、前年度と比較して20万円の増額で予算総額を1,260万円とするものであります。歳出の主なものは、介護サービス事業費として1,260万円とするものであります。歳入の主なものは、サービス収入を1,240万円とするものであります。

議第14号「令和8年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）予算について」は、前年度と比較して9,000万円の増額で予算総額を6億3,000万円とするものであります。歳出の主なものは、総務費を2,346万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金を5億8,972万6,000円とするものであります。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を4億6,438万5,000円、繰入金を1億4,895万1,000円とするものであります。

議第15号「令和8年度藍住町水道事業会計予算について」は、収益的収入では5億3,250万7,000円、収益的支出では5億3,161万3,000円、資本的収入では502万円、資本的支出では4億5,842万円とするものであります。

議第16号「令和8年度藍住町下水道事業会計予算について」は、収益的収入では4億1,515万3,000円、収益的支出では3億6,474万1,000円、資本的収入では2億5,029万9,000円、資本的支出では4億580万円とするものであります。

議第17号「藍住町課等設置条例の一部改正について」は、今日的行政課題に対応可能な組織力の強化を目的として建設産業課を分課し、建設課と産業商工課へ課名を変更することに伴い関係条例の改正を行うものであります。

議第18号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第19号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」は、いずれも国家公務員の特別職の期末手当が改定されたことに鑑み、各

町の動向を踏まえ議会議員及び常勤特別職の期末手当についても同様の改定を行うものであります。

なお、本2議案につきましては、年度内に改定支給を行うため本日議決を賜りますようお願い申し上げます。

議第20号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の一般職の給与等に係る人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき、本町の職員についてもこれに準じて改正することが適当と考えるため、本条例の一部を改正するものであります。

議第21号「藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、正規職員との期末手当率の均衡を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議第22号「藍住町国民健康保険税条例の一部改正について」は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に伴い、国民健康保険税の算定方式に新たに、子ども・子育て支援分を追加するために必要な改正を行うものであります。

議第23号「藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、使用料を改定することから本条例の一部を改正するものであります。

議第24号「藍住町民テニスコート場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、夜間照明設備の使用を廃止することから本条例の一部を改正するものであります。

議第25号「藍住町立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」は、体育館に空調機器を設置したことに伴い、冷暖房設備使用料を定める必要があるため本条例の一部を改正するものであります。

議第26号「藍住町保育所条例の一部改正について」は、乳児等通園支援事業を藍住町立中央保育所で提供するため本条例の一部を改正するものであります。

議第27号「藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、国の定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、改正後の基準に対応するため本条例の一部を改正するものであります。

議第32号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、税制改正に伴い令和8年度の介護保険料算定に限り、改正前の給与所得控除を用いた保険料算定となるように介護保険法施行令の改正が行われ、令和7年度の住民税非課税であった者か

つ令和 8 年度の住民税も非課税となるように就労調整を行った者等に対し減免を可能とするため本条例の一部を改正するものであります。

議第 3 3 号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」及び議第 3 4 号「藍住町公共下水道条例の一部改正について」は、災害その他非常の場合において、給水装置工事及び排水設備工事等の工事が円滑に行えるよう本条例の一部を改正するものであります。

議第 3 5 号「職員等の旅費に関する条例の全部改正について」は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、職員等の公務による旅行に際して支給される旅費について昨今の経済社会情勢の変化に対応するとともに、実費弁償としてより実態に即した仕組みに改めるため本条例の全部を改正するものであります。

議第 3 6 号「藍住町犯罪被害者等支援条例の制定について」は、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町等の責務を明らかにするとともに支援の基本となる事項を定めることにより犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって町民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため制定するものであります。

議第 3 7 号「藍住町人権尊重のまちづくり条例の制定について」は、複雑化、多様化する人権課題の解決に向けたさらなる取組を進めるとともに、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進することを目的として制定するものであります。また、本条例の附則により藍住町部落差別撤廃・人権擁護に関する条例は廃止いたします。

議第 3 8 号「藍住町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、国の制度に基づき、令和 8 年度から乳児等通園支援事業を開始することに伴い、国の基準に応じた条例を制定するものであります。

議第 3 9 号「子ども・子育て支援法施行規則第 2 8 条の 3 2 に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について」は、子ども・子育て支援法施行規則において乳児等通園支援事業の利用時間の上限が 1 人当たり月 1 0 時間とされていることに対し、経過措置として月 3 時間を上限とすることを定めるものであります。

議第 4 0 号「町道の路線認定について」は、1 路線の認定をお願いするものであります。

以上、本日、提案いたしました議案のうち、主なものについてその理由と概要を申し上げてまいりましたが、予算に関する議案、条例の改正や制定、あるいは町道

の路線認定など行政運営に係るもの、住民生活に直結したものなどであります。何とぞ、十分御審議のうえ、全議案について原案どおりお認めを頂きますようお願い申し上げます。

また、これらの議案のほか報告案件として、藍住町土地開発公社の令和8年度事業計画を添付し報告をさせていただいております。後ほど御覧いただき、一層の御理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（米本義博君） お諮りします。ただいま上程されました議案のうち、日程第26、議第18号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び日程第27、議第19号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の2議案は、町長の提案理由の説明にもありましたように先議事件として早急な議決を要しますので、日程の順序を変更し先に審議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第26、議第18号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び日程第27、議第19号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の2議案を先に審議することに決定いたしました。

お諮りします。議第18号及び議第19号につきましては、早急な議決を要しますので委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第18号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第19号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の2議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。議第18号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第19号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の2議案を一括議題にします。これより担当理事者より補足説明を求めます。

この間、議事の都合により小休します。

なお、議案の補足説明につきましては、要点を分かりやすく説明してください。

午後7時17分小休

[小休中に小川理事兼総務課長、補足説明をする]

---

午後 7 時 19 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き会議を再開します。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから、議第 18 号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第 19 号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の 2 議案を一括して採決します。

お諮りします。議第 18 号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第 19 号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の 2 議案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第 18 号「藍住町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」及び議第 19 号「常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について」の 2 議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（米本義博君） 続きまして、ただいま可決されました議第 18 号及び議第 19 号を除く、議第 2 号から議第 40 号までは、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております 37 議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） お諮りします。ただいま、議題となっております37議案は、藍住町議会会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して、十分審査をしていただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第18号及び議第19号の2議案を除く、議第2号から議第40号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（米本義博君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。議案調査、委員会審査のため3月5日から3月18日までの14日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、3月5日から3月18日までの14日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は3月19日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

午後7時22分散会

---

令和8年第1回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和8年3月19日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	前田 晃良
8 番議員	森 伸二	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子                      主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

4番議員 元木 春香

15番議員 前田 晃良

1番議員 大西 孝志

11番議員 林 茂

3番議員 新居 純一

10番議員 小川 幸英

2番議員 栗島 和義

令和8年藍住町議会第1回定例会会議録

3月19日

午前10時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは7名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可します。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁するようお願いいたします。

○議長（米本義博君） それでは、まずはじめに、4番議員、元木春香君の一般質問を許可します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をはじめます。

まず、公立小学校給食費無償化に伴う給食の質の担保と子育て福祉支援の在り方についてです。藍住町の給食は、長年おいしい給食として親しまれており、私自身も子供の頃から毎日の給食を楽しみにしておりました。毎月の献立には、19日の食育の日をはじめ、旬の食材や栄養バランスに配慮した給食が日々提供されております。また、食を通じた学びの一環として、藍住南小学校でのジビエカレーの提供や、北小学校ではリクエストのあったメニューの配信など各小学校で特色ある取組が行われております。子供たちのために御尽力いただいている栄養士の皆様をはじめ、給食に携わる皆様に心から感謝しております。そうした中で、令和8年4月より、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とした全国の公立小学校児童1人当たり5,200円が支給される、いわゆる給食費の無償化がスタートいたします。今回は制度の趣旨を踏まえつつ、本町における子育て支援の在り方についてお伺いいたします。まず、物価高騰による給食提供費用の増加についてです。現在、藍住町の

小学校の給食費は月額5,500円ですが、令和7年12月議会において、長引く物価高騰による食材費の上昇を受け、国の地方創生臨時交付金を活用した補正予算が計上されました。これにより、保護者負担を増やすことなく、これまで通りの給食を提供できる体制を整えていただいたものと認識しております。そこで、近年の物価高騰により生じた給食提供費用の増加分について、これまで児童1人当たり月額及び年額で、また、町全体としてどの程度を公費で補填していただいたのか。併せて令和8年4月からの児童1人当たり5,200円の支援開始後も現在と同様の物価上昇が続くと想定した場合、今後見込まれる影響額について現時点での試算があればお示しください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 物価高騰による給食費用への町補填額及び今後の試算額についてお答えいたします。資料をタブレットに掲載しておりますので御覧ください。本町の給食費については、1食当たり幼稚園、小学校が275円、中学校が305円と設定しており、令和元年10月以降、価格の改定は行っておりません。近年の物価高騰により生じた給食提供費用については、令和4年度を境に急激に増加してきております。令和4年度以降の不足額につきましては、令和4年度は、児童生徒1人当たり月額280円、年額で2,660円、町全体では約1,100万円。令和5年度は児童生徒1人当たり月額920円、年額8,740円、町全体では、約3,450万円。令和6年度は児童生徒1人当たり月額1,200円、年額11,400円、町全体では約4,400万円、それぞれ補填いたしております。令和7年度つきましても、現在の見込みでは、児童生徒1人当たり月額1,540円、年額14,630円。町全体では、約5,600万円の補填を想定しております。さらに、今後も物価高騰が続くことを想定した場合、令和8年度の試算では約6,400万円の補填が必要となる見込みでございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●4番議員（元木春香君） 再問します。今、大地次長からも示されていましたが、令和8年度には年間で6,400万円を超える額が町から補填される見込みとのことでした。国の資料においても、自治体の財政負担の増加を招く恐れがあるとも示されておりますが、その背景には、実際の各自治体の給食費と国の基準額との差額

があります。特に、本町のように子供の数が多い町ほど継続的な財政負担が重くなりやすいことは、この制度の見えにくい課題の1つだと受け止めております。本町として、今後も物価高騰に伴う補填を続けていく場合、その在り方をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） お答えいたします。国の小学校給食費無償化では、子供1人当たりの基準額を月額5,200円として支援が実施され、基準額を超える部分は引き続き保護者に負担していただくことも可能とされておりますが、県内では中学校も含め給食費を無償化する市町村もございます。先ほど答弁しましたように、本町の令和8年度の町補填額は約6,400万円を見込んでおり、今後の状況によっては補填額が増大していくことも懸念されてきます。こうしたことから今後については、町の財政状況や応益負担の考え方など様々な観点から検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。では、次に給食の無償化に伴う給食の質の担保について伺います。今回の給食費無償化の実施により、カロリー基準を満たしていても品数が減る、食材の質が変わるなど栄養面のバランスに影響が出るのではないかという懸念があり、給食の質が下がるのであれば、給食費は現状維持でも構わないといった声も寄せられております。また、資料においては、子供の人数が減少傾向にある中でも、物価高騰の影響により町の補填額は増加していることも示されておりました。これまで学校給食費は、町内では保護者負担が原則とされてきましたが今回の制度では、今、大地次長もおっしゃってましたが、国の基準額である月額5,200円を超える差額分については各自治体の判断に委ねられており、制度上は保護者の方に御負担いただくことも可能です。一方で、無償化という言葉が先行することで住民の皆様には完全無償になるとの印象が広がりやすく、その結果、自治体としては差額分についても独自に補填せざるを得ない状況が生じているようにも見受けられました。町がこれまで賄ってきた差額分や、その一部を保護者の方にも一定程度御負担いただくといった選択肢も含め、給食の質を維持するための本町の具体的な考え方をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 給食の質を維持するための本町の考え方についてお答えいたします。学校給食につきましては、児童生徒の健全な成長を支えるとともに、食育の推進や地域食材への理解を深める重要な役割を担っているものと認識しており、その質を維持することを基本に運営いたしております。本町では、保護者の負担軽減と給食の品質維持が両立できるよう、これまで食材価格の上昇などに伴う不足額を町が補填してまいりました。令和8年度4月から始まる国の公立小学校給食費無償化においては、給食費負担軽減交付金の基準額が月額5,200円と示されておりますが、本町ではこれを1,740円上回る試算をいたしております。この不足分を保護者負担とすることは可能ですが、令和8年度においても交付金等を活用しつつ、なお不足する費用については町費からの補填により保護者に負担を求めないことといたします。今後も給食の量と質の維持に努めながら、一方で給食費につきましては、さらなる物価上昇や社会情勢の変化、国や県の動向、将来的な町財政の見通しなどを勘案するとともに、保護者の皆様にも一部を負担していただく選択肢も含めまして総合的に検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●4番議員（元木春香君） はい。ありがとうございます。再問します。給食の質に関してですが、給食の質は見えにくい面もあることから、何を基準に維持できていると判断するのかを明確にしていく必要があるかとも思っております。子供たちや保護者の受け止め方にも違いがあり、例えば、子供たちは好きなメニューが出ればそれで満足いたします。主観的な評価だけでは、食材の質や栄養バランスが適切に維持されているかを十分に判断しにくい面もあります。1日の食事の中で給食が唯一栄養バランスの取れた食事となっている子供もいる中で、栄養教諭の専門的な視点も生かしながら、本町として給食の質を今後どのような項目で評価基準としてお考えなのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） お答えいたします。学校給食の質とは、安全で栄養

バランスの取れた食事を通じて児童生徒の健康増進、正しい食習慣の育成、そして食育を推進する教育活動とされております。そういった中で、本町では毎月、管理栄養士の資格を持つ栄養教諭等が学校給食摂取基準に基づき献立作成をしており、特に1日に必要な栄養素のうち不足しがちなカルシウム、鉄分、食物繊維、ビタミンは摂取に努める一方、過剰摂取になりがちな食塩は減量に努めるような配慮もされています。さらに、栄養バランスだけでなく、調理方法や味付けの多様性、旬の野菜や地元の食材を使うこと、季節の献立を取り入れるなどの工夫がされています。このように、栄養バランス、食育など複数の視点から学校給食の質を確保しております。今後も栄養教諭の専門的な知見を生かしながら、安全、安心でおいしい給食を提供し、食育を推進してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。ありがとうございます。物価上昇が続いても栄養バランスの維持をしていただけるということで、大変心強く感じております。

次に、子育て支援の重点化と支援が必要な時期を踏まえた予算配分についてお伺いいたします。学校給食費については就学援助などを通じて、支援を必要とする世帯に対し実費支給などの一定の支援が届く仕組みが既に備わっております。一方で保護者の心身の負担が最も大きく、より手厚い支援が求められる時期は0歳から3歳までの乳幼児期になります。中でも、待機児童の課題は、本町では依然と残っており、保育士不足などにより共働き世帯でも入所保留となる状況が見受けられます。特に、新生児期から乳児期は育児への不安が重なり、国の報告でも産後うつや児童虐待による死亡リスクは生後数日から6か月未満に集中しており、心中以外の虐待死では0歳児が最も多く、3歳未満が約7割を占めております。こうした時期に行政や福祉機関とのつながりを確保し、孤立を防ぐためのセーフティーネットや早期支援を整えていくことが、いかに重要であるかは明らかになります。こうした状況を踏まえ、対象を限定せず分散させる一律の給食費無償化も子育て支援の1つの考え方ではありますが、本町においてはまだ十分といえない産後ケア事業やファミリー・サポート制度の充実にも、より重点的に取り組んでいただきたいと感じております。また、私自身、限られた財源の中で各施策がどのような考え方で優先順位されているのか、その全体像を十分に把握しきれていない部分もあります。この予算配分の考え方について、高橋町長の御見解と今後の本町の施策にどのように反映さ

れていくのか教えてください。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 元木議員から子育て支援の重点化と支援が必要な時期を踏まえた予算配分について、対象を限定せず、平準化した予算配分を行う方法もあるが、子供を産み育てる最初の時期に家庭を支える施策に重点配分することが本来の子育て支援につながるのではとの御質問を頂いております。答弁におきましては、本町の子育て施策に対する予算化の状況を御説明した後に、予算配分の考え方を申し上げたいと考えております。本町では、子育て世帯の心身面、経済面における負担が大きいことを踏まえ、妊娠前から乳幼児期まで切れ目なく支援が行き届くよう支援内容に応じて予算措置を講じております。妊娠前から産後までの支援と予算措置といたしましては、妊娠前の段階では令和7年度から不妊治療費助成事業を開始し経済的負担の軽減を図っております。妊娠期には、妊婦一般健康診査における費用を町単独で補助するとともに、育児レッスンの開催など安心して出産に臨める環境整備に予算を充てております。産後につきましては、町指定ごみ袋の無償交付、新生児聴覚検査、妊婦健康診査、産後ケア、乳幼児検診など継続的な支援に必要な予算を確保しております。また、以前にも元木議員から産後ケア事業の拡充に関する御意見を頂いておりますので、当該事業について補足させていただきますと、令和8年度から利用料を現行の2割負担から1割負担へと引き下げるとともに、利用券の交付につきましても利用ごとの申請から初回に一括交付する方式に変更いたします。また、住民税非課税世帯等の利用料は無料とするなど、より利用しやすい事業として進められるよう予算措置を講じております。次に、保育料負担軽減に向けた予算措置といたしまして、令和7年9月から認可保育施設に通う0歳児から2歳児までの保育料の一部無償化を実施しております。さらに、令和8年度からは、認可外保育施設にも対象を拡大するための予算を計上しており、保護者の経済的負担軽減に加え、保育の選択肢拡充による待機児童の解消にも寄与するものと期待しております。このほか多子世帯への支援として同一世帯に18歳未満の児童が3人以上いる世帯に対し、第3子以降の児童の副食費を減免する予算措置を講じております。次に、妊産婦、乳幼児の孤立防止に向けた体制整備といたしまして、妊婦訪問、赤ちゃん訪問、個別相談、成長発達相談など孤立を防ぐための支援体制の構築に必要な予算を確保し、各関係機関が連携して支援できる体制を整えております。ファ

ミリー・サポート・センター事業については、板野郡5町における広域実施により、郡内での相互利用が可能となっております。現時点において制度見直しの予定はありませんが、事業運営に必要な予算を確保しております。このように本町では、子育て期のライフステージに応じた各種施策に必要な予算を確保し、お子様の健やかな成長と子育て世帯への支援の充実に取り組んでおります。まとめといたしまして、御質問の趣旨は子育て施策に係る予算配分を主体とされていると受け止めておりますが、社会福祉施策における予算配分におきましては、子育て世帯のみならず、高齢者支援、障害者支援など多岐に及んでいることを考慮しなければなりません。さらには、本町の各種施策との整合性も必要となります。このため、予算配分におきましては公平性とバランスを重視し、あらゆる世代に支援が行き届くよう配慮することが不可欠であると考えております。加えて本町におきましても、少子高齢化や物価高騰、防災、教育、さらには世代間交流の促進など多様な課題に直面しております。こうした状況を踏まえ、限りのある財源を子育て支援の充実と同時に、持続可能なまちづくりに資するよう、配分することが重要であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。ありがとうございます。産後ケア事業もいろいろ進めていただいているようなんですが、まだ徳島市とかに比べると、少しまだ心細い部分もあるので、また引き続き、改めてお伺いしたいと思います。次にファミリー・サポート・センター事業における報酬価格の適正化と段階的な利用負担の軽減についてお伺いいたします。子育て世帯の重要な支えであるファミリー・サポート・センター事業について、昨年9月議会に続き改めて御質問いたします。前回、依頼会員の利用負担の軽減について伺ったところ、町からは、現在実施している施策の効果を見極めた上で、改めて検討したいとの御答弁を頂きました。それから半年が経過する中で、県内最低賃金の引き上げや物価高騰の進行など、事業を取り巻く環境は変化が見られます。こうした状況を踏まえ、必要なときに安心して利用でき、併せて担い手の確保にもつながる持続的な仕組みとするために、今回は報酬価格の適正化と負担軽減の両面からお伺いします。まず、最低賃金改定に伴う報酬価格の見直しについてです。近年、行政サービスを安定的に維持していくため若手職員の処遇改善、最近では議員の期末手当についても見直しが見られるなど、担い手の確

保や責任に見合った適切な処遇の確保が進められております。これは、役割を担う人材を確保していくためには適切な対価が必要であるという認識に基づく必要な措置であると理解しております。こうした中、本町では令和6年度から提供会員の報酬上乘せを実施した結果、提供会員数が22名増加するなど処遇の改善が、担い手確保につながる効果が確認できました。一方で、徳島県の最低賃金は、令和8年1月1日から時間額1,046円に改定されました。本町の提供会員の活動報酬は、現在、平日950円、休日1,050円であり、平日については最低賃金を96円下回る状況です。ファミリー・サポート事業が雇用契約でないことは承知しておりますが、これまでも本町では担い手不足により、預けたいときに預けれないといった課題が指摘されてきました。制度を必要なときに安心して利用できる受け皿として維持していくためにも、担い手確保のための適切な水準の維持が重要と考えております。最低賃金の水準を下回らない単価への見直しについて、本町の現状認識と今後の考え方をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリー・サポート・センター事業における提供会員の報酬単価の見直しに関する御質問について、御答弁させていただきます。

なお、答弁におきましては、以降、ファミリー・サポート・センター事業と申し上げますので御了承ください。ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助を受けたい方を依頼会員、子育ての援助を行いたい方を提供会員とし、地域における相互援助を目的として実施しているものであり、本町を含む板野郡5町が連携して広域的に取り組んでおります。提供会員につきましては、国の制度上、住民同士の相互援助活動を基本とする有償ボランティアとして位置付けられており、この枠組みの中で活動していただいております。報酬単価につきましては、令和6年度に改定を行っており、1人目の利用分を例に申し上げますと、1時間当たり250円の上乗せを行い、平日は950円。土曜、日曜、祝日等は1,050円としております。近隣市町の報酬単価を見ますと、平日で900円から950円、土日祝で1,000円程度が一般的であり、本町の単価は相対的に高い水準となっております。現時点で報酬単価の改定を行う予定はございませんが、提供依頼会員の確保は地域の子育て支援を維持する上で重要であり、報酬額の在り方も大切な要素であ

ると認識しております。一方で、報酬額の見直しに際しましては、最低賃金との比較のみで判断するものではないと考えております。これは活動時間、サービス内容、負担の程度など複数の要素を総合的に考慮する必要があると考えていることによります。また、報酬単価の引き上げには継続的な財政負担を伴いますので、県内自治体の報酬水準の動向、広域的な利用体制への影響、本町の財政状況などを踏まえ総合的に判断することが適切であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。担い手確保の課題は、また、給食費の無償化と併用しながら、また、今後の状況を見ながら改めて伺っていきたいと思います。次に、令和6年度からの取組の成果と課題について伺います。令和6年度から導入された提供会員への報酬上乘せにより、提供会員数が267人から289人へと22名増加するなど、担い手確保に向けた取組の効果が現れております。一方で、利用件数は伸び悩んでおり、依頼会員の利用率は約24パーセントから18パーセントへと低下しており、提供側の強化には一定の効果が見られるものの、その成果が利用の増加につながっていない状況がうかがえました。徳島市などでは、料金引き下げによって利用件数が倍増したとの報道もあり、物価高騰が続く中で、現在の1時間700円から800円という利用料が保護者にとってのハードルになっている可能性も考えられます。依頼会員の利用率が低下している要因について、本町としてどのように分析をされているのかお聞かせください。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） ファミリー・サポート・センター事業における取り組み成果と課題に関する御質問について答弁させていただきます。まず、本町の直近の状況について令和6年度末と年度途中ではございますが、令和8年1月末現在の比較で申し上げます。依頼会員数は、令和6年度末の716人から令和8年1月末には689人となり27人の減少となっております。同様の比較で、提供会員数は289人から295人となり6人の増加となっております。利用件数は1,111件から621件となり490件の減少となっております。これらの状況を踏まえた要因と課題について申し上げます。提供会員数に関することといたしまして、本

町では令和6年度に報酬単価の見直しを行っており、1人目の利用分を例に申し上げますと1時間当たり250円を上乗せし、平日を950円、平日以外を1,050円としております。この単価は近隣市町と比較しても高い水準であり、令和6年度末から本年1月末にかけて6人増加していることから報酬単価の見直しが一定の効果をもたらしたものと考えておりますが、地域において子育てを支えたいという思いを持つ方々の存在も増加の要因であると推察しております。次に、依頼会員数及び利用件数に関することについてですが、これらは共通の要因によるものと考えておりますので利用件数を例に御説明いたします。令和7年度の利用件数は、前年度より減少する可能性が高いと見込んでおります。その要因につきましては、利用料の影響も考えられますが、本町では放課後児童健全育成事業、産後ケア事業、徳島東部地域定住自立圏共生ビジョン連携事業の一環として広域で実施している病児保育事業など多様な子育て支援施策を展開しております。こうした取組により、御家庭の状況や子育て方針に応じて必要なサービスを選択できる環境が整っていることも一因であると考えております。さらに、令和8年度からは国の制度に基づき、こども誰でも通園制度を実施することとしておりますので保護者の皆様の選択肢は一層広がるものと推察しております。このほか、同期間における郡内各町の状況を見ますと、本町より低価格帯の利用料を設定している自治体においても利用件数が伸び悩んでおります。利用件数につきましては、物価高騰の影響により利用を控える動きが生じていることも考えられますが、ファミリー・サポート・センター事業が十分に認知されていない可能性も一因として想定され、課題でもあると考えております。こうした点を踏まえ、事業の利用促進につながるよう、周知の取組を進めていくことが重要であると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。ありがとうございます。保護者の方がお子さんを預ける場所の選択肢が増えることはすごくいいと思います。制度の内容や利用方法について、また、必要な方に届くように周知を頂ければと思っております。次に、板野東部ファミリー・サポート・センター事業の本町の位置付けを踏まえた段階的な負担軽減策について伺います。板野郡の中では、松茂町のみが利用料を500円に引き下げていますが、この広域での利用件数のうち、藍住町が半数以上を占めていることから、本町が同様の取組を行った場合、町としての負担が重くなる可能性

がございます。現在、本町では、先ほども答弁がありましたが、利用率が低下傾向で支援を広げても担い手が追いつかず、予算をかけても利用につながらない懸念もございます。そこで、まずは、対象や範囲を絞った試験的な取組を行うことで料金を下げた場合の変化や利用を控えている方の状況が見えてくるのではないかと考えます。議事録にありました令和6年度の利用件数、約1,111件を基に松茂町並みの補助を想定して試算したところ、仮に全ての利用を対象とした場合でも年間80万円から150万円程度になると見込まれます。さらに、対象を未就学児に限ることや年間の利用時間に一定の条件を設けることなどを組み合わせれば、50万円から70万円程度に抑えて実施することも可能ではないかと考えます。また、海陽町では利用料金を500円としながら年間120時間までという上限の設定や、ひとり親家庭や移住世帯など対象を限定することで負担を抑えた制度設計を行っております。本町においても、例えば、未就学児に限定することや、年間利用時間に上限を設けるなど対象を絞った上で、実質的な負担をワンコインに近づける段階的な取組を、まずは試験的に検討いただけないか、本町の御見解をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 元木議員から本事業の利用率向上に向け、財政負担を勘案しつつ対象範囲を限定した上で利用料を試行的に引き下げてはどうかとの御提案を頂いておりますことに答弁させていただきます。まず、郡内の利用状況を令和6年度と令和8年1月末で比較いたしますと、本町より低価格帯の利用料を設定している自治体においても、利用件数は伸び悩んでいる状況が確認されております。一方で、本町と同水準の料金設定を行っている自治体の中には、利用件数が増加している自治体があり利用料の低廉化が必ずしも利用率向上に直結していないことがうかがえます。次に、本町の依頼会員数については、先の答弁で申し上げましたとおり、令和6年度末と令和8年1月末時点との比較で27人減少しております。板野東部ファミリー・サポート・センター全体でも依頼会員数は伸び悩んでおり、今年度中に大幅な増加が見込める状況にはございません。これらの状況から、利用料の引き下げが利用促進の一要因となる可能性は否定できないものの、利用料のみで利用件数が左右されるとは言い切れないと考えております。むしろ、本町が実施しております産後ケア事業や広域実施による病児保育事業などの子育て支援に関する事業が、子育て世帯にとって多様な選択肢となり、結果としてファミリー・サポー

ト・センターの利用件数に影響している可能性もございます。次に、料金設定の試行的な運用についてですが、当該事業は既に一定程度地域に浸透している事業であり、将来的な財源確保の見通しが無いまま試行的に料金を引き下げた場合、試行終了時に利用者と事業受託者双方に誤解や混乱を生じさせるおそれがあると考えております。このため、現時点で料金変更に関する試行的な運用を行うことは難しいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本町より低価格帯を設定している自治体もございますので、当該自治体の利用件数等の推移を注視しつつ事業を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。ありがとうございます。また、今後の動きを見ながら必要に応じて改めて伺っていきたいと思います。次に、藍住町体育センターにおけるフットサル利用禁止に伴う見直しと新たな管理制度の導入についてお伺いいたします。藍住町体育センターは、バレーボールや卓球など住民の方のスポーツ、レクリエーションの拠点として長年親しまれてきました。そうした中、令和8年4月から当施設でのフットサルの利用が全面的に禁止となりました。町から御提供いただいた資料によれば、過去5年間にわたり毎年一定の利用実績があり、昨年度は利用団体数21団体、年間130回を超える利用があり、高いニーズが確認できます。また、利用団体には特別な配慮を必要とする子供たちが参加する、ソーシャルフットボールのチームも含まれており、体育館でボールを蹴る時間が子供たちにとって大切な居場所となっている側面もあります。一方で、フットサルの提供開始以降、床面の損傷が続き多額の修繕費を要する事例も発生していること、また、町が注意喚起や一定のルールの周知を重ねてきた中でも、一部の団体ではルールが十分に守れなかった状況がうかがえました。今回の対応は、住民の方の安全や施設保全を最優先に今後も施設を継続して活用していくための措置であることは、利用団体側としても重く受け止めるべきものと考えております。その上で、自己申請による登録制などの新たな管理体制の導入について伺います。これまでの経緯からは、施設保全を前提としつつ、利用機会の確保との両立に向けた見直しも必要ではないかと考えます。例えば、利用ルールを守れる団体への登録制など一定条件での利用や、関係部署、利用団体に交えた協議の場を通じて実態に即した管理方法について御検

討いただけないか伺いいたします。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） それでは、お答えいたします。まず、施設の根本的な構造の問題でございます。そもそも、木製の床と一般的な壁面構造の体育館において、フットサルを行うこと自体に無理があるというのが実情でございます。フットサル専用コートは、激しい衝撃に耐える高強度の床材に加え、壁面も衝撃吸収材や防護ネットで守られております。しかし、一般の体育館は、バレーボールなどの人の着地衝撃を和らげる弾性構造を基本としており、壁面も強い衝撃を想定しておりません。そのようなところで、全力で蹴り出された重量のあるボールが衝突する大きな衝撃が加わると、内装材などの損傷を引き起こすことは容易に想像がつきます。現に、体育センターでも窓の格子や壁面、建具の損傷が相次いでおり、建物全体の健全性を維持することは物理的に限界に達しております。近隣自治体の体育施設においても同様の理由からフットサル利用を禁止する事例が多く、現在、利用可能な施設においても利用禁止の検討に入っている施設もあると聞き及んでおります。そして、利用マナーと管理体制についてです。過去5年間、指定管理者とともに養生マットの敷設や防球ネットの設置を粘り強く指導し、利用者側の自律的な改善に期待してまいりました。しかしながら、5年を経ても状況が好転しなかった事実は重く、現行の運用体制では、これ以上の施設保全は不可能であると判断せざるを得ません。議員御提案の優良団体の登録制は、各団体のプレー内容を常時監視し、一団体ごとに詳細な利用状況の確認や審査を行う必要がございます。そのためには、膨大な人件費と事務負担を要し、公共施設の管理運営としては現実的ではございません。特定の競技のみに過度の管理コストを割くことは、ほかの競技利用者や町民全体への公平性の観点からも困難と言わざるを得ません。一方で、フットサルは小中学校のグラウンドや河川敷運動公園という、フットサルの強い負荷を許容できる屋外環境でも可能と考えております。今回の判断につきましては、町民全体の共有財産である施設を守り、次世代へ安全に引き継ぐための苦渋の決断でございます。今後は、希望する団体に対し既存施設の利用方法を丁寧に情報提供し、適切な施設利用への誘導を努めることで、町民の皆様が安全かつ公平にスポーツを楽しめる環境を維持してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。各団体に応じた御対応をしていただけるということで認識いたしました。次に、子供たちのスポーツ環境を確保する代替施設の活用について、中学校の公的施設なども含め本町の具体的な対応策について教えてください。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） お答えいたします。先に申し上げましたとおり、一般的な木製床と壁面構造を持つ体育館において、競技としてのフットサルを行うことは構造的に無理があるというのが実情でございます。そのため、小中学校の体育館を代替施設とすることは、児童生徒の安全に重大な支障を来すおそれがあり現実的ではないと判断いたします。しかしながら、町といたしましては、子供たちの活動の場をいたずらに制限したいと考えているわけではございません。もし、今後屋内施設での活動を継続されたいのであれば、それは従来のフットサルという競技の枠組みではなく、物理的に施設への負荷をゼロに近づけた、安全なレクリエーション形式として体育館の床や壁面を傷めない新たなルールや形態での活動へと転換していただくなどの規制が求められると考えております。一方で、本来のフットサルが持つスピード感や、思い切りシュートを打つ醍醐味を存分に味わいたいという子供たちに対しては、それを受け止めるにふわしい小中学校のグラウンドや河川敷運動公園などの屋外施設の利用を丁寧に案内してまいります。町といたしましては、屋内施設を傷めない新しい楽しみ方への転換と、本来の競技特性を活かせる施設の利用、この2つの柱によって、子供たちが安全に、かつ末永くスポーツに打ち込める環境を確保してまいりたいと考えております。関係部署や指定管理者とも連携し、利用者の皆様と誠実に対話を重ねながら大切な公共施設を守ることと、そして、スポーツ振興の両立を図ってまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。次に、危険箇所を重点とした見守り配置の下校時間の共有体制について伺います。昨年9月議会において、危険箇所に重点を置いた配置型の見守りについて提案した際、教育委員会において、年明け1月から低学年の下校時間に合わせて配置を検討すると、子供たちの安全を最優先に御対応いた

だけたことに心より感謝しております。一方で、実際に運用が始まる中で少し課題も出てまいりました。現在、巡視員の方には統一された時間帯の予定表が配布され、それに沿って見守りが行われております。しかし、学校現場では行事や学年ごとの時間割の変更により、実際の下校時間にずれがあることで、配置が反映しにくい日も出ていますと伺っております。今後、情報共有がよりスムーズに行えるように、本町の実情に見合った運用改善について教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 下校時見守り巡視員と教育委員会が下校時間を情報共有できるような運用についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり下校時間は学校行事等で変更になる場合があります、関係者間の情報共有が重要であると認識をしております。現在、8名の下校時見守り巡視員が各小学校区で下校時間に合わせて見守り活動を行っております。さらに、毎月、各小学校から下校時間予定表を巡視員に提供し情報共有を図っております。この予定表には、各学年の毎日の下校予定時刻のほか、行事等に伴う時間割の変更について記載されております。このように、現在の体制で児童の安全確保及び巡視員との情報共有は適切に図られているものと考えておりますが、引き続き状況把握に努めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君起立〕

●4番議員（元木春香君） すいません。1つ再問します。巡視員の方の配置や低学年の下校時間と合わない場合、例えば、前日などに急な下校時間等の変更があった場合も考えられますが、そうした場合の対応や情報共有の在り方について教えてください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） お答えいたします。当日の急な変更を除き、予定変更があった場合には、各学校から修正された下校時間予定表が提出されるため、巡視員には修正後の下校時刻予定表を再配布し対応いたしております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

●4番議員（元木春香君） はい。では、次に図書館2階の自習室の周知方法と利用定着に向けた仕組みづくりについて伺います。これまで、中学生議会での要望からはじまった図書館自習スペースの充実に向け、質問を重ねてまいりました。現在、図書館1階の自習スペースは、一般の方にも広く利用されており、町の大切な学習環境となっております。その後、本年1月、2月にも臨時的に図書館2階、農業振興センターの自主室を開設いただき、公式LINEやアプリ、掲示などを通じて様々な方法で周知いただいております。一方で、資料を拝見すると、8月の実施時と比べ、利用人数や高校生のボランティアの方の人数が半数以上伸び悩んでいる状況が見受けられました。今回は、学校でのチラシ配布等が行われていないこと、また、主な周知先が保護者向けであったことから、児童生徒本人に情報が行き届いていなかった可能性も考えられます。また、高校生のボランティアの募集については生徒、学校、保護者で共有するアプリを通じて生徒本人にも情報が届く仕組みが機能しているとも伺っております。今後、児童生徒本人に直接情報が届く周知について本町の御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 自習室の周知方法についてお答えいたします。町自習室の周知方法につきましては、公式LINE、藍メールやすぐーるでの配信、ポスター掲示のほか、自習室の利用対象となる児童生徒に対して各学校で複数回周知をして頂いております。その上で、夏休みの開設に比べて今回の利用者が少なかったという状況においては、議員御指摘のように、さらなる周知方法の工夫も必要であると考えております。児童生徒への効果的な周知方法としましては、このたび配備が完了し、各学校で順次使用が開始されております1人1台端末を活用し、直接的な周知を検討してまいります。これにより、担任の先生からの声かけから数日経過しても自習室の開設日や時間等が自宅でも確認できることになり、利用者の増加につながると考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君に申し上げます。質問時間の制限を超えていますので注意します。

元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 4 番議員（元木春香君） はい。ありがとうございます。次に、図書館 1 階、2 階の連携による案内と分かりやすい周知について伺います。図書館 2 階の農業振興センターは場所が分かりにくい面もあることから、掲示や案内方法での工夫が必要ではないかと考えます。今後、案内の在り方や利用しやすさにつながる分かりやすい周知について本町の御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 学びの意欲を後押しする仕組みづくりについての今後の対応や方針についてお答えをいたします。図書館 2 階の自習室への誘導につきましては、図書館 1 階にチラシをおいて周知を図ってまいりましたが、効果的な周知や案内に改善の余地がある旨の御指摘を頂きました。一方で、チラシの配布場所に限らず、その内容や視認性、また、職員間での意識の共有など課題を整理し、効果的な対応の検討を進めてまいりたいと考えております。今回の自習室利用者の中には 8 回のうち 6 回利用した子供もおり、アンケートでも「とても静かで集中して勉強ができた。」、「家とは違い気分転換になった。」などの意見がありました。このような声を紹介するなど様々なアプローチによって子供たちの学習意欲を後押しする機会づくり、また、学ぶ場所の選択肢となるよう開設準備を進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 元木春香君。

〔元木春香君登壇〕

● 4 番議員（元木春香君） 次からは、ちょっと気をつけます。一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午前 11 時 1 分小休

午前 11 時 9 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、15 番議員、前田晃良君の一般質問を許可します。

前田晃良君

〔前田晃良君登壇〕

● 15 番議員（前田晃良君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。一部の行政サービスの利用者等からの職員に対する暴言や不当な要求などの著しい

迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントについてお伺いいたします。役場窓口において、何度も長時間滞在されたり、時に声を荒げるお客様、また、電話対応に苦慮されている様子の職員の方を目にすることがあります。職員の皆様は、様々な御相談やお問い合わせに誠意を尽くして対応されていることかと思えます。相応の時間が必要な業務であればよいのですが、その様子を見るにおいて、中には、いわゆるカスタマーハラスメントに当たる事案もあるのではないかと推察しております。著しい迷惑行為であるならば、働く職員の安全を脅かすとともに公務そのものに影響を及ぼし、業務時間を費やすことで時間外勤務の増加や、ひいては心身の疲弊や健康の悪化といった事態、そして、町民への行政サービス提供の遅滞を招くことなどが考えられます。本町では防止対策として、今年度から職員の名札の表記を変更し、フルネーム表示から名字のみの平仮名表記に変更しています。また、先の議会全員協議会において、理事者から説明がありましたように、昨年12月から自動通話録音装置を設置し、電話通信の自動録音が開始されております。一方で、他の自治体においても周知ポスターの掲示など様々な取組がなされておりますが、防止対策としての事例は多くありません。本町の取組において、名札や自動録音に一定の効果があったと思えますが、さらにカスハラ防止に取り組むべきと考えております。防止対策の現状と今後の防止対策をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。前田議員からカスタマーハラスメントの防止対策について御質問を頂いております。本町では、先ほど議員もおっしゃられましたけども、職員名札の名字平仮名表記、庁舎での電話自動通話録音装置の設置のほか、今年度から職員名簿につきましても廃止いたしております。防止対策を講じる上で、まず、本町における現状を把握する必要があります。昨年6月の法改正において、カスタマーハラスメント対策が義務化され、本町においても職員の就業環境を守るための適切な対策を講じていくことが求められております。こうした状況を踏まえ、藍住町職員安全衛生委員会での協議により、本年2月、全職員を対象としたカスタマーハラスメントに関する職員アンケートを実施いたしました。このアンケートは、カスタマーハラスメントの実態を把握し、今後の対応策の検討及び必要な施策の基礎資料とすることを目的としております。現時点では、

具体的な防止対策の検討には至ってはおりませんが、今後、このアンケート結果を精査し、また、他団体の事例も参考にしながら的確で効果的な防止対策を講じてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●15番議員（前田晃良君） 再問します。職員アンケートを実施したとの答弁でした。集計が終えられていないかもしれませんが、そのアンケートの概要と防止対策につながるような内容があれば説明いただければと思います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。本アンケートは、概ね過去3年間における職員のカスタマーハラスメントに関する実態調査でございます。結果の概要を御説明いたします。まず、約30パーセントの職員がカスハラを受け、うち4人に1人が10回以上受けております。その内容は、精神的な攻撃が最も多く、長時間の拘束や居座り、不当な要求、担当者の交代や執拗な上司への面会要求、妥当性がない謝罪の要求などと続いております。形態については、主に対面と電話でございますが、自動通話録音導入後もございます。対応で要した時間は、30分から2時間が最多となっております。カスハラを受けた際の対応については、同僚や上司への相談が最も多く、一方で、相談せずただ我慢した職員も少なくはありません。カスハラを受けた際の心身の影響については、不快感や不安な気持ち、仕事への意欲低下、職場に来ることへの恐怖感などとなっております。カスハラへの問題解決に向けて何が必要かとの問いには、体制整備が最多で、被害職員のケア、対策マニュアルや方針の策定、相談窓口の整備、研修の実施、強化などがございます。

なお、カスハラを未然に防止する対策、カスハラの減少を図るという観点では、対策規程の整備、公開、窓口等における周知啓発ポスター等の掲示や広報等についての意見がございました。これらの意見は、今後の防止対策に生かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●15番議員（前田晃良君） 分かりました。やはり対応策があつての防止対策と

ということがうかがえると思います。そこで、改めてアンケート結果や、これまでの業務におけるカスタマーハラスメントに関する課題について、どのように捉え整理をしているのかお伺いいたします。また、先ほどの答弁で昨年6月の法改正に触れていました。御承知のとおり、労働施策総合推進法が改正され、本年10月1日からカスタマーハラスメント対策が義務化されます。この中でも、「対応の実効性を確保するために必要なカスハラを抑止のための措置」において、「特に悪質と考えられるカスハラへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する」とあります。先ほどの答弁で、体制整備が必要とのアンケート結果を説明いただきました。まず、抑止を図るために、職員の皆さんが同じ認識で安心して働ける体制、環境整備は大変重要であると思います。カスタマーハラスメント対策の義務化を迎え、町としてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。カスタマーハラスメントの取組について御質問を頂いております。まず、先ほど御答弁申し上げましたアンケート結果では、職員の約30パーセント、つまり、3人に1人がカスハラを受けたとなっております。このことからカスハラ対策について、課題を整理し十分な啓発や対策を講じていく必要があると考えております。課題となる要因につきましては、一般的なことから本町特有のものまで様々と考えられますので、まず、アンケートの各項目の結果を十分精査いたします。その上で、町民サービスを守ること、業務を守ること、職員を守ること、そして啓発を継続することを主眼に置き、行政サービス全体の質の向上につながるためのカスハラ対策基本方針や、対応マニュアル等の策定を含めた確な体制の整備を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●15番議員（前田晃良君） 再問します。職員や業務を守ることと町民サービスも守ること、この両立は簡単ではないと思いますが、町民の皆様の理解が得られるよう対策を進めていっていただきたいと思います。一方で、窓口業務や電話対応は続きますので、その間も職員の皆さんが少しでもカスハラに対する認識を深めなが

ら対応スキルを身につけていただく必要もあるかと思えます。早期の研修の実施など、できることから始めることが望ましいと思えますがいかがでしょうか。お伺いたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。カスハラ対策基本方針や対応マニュアル等を策定すること自体が目的とならないよう、策定期間と並行いたしましてロールプレイ等実践的な研修の実施、また、効果的な啓発活動など適切な対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●15番議員（前田晃良君） 分かりました。本町の顧客ハラスメント対策が町民の皆様と職員の皆さんがお互いの立場を尊重しあえるものになりますようお願いいたします。次に、徳島県が本年2月4日に発表しました南海トラフ巨大地震新被害想定についてお伺いたします。新たな想定のごく目的は、1つ目に「南海トラフ巨大地震が発生したときの被害の様相を明らかにし、市町村ごとの防災・減災対策はもとより、行政・事業者等が行うべき早期の復旧・復興に向けた具体的な対策を検討するための基礎資料とする。」、2つ目に「あわせて、具体的な被害軽減対策を示すことで、事前防災の必要性について、県民の理解を深め、自助・共助の取組を促進することを目的とする。」とされております。新たな想定において、本町は平成25年の前回の想定で6強とされていた震度が7と引き上げられました。一方で、液状化の危険度が極めて高い地域や死者数は減少しており、建物全壊、消失数は同数となっています。また、新たな試算も公表されています。「助かる命を助ける」として、「住まいの地震対策や津波からの早期避難など、防災対策の推進により、被害が大幅に軽減されること」が見込まれています。また、「助かった命をつなぐ」として、「災害関連死ゼロに向けた取組」が示されております。新聞報道では、県関係者から、死者数が減ったことで安心感を持たれては困る。被害想定を具体的な防災対策を進めるための基礎資料として活用してほしい。個人が地震発生をイメージし防災知識を高める取組を実践してほしい。決して安心できない状況、住宅耐震化はもちろん、事前防災の必要性を理解し、自助や共助の取組を進めてほしいとしております。このほかにも、様々な被害想定が試算されておりますが、町

としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。徳島県の新被害想定に関する御質問を頂いております。新たな被害想定では、震度が県内最大まで引き上げられており、率直に、より、危機感を強める必要があると考えております。2025年の内閣府の方法を用いた火災による人的被害想定では、死者の発生要因として、炎上出火家屋内からの逃げ遅れ、倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者、延焼拡大時の逃げ惑いの3種類のシナリオを想定して死者数を試算しております。新聞報道にもありますが、冬の深夜の最悪とされる数値で、本町では火災による死者数は20人と想定されております。また、避難者数と災害関連死者数の関係に基づいて算出した災害関連死は20人から50人と想定されております。このように、より具体的かつ現実的な事項について国の想定方法を用いた数値であり、国及び県の分析や対策に、そごが生じる可能性が低くなるなどの確な想定と評価いたしております。今後、改めて気を引き締めるとともに、本想定 of 精査を進めながら本町の地域防災計画の見直し等において的確に反映させてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●15番議員（前田晃良君） 再問します。巨大地震による死者数のほとんどが家屋倒壊や家具類の転倒など、揺れそのものが原因である印象が強く、災害関連死の印象は弱い感じがありました。その被害が最大50人と津波より多く想定されております。この点の評価をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。災害関連死は、災害による負傷の悪化、または避難生活等における身体的負担に起因する疾病による死亡とされております。本町におきましては、災害発生後における対策として物資備蓄倉庫の拡充を図っているところですが、医療やライフラインなど多岐にわたる分野で体制の強化をさらに図る必要がございます。徳島県 of 新たな想定において、「助かった命をつなぐ」として、災害関連死ゼロに向けた取組が示されたこ

とで、県内の自治体や企業、そして、住民が同じ認識を深めるとともに連携強化につながるものと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●15番議員（前田晃良君） 分かりました。災害関連死ゼロ、つまり防災対策とともに減災対策も大変重要であることがうかがえました。次に、その減災と防災の取組についてお伺いいたします。以前、私の一般質問において重要な役割を担う自主防災組織について組織率の向上を求めました。理事者からは災害時、町や警察、消防など公的機関が対応できる救援活動には限界があり、災害から命を守るためには、自分の命は自分で守る自助や、隣近所や地域ぐるみで助け合う共助の力が大変重要で、自主防災組織の結成や活動に対して積極的に支援するとの答弁を頂いております。自主防災組織の活性化は減災につながる重要な取組と思います。引き続き、自主的な防災活動を支援していただきたいと思います。また、今年11日、東日本大震災から15年が経ちました。テレビなどでは、減災に取り組む被災地の皆様の様々な活動が紹介されています。また、全国の自治体で地域の課題解消に向けた取組が展開されています。そこで、町としての災害関連被害の抑止に向けた現在の減災、防災の取組の現状と今後についてお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。防災、減災の取組について御質問を頂いております。避難所や避難場所以外の場所での災害関連死は、いわば生活再建に至らなかったことでもあると考えております。生活再建を進めるには、その一丁目一番地とされる罹災証明書が重要な役割を果たします。罹災証明書は、各種支援金や仮設住宅入居等の主な被災者支援制度のほとんどの手続に必要な書類でございます。それゆえに、罹災証明書の発行が遅れるほど被災者の生活再建も遅れることとなります。また、災害発生から被害認定調査、罹災証明書発行を経て各種被災者支援施策の実施に至るまでには多くのプロセスがあり、膨大な時間とマンパワーが必要となってきます。そこで、本町ではこれらの課題を解消するため、今年度、被災者支援システムを導入いたしました。災害時において本システムでは、被災者の生活再建の基礎となる罹災証明書発行事務と住民基本台帳、家屋情報、調査結果の情報を紐付けるとともに、被災者情報の管理をデジタルで行うことができ

ます。この効果として、マンパワーの削減や時間短縮のほか、書類紛失やミス防止等につながり、結果として被災者の生活再建の迅速化が期待でき、ひいては減災の役割を果たすものと考えております。また、避難所開設ボックスを活用した避難所開設訓練を自主防災組織が主体となってこのほど実施されましたので、その概要を御説明いたします。大規模災害発生時、役場職員が全ての避難所へ即座に参集することは困難となるおそれがあるため、災害直後の混乱期において、地域住民が自立的に避難所を立ち上げる共助の体制構築が課題となります。本訓練は、新たに策定した避難所開設ガイドを自主防災組織の方々に実際に使用していただき、その実効性を検証する実証型訓練として実施いたしました。今後、訓練の結果を精査し、今年度内にはガイドの修正版と避難所開設ボックスを全ての指定避難所に配備する予定です。これらの取組により、本町では行政が住民と対等なパートナーとして、ハード、ソフトの両面から止まらない防災を推進し減災につなげてまいりたいと考えております。以上のように、引き続きあらゆる角度から効果的な減災、防災対策を検討し適切に取組を進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君起立〕

●15番議員（前田晃良君） 再問します。これまで、継続して実施されておりました木造住宅耐震化促進事業も減災につながる有効な施策と認識しておりますが、今後も継続されるのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。この事業は、町民の防災意識の向上を図るとともに大地震における住宅の倒壊等による被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進することを目的に実施しており、今後につきましても継続して実施してまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●15番議員（前田晃良君） 分かりました。耐震化は、大変効果的な減災対策と考えておりますので、防災イベントにおける啓発活動や耐震相談の実施など、町民の皆様の意識の向上につながる取組を継続していただけたらと思います。次に、子育て世代のための庁舎環境整備についてお伺いいたします。昨年、国土交通省が実

施した、子育て世代の外出先の授乳室・トイレ利用等に関するアンケート調査の結果報告書が公表されました。調査結果の概要では、「外出先での授乳・搾乳については、回答者の9割が、公共施設や商業施設の授乳室を利用した経験がある一方で、外出時の授乳・搾乳についての困りごとで最も多いのは、授乳室がないことであった。」、「授乳・搾乳できる場所を設置してほしい施設として、こどもを連れて訪れる施設には幅広く需要があった。また、授乳室等の空間があったとしても、ベビーカーや荷物を置くスペースがないこと、衛生面が不十分なこと、内部の設備の不足やプライバシーの問題等の困りごとがあった。」と記述されております。また、外出先で授乳する場所は、公共施設や商業施設の授乳室が最も多く利用されており、授乳室内の設備としておむつ交換台の設置が求められています。本町の庁舎内においても、赤ちゃんや小さなお子様連れの方が安心して授乳やおむつ交換ができる専用のスペースの整備をする必要があると考えますが、その計画はあるのかお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。庁舎環境整備について、授乳、おむつ替えスペースの整備につきまして御質問を頂いております。本庁舎は、平成9年に建築され執務スペースや会議室を有効利用できるよう随時、確保、調整しながら業務を行ってきました。しかし、住民ニーズの多様化による業務量の増加や県からの業務の権限移譲等により、対応する職員数や書類なども増え、保管書類の増加に伴う耐火書庫の容量圧迫、コロナ禍から定着した会議のオンライン化に伴う会議室の利用頻度の増加により、必要時に会議室を確保しづらいなど本庁舎の執務環境について年々利便性が低下しておりました。これらの背景を踏まえ、本庁舎について、効果的、効率的な行政運営を今後も維持していくため、管理、利用の仕方を検討し運営等について具体的に示した利用管理計画を今月策定したところでございます。議員御指摘のとおり、本庁舎内に授乳室やおむつ替え専用のスペースが必要と考え、本管理計画において、授乳、おむつ替え専用スペースを整備し乳幼児連れの来庁者の方が安心して利用できる環境の充実を図ることとしており、令和8年度内に整備を完了できるよう検討を進めてまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●15番議員（前田晃良君） 分かりました。速やかな施設整備と併せて分かりやすい案内表示や、町のホームページや公式LINE等で情報提供とともに、ほかの用途についてもできる限り利用者の意見が反映された管理計画の見直しを行うなど、利便性の高い利用環境の整備を進めていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午前11時42分小休

午前11時50分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き一般質問を再開します。

次に、1番議員、大西孝志君の一般質問を許可します。

大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君） 議長の許可を頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願ひします。

まずはじめに、町民テニスコートの現状について質問します。藍住町には中学校の共有のテニスコート2面しかありません。そのため、午前中の利用率はほぼ100パーセントです。テニスを楽しみたい方は、近隣の上板町、北島町、遠くは石井町にまで足を運んでプレーしています。町民にもっと気軽に使えるテニスコートが増えることにより、多くの人々が身近にスポーツを楽しめるようになるのではないのでしょうか。また、今、テニスコートの利用者が心配しているのは、テニスコートのすぐ隣の造成地に家が建ち、プレー中のボールの打球音、反響音やボールの飛び出しによる苦情などでテニスコートが使えなくなるのではないかということです。

テニスコートの新設、増設の計画はないのでしょうか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） お答えいたします。テニスコートの新設、増設の計画はないかという御質問を頂きました。現在、町内のコートは2面ございますけれども、日々多くの皆様に活発に御利用いただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。また、近隣の自治体の施設まで足を運び、熱心に活動を続けられている皆様のスポーツへの情熱に深く敬意を表する次第でございます。住宅造成に伴う

懸念につきましては、町といたしましては、住宅が建つタイミングに合わせて、あらかじめフェンスの高さを1メートル高くする改修工事を実施いたしました。これにより、ボールの飛び出しを抑制し近隣住民の方々の生活の環境を守ることにより、スポーツ活動と円滑に両立できるよう先んじて対策を講じたところでございます。テニスコートの新設、増設の御提案につきましては、スポーツ振興の観点からも意義深いものと認識しております。しかし、多額の建設費や維持管理コストなど、現在の財政状況下では直ちに進めることは困難な状況にございます。そのため、現時点において新設や増設に向けた具体的な計画はございません。まずは、現在の施設が、周辺環境と調和しながら末永く安心して御利用いただけるよう適切な管理運営に努めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君） それでは、次にいきます。先ほど、フェンス工事のことについて御答弁いただきました。令和7年10月に行った町民テニスコートのフェンス工事について質問します。私は30年前からこの場所でテニスをプレーしていますが、増設工事を行う前からボールがフェンスを飛び出したのを見たことはありません。なぜ、フェンスの増設工事を行う前にテニスコートを見に行くとか、テニスを指導している人に現状を聞くとかということをしていただけなかったんでしょうか。テニスに限らず、住民目線での現地確認とプレーヤーファーストの徹底をお願いしたいと思いますがお考えをお願いします。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君） お答えいたします。テニスコート、まず、工事前の現状確認についてでございますが、担当職員による現地確認は欠かさず行っております。その際、隣接する畑に実際にボールが落ちている状況を確認しているほか、特に中学校の部活動などにおいて、ボールがフェンスを越えてしまうとの報告も現場から直接受けていたところでございます。そして、そのことによる周りの農地の所有者からの苦情も多数受けております。今回のかさ上げ工事は、大西議員が先ほどの御質問で懸念されておりました、隣の造成地の民家にボールが飛び出すことを未然に防ぐための判断でございました。町といたしましては、利用者と近隣住民の双方が心地よく共生できる町民ファーストの環境づくりが、結果としてこの施設を

末永く存続させることにつながると考えております。今後も、現地確認や利用者の皆様の声に耳を傾けることに努め、誰もが気持ちよくスポーツに親しめる町づくりに取り組んでまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君）　ここで昼食のために小休します。

午前11時57分小休

午後0時59分再開

○議長（米本義博君）　小休前に引き続き一般質問を再開します。

大西孝志君。

〔大西孝志君起立〕

●1番議員（大西孝志君）　それでは、再問します。理事者より資料請求させていただきました。発信をお願いします。増設工事をしてもおかつ、今、現在もボールは飛び出し続けています。この点について、どのように現状や実態を把握しておられますか。お聞かせください。

○議長（米本義博君）　重見社会教育課長。

〔社会教育課長　重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君）　お答えいたします。先日もテニスコートのほう、見に行かせていただきました。隣の農地には、玉は飛び出しておるのを確認いたしております。今回のかさ上げ工事のみでは、全て止めることは不可能かとは思いますが、できる限り町としては対応させていただいたというところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君）　大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君）　はい。では、次に、テニスコートについての住民の声について述べさせていただきます。今のコートのベンチのところにプレハブのクラブハウスの新設や冷暖房、トイレ、AED、冷水機などを求める声があります。町民が安心、安全でプレーするのに必要な施設や設備だと思いますが設置するお考えはありますか。

○議長（米本義博君）　重見社会教育課長。

〔社会教育課長　重見高博君登壇〕

◎社会教育課長（重見高博君）　お答えいたします。まず、クラブハウスや冷暖房設備、トイレの設置についてでございますけれども、こうした施設整備は多額の建

設費用に加えて光熱費や維持管理費が継続的にかかるため、現在の町の財政状況からは難しいものであると考えます。また、ほかにも多くの屋外競技団体が活動されている中、特定の競技施設のみを優先して整備することは公平性の観点からも困難といわざるを得ません。次に、AEDの設置についてですが、ガイドラインでは設置間隔の目安は300メートルとなっております。当該コートから約260メートルの町民体育館に既に設置されており、基準を満たしていることから、現時点では体育館の設備を迅速に活用していただく運用としております。また、冷水機の設置につきましては、衛生面の観点から慎重な判断が必要です。冷水機の水は、殺菌効果のある残留塩素が抜けやすく、特に夏季などは雑菌が繁殖しやすい傾向にあります。そのため、利用者の皆様の健康を守るための衛生管理を徹底し続けることは難しく、安全確保の観点から設置を見合わせている状況です。今回の御要望を全てかなえることは難しいのが現状で、様々な面でクリアすべきハードルはございますが、今後も財政面や公平性を考慮しながら、よりよい環境づくりができればと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君起立〕

●1番議員（大西孝志君） 再問します。なぜ、このような声が上がっているのかというと、今、現在のベンチの日よけは、季節によっては休憩にはなりません。扇風機を持参している人もいます。また、AEDで命が助かった人もいます。何らかの命を守る対策が必要だと思いたしますがいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 重見社会教育課長。

〔社会教育課長 重見高博君起立〕

◎社会教育課長（重見高博君） 今後も財政面や公平性を考慮しながら、よりよい環境づくりができればということで考えてまいりたいと思っております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君） それと、東中学校と西クリーンステーションのテニスコートは凸凹で、ボールがどこに飛んでいくか分からず、プレーが大変しづらい状況です。ぜひ、コートをオムニに変えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 東中学校及び西クリーンステーションのテニスコートについてお答えいたします。現在、東中学校のテニスコートは、一般貸出しはしておらず、学校のクラブ活動のみが使用しております。現状を確認いたしましたが、クレイコートとしては特に劣悪な状況ではなく、学校からもオムニコートにしてほしいという要望は上がってきておりません。また、県内においても学校のテニスコートは、ほぼクレイコートでございます。こうしたことから、東中学校のテニスコートについて、現時点でオムニコートへの変更は考えておりません。次に、西クリーンステーションのテニスコートにつきましては、公営施設の一部として設置しており、特定の競技者に限らず、誰もが気軽に利用できる施設としております。仮にオムニコートに改修した場合、コート保護のため、専用シューズの着用が必要となることから、一般の利用者が日常的に利用する上での利便性を損なうおそれがございます。そのためこちらにつきましてもオムニコートへの改修は考えておりません。

なお、同コートにつきましては、令和4年に整備、補修を行ったところでございます。御指摘いただいたコートの凹凸などプレーに支障を来す箇所につきましては、安全面を配慮し必要に応じて適切な補修や維持、管理を努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君起立〕

●1番議員（大西孝志君） 再問します。質問させていただいたことに対する御答弁を頂きました。全てのことを一度に御対応いただくのは難しいことかもしれません。1度、利用者がプレーしているところを見に来ていただけませんか。私たちがいっている必要性は理解していただけたと思います。東中学のコートの現況、プレーしているところを見ていただくことからはじめていただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 東中学校のテニスコートでございますが、実際担当者のほうから現地の確認はしたというふうに聞いております。実際、プレーしてい

るところは、確認はしておりませんが、コートについて確認いたしました。顧問の先生による丁寧な整備が行われており、現状では特に劣悪な状況ではないというふうな認識でございます。プレーの状況につきましては、また、改めて部活動の時間等を確認して、確認しにまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君） はい。それでは、よろしく申し上げます。次に、家族介護用品に対する助成事業についてお尋ねします。藍住町家族介護用品に対する助成事業についてお尋ねします。事前に資料請求いたしましたが、藍住町では、町内の店舗で使用できる藍住商品券7,000円分を年1回支給しているとの回答を頂きました。また、町民へのおむつ配布事業については、社会福祉協議会が実施している年間3万円以内のおむつの現物支給だと伺っています。近隣の市町との助成内容を比較しますと、板野町は6万円、吉野川市が7万5,000円、石井町は7万2,000円、三好市は7万5,000円となっております。藍住町は、社会福祉協議会が実施している事業と合わせても最高3万7,000円と町民が受け取る助成額が低いように思います。町として助成額を近隣市町並みに増やす考えはありますか。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 家族介護用品に関する助成事業について御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。本町では、独自施策として疾病等により、概ね1年以上、自宅で寝たきりの65歳以上の方を常時介護している御家族、また、身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方などを対象に7,000円分の商品券を支給する福祉商品券事業を実施しております。御質問では、社会福祉協議会が実施する上限3万円のおむつ配布事業を合わせましても、家族介護に対する助成が県内の他自治体と比べて少ないのではないかと御指摘を頂いております。本町では、家族介護を直接の要件とする事業以外にも、障害等がある方が対象者に含まれる複数の事業を展開しております。例示いたしますと、本町に1年以上居住されている75歳から99歳までの方に3,000円分の商品券を支給する敬老祝券事業。また、本定例会において、町長の所信表明にもありましたが、ノリ乗りタクシー券事業では、75歳以上の方または65歳以上で運転免許をお持ちでない方を

対象に1万円分のタクシー券を5,000円で購入でき、1人当たり年間3冊まで購入可能でございます。また、令和8年度からは、この購入可能冊数を5冊へ拡大することとなっております。このように、本町では障害等がある方やその御家族、また、高齢者支援に資する複数の事業を実施しております。現時点におきましては、これらの事業を継続していくことに注力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君起立〕

●1番議員（大西孝志君） 再問します。実は、私の母は60歳の頃に若年性認知症になり、介護の経験者、当事者です。その私が思うに、あまりにも冷たい感じがします。板野町の方はこう思っていると思います。「吉野川市や三好市は、7万5,000円のおむつの条例があるみたいで。でも、藍住町は3万円だって。まあ、我慢しようかな。」と思っていると思います。助けを必要としている方や、その御家族にもっと寄り添ってくれる、そんな町になってほしいのですが、町の力で近隣市町に負けないような、そんな施策を進めていただけないかと思っております。お考えをお伺いします。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） はい。お答えいたします。まず、福祉事業につきましては、継続性、そして持続性。これが重要であると考えており、それに伴う財源の確保。これも欠かすことができません。このため事業の実施におきましては、安定的な財源の確保等、これが見込みが立つ。このような状況にございましたら、検証してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。以上でございます。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君） それでは、次に移ります。社会福祉協議会が実施しているおむつ配布事業などは、対象者が在宅で車椅子や寝たきりで生活をされている障害者手帳1、2級をお持ちの方で、なおかつ介護認定4、5で、住民税非課税世帯に限となっております。介護認定4、5の方に障害者手帳1、2も併せて取得していただく必要があります。この、なおかつという基準により、社会福祉協議会

の事業から弾かれる方を町で助成できないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 社会福祉協議会が実施しております、おむつ配布事業の対象とならない方に対する助成の実施について御質問を頂いておりますので答弁をいたします。藍住町社会福祉協議会が実施しております、おむつ配布事業の対象要件を見ますと御質問にもありますとおり、「本町に居住し、在宅で車椅子や寝たきりで生活をされている障害者手帳1級または2級をお持ちの方で、なおかつ要介護認定が要介護4または5の方のうち、住民税非課税世帯に限る」とされており、要件を満たし申請をされた方には、1人年間3万円を上限に年4回、おむつ配布を行う事業となっております。御質問の当該事業の対象外となる方への町独自の助成についてでございますが、社会福祉施策として新たな事業を実施する場合におきましては、先ほども申し上げたところではございますが、継続性と持続性の観点から原則として安定した財源の確保が必要と考えております。このことから、助成事業の新設及び拡充等につきましては、国、県等において制度化されるなど、事業継続が担保される特定財源等が確保できる状況となりましたら、介護保険担当部署等とも情報共有を図りながら、事業の実施効果も含め検証してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君起立〕

●1番議員（大西孝志君） 再問します。町の福祉課と社会福祉協議会は、別団体と伺いました。町の福祉課が社会福祉協議会に協力を要請することはできないのでしょうか。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） はい。お答えをいたします。まず、本町と社会福祉協議会との関係についてから御説明させていただきますと、社会福祉法人藍住町社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体でございます。このため、本町と地域福祉を進める上で役割分担し、協力しあう協力関係はございますが、独立した組織となっております。これを踏まえまして、社会福祉法人藍住町社会福祉協議会が独立した組織であるということを踏まえます

と、町から指示、命令等を出すということは難しいというふうに考えてございます。ただ、協力を依頼するという事は可能でございます。ただし、協力を依頼することになりましても、最終的な判断は同協議会が行うこととなりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君起立〕

●1番議員（大西孝志君） 再々問します。今までの話を聞いていただいたと思います。おむつ助成額のほうは、予算の都合もあるので時間をかけて考えていく必要があると思います。ただ、この社協からいただいた障害者手帳1、2級をお持ちの方、なおかつ介護認定4、5という文言を障害者手帳1、2級のお持ちの方で、または介護認定4、5というふうに変えてはいただけませんか。少しでも助かる人が増えます。町から社協への補助金を増やすことで、精神的にも経済的にも追い詰められている人たちを町としてお助けください。最後に、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） お答えをいたします。まず、先に申し上げましたとおり、事業につきましては、社会福祉協議会が実施しているところがございますので、その事業の事業対象要件をどうするのか、これについては、社会福祉協議会による判断が出てくるであろうというふうに考えてございます。ただ、今、大西議員のほうからこういうお話を頂いておりますので、町のほうから、こういう議員からの御要望あるということをお社協のほうにお伝えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（米本義博君） 大西孝志君。

〔大西孝志君登壇〕

●1番議員（大西孝志君） ありがとうございます。一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午後1時21分小休

午後1時24分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可します。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書に従って質問をいたします。理事者の方は明確にお答えをしてくださることを、まず、申し添えます。

それでは、1点目です。南海トラフ巨大地震に備えた対策の強化を。徳島県が幾度となく南海トラフを震源とする地震、津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も4度の地震、津波に襲われています。南海トラフ地震は100年から150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を空けて発生しています。令和7年1月、現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると80パーセント程度となっています。今から質問する5項目につきましては、藍住町が策定をいたしました藍住町国土強靱化地域計画に従って行います。国土強靱化計画では、1つ、大規模自然災害が発生したときも全ての人命を守る。令和7年3月に改定した方針でございます。「災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業等を活用し、住宅・建築物等の耐震化を推進する。」としています。1、木造住宅等の耐震化率について、1995年、平成7年の1月17日に発生した阪神・淡路大震災では約26万棟の家屋が全半壊し、6,400余名の貴重な命が奪われました。このうち、約4,800名は、建築物の倒壊等により亡くなっており、倒壊した建築物の多くは1981年、昭和56年以前に建築された、いわゆる旧耐震基準の建築物です。このことから地震による人的被害を減少させるためには、住宅、建築物の倒壊等の被害を最小限に抑える耐震化が非常に重要であるといえます。で、藍住町の計画では、この基本理念に基づき、助かる命を助けることを最優先に耐震化と減災化を両輪に南海トラフ巨大地震及び中央構造線・活断層地震など大規模地震発生時の建築物、建物被害による死者ゼロを目指します。このように明確に位置付けをしているわけです。次の2点について伺います。1つ、ア、藍住町での対象戸数と木造住宅耐震診断と耐震改修事業の実施状況について伺います。

なお、資料請求をしていますので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。木造住宅の耐震診断と耐震改修の実施状況について御質問を頂いております。まず、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、住宅の耐震化は町民の生命と財産を守る上で重要課題の1つであると考えております。その上で、木造住宅の耐震診断及び耐震改修支援事業における本町での対象戸数について御説明いたします。本事業の対象は、耐震診断が大きく見直された平成12年5月31日以前に着工された木造住宅ですが、着工時期のデータがないため、平成12年12月31日までに新築または増築された木造の居宅、寄宿舎、共同住宅、アパートの総数を対象戸数としております。その数は6,508戸にのぼります。次に、耐震診断及び耐震改修事業の実施状況について、資料請求がございましたので資料に基づき御説明をいたします。耐震診断の実施件数は、令和5年度が19件、令和6年度は37件と大幅に増加しております。この増加の背景には、令和6年元日に発生した能登半島地震が大きく影響しており、住民の耐震化への関心が高まったことが要因と分析いたしております。診断結果については、令和5年度は全て評点1.0未満と診断された住宅でございました。令和6年度は36件が評点1.0未満でございました。耐震改修につきましては、令和5年度、令和6年度ともに6件の補助を実施いたしました。交付した補助金額は、令和5年度が660万円、令和6年度が1,115万1,000円となっております。令和6年度は補助上限額を210万円に引き上げたことから、交付額は前年度のほぼ倍となっております。

なお、令和6年度の耐震改修は、実際には17件実施していますが、そのうち11件は年度内に工事が完了しなかったため件数には含めておりません。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、詳しく答弁していただきました。それで、耐震診断の結果が1.0未満と、この住宅は地震の際には、倒壊のおそれがあるわけです。そして、今まで問題点として指摘をしてきたのは、私どもはやはり耐震診断にはかなり多額の改修費用がいるので増額をしてほしいということです。今回210万と。100万円から増額されたわけですが、やはり、この結果見てもとりわけ令和5年ですか。19件のうち、6件とやはりなかなか耐震改修に踏み切れない世帯があると、こういうことが事実として出ているわけです。この点は

どのような評価をされてるのかお尋ねします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。まず、診断の結果、評点が1.0未満の割合が非常に高いという御指摘、その評価についてでございますけれども、本町としても危機感をどのように受け止めてるかっていう点につきましては、具体的に申し上げますと令和6年度は耐震診断37件実施しましたが、36件が評点1.0未満であり、旧耐震基準の住宅が多い本町の状況を改めて示す結果となったと受け止めております。能登半島地震でも旧耐震住宅の倒壊が多数発生しておりまして、本町といたしましても住宅の耐震化は喫緊の課題であると認識いたしております。ゆえに、引き続き、耐震診断から改修まで一連の支援制度を活用いただけるよう、一層周知徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） はい。はい。一層周知徹底をしていただきたいと。再々質問いたします。それで、以前もこの問題について、答弁をしていただいたんですが、どうしても高齢者世帯の耐震改修の割合が低いということで答弁がありました。あと、家に続けて住む者がいないとか、そして、息子や娘たちは県外出ているので、もう私ども、もう、この2人で終わりだということではなかなか踏み切れんと。こういう今までの実施の状況で聞いてまいりました。それで能登半島の、今、教訓が言われたわけですけど、経済的な理由で耐震改修を見送った世帯に対して高齢者への支援を強化するというので、この度、住宅金融支援機構のリ・バース60。こういう制度ができました。これは国が金利負担を活用すると、肩代わりすると。こういう制度ができたので、この点もさらに、制度の運用、活用を町民の皆さんに知らせていただきたいとこのように思います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） 議員おっしゃるとおりですね、高齢者っていいですか、高齢者の、今、御紹介いただきましたリバースモーゲージですかね。木造住宅耐震改修の利子補給制度でございますけれども、本町も制度は設けております。

まだ実績はございません。なので、そういう方々、知らない方も多くあるかと思われまので、今後さらに一層周知徹底してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 周知徹底をぜひよろしくお願いいたします。続けて質問に入ります。住宅リフォーム助成制度を藍住町で実施してほしいということを、今までこの議会の中で度々要望してまいりました。そして、他町の取組についても、一度調べていただいて、どのような経済効果とか、そういう町民の皆さんの声があるのかということも調べていただきたいということも申し添えてまいりました。この点について答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。住宅リフォーム助成制度の実施の考えがないかという御質問でございます。住宅リフォーム助成制度につきましては、令和6年12月定例会におきましても同様の御質問を頂いておりまして、町民の皆様の住環境改善に対する関心の高さが伺えます。また、他の自治体においても独自の住宅リフォーム支援事業が実施されていることも承知いたしております。本町といたしましては、一般的な住宅リフォームへの助成ではなく、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震への備えとして住宅の耐震性を向上させる耐震改修事業に重点を置き注力してまいりる考えでございます。したがって、住宅リフォーム助成制度につきましては、現時点において実施する予定はございません。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問。再問いたします。確かに、耐震改修の事業と重なるところ、また、重ならないところがあるので、ぜひ、この点は、これからも地域住民の住宅環境を改善していくと。そして、地元の建設職人の皆さんの仕事を確保していくと。こういう視点を持っていただいて、ぜひ、これからも検討していただきたいというふうに思います。

なお、現在実施をしている市町村をいいますと徳島市、神山町、上勝町、石井町、那賀町、つるぎ町、阿南市、美馬市、鳴門市。こういう自治体が発行しているこ

とを申し添えます。

○議長（米本義博君） 林茂君。質問をしてください。

●11番議員（林茂君） はい。こういう自治体が実施をしているので、ぜひ検討をさらに深めていただきたいと。答弁求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） ただいま、議員のほうから他の自治体の住宅リフォーム支援事業でございますけれども、御紹介いただきました。本町といたしましても他の自治体の取組状況は把握いたしております。他の自治体によってその具体的な中身っていうのはそれぞれ違いますし、また、補助金額も違うというところも承知をいたしております。議員さんもおっしゃられましたけれども、地域経済の活性化などを目的として独自に住宅リフォーム制度を実施していることは、承知いたしておりますけれども、本町におきましては大規模地震による人的被害を最小限に抑えることを最優先に、先ほども答弁申しましたけれども、住宅の耐震化を重点施策として位置付けているところでございます。限られた財源の中で最も効果的に命を守る施策として耐震改修支援事業に注力しているところでございまして、現時点においてリフォーム助成制度を実施する予定はございませんので、御理解を頂けたらと思います。以上でございます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、次の質問に入ります。2点目です。体育館へのエアコン設置、空調設置について。この質問につきましては、小川議員とともに度々議会で取り上げてきました。前の議会で栗島議員が体育館へのエアコン設置を提案をし、実施をしているところでございます。夏の熱中症対策と災害発生時における防災拠点として大きな役割を担うなど、また、真夏でも体育の授業活動を中止せずに継続でき計画的な学校運営ができます。このようなエアコンの特徴があるわけです。そこで、次の2点について伺います。この点についてはアとイとが、町から資料請求をして出された資料と中身が同じなので併せてお尋ねします。町立の小中学校体育館へのエアコンの設置状況と設置費の工事費が幾らか。それから、藍住東中学校、藍住中学校の体育館への空調設備の計画等。以上、答弁を願います。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 町立小中学校体育館へのエアコン設置状況と工事費用、また、藍住中学校、東中学校の体育館への空調設備の計画について、2点の質問でございましたので併せてお答えをいたしたいと思っております。現在、東中学校体育館と柔剣道場にエアコンを設置しております。東中学校体育館については、本年2月末に工事が完了し、工事費用は7,986万円となっております。柔剣道場は、令和4年、農業振興センターで使用してございました空調設備を移設して使用しております。藍住中学校につきましては、本年度に設計業務を進めており、令和8年度に工事に着手する予定となっております。施工管理業務費用559万5,000円及び工事費用予算の1億円につきましては、令和8年度に繰り越すこととしております。また、町内4小学校につきましては、令和8年度に設計業務を行い、令和9年度以降に工事に着手する計画でございます。

なお、小学校体育館の設計業務につきましては、4校分の費用として2,200万円を令和8年度当初予算に計上しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁ありがとうございました。ぜひ、1つ1つの計画が成功例に終わるようにお願いいたします。続きまして3点目です。水道施設、管路の耐震化の推進についてであります。この問題につきましても、以前の議会で新居議員が取り上げいたしました。町の方針は、災害発生時に水道供給への被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するとしています。藍住町は浄水場の第1浄水場は耐震化が完了しています。地震による水道管の破裂や破損で長期間の断水が懸念されます。対策として、地震の力でつなぎ目が抜けにくい耐震管への交換が進められています。浄水場から各家庭の水道を運ぶ基幹管路の耐震適合率は徳島県内の水道耐震化率、基幹管路は地域によって大きく異なり、40パーセントから50パーセント台の市町がある中で、藍住町は低水準の部類に入ります。板野郡内を調べてみますと、北島町が100、それから板野町が62パーセント、上板町が59パーセント。これ、2023年度の耐震化率の状況でございます。そこで、質問に入ります。次の2点について伺います。ア、藍住町の水道基幹管路の耐震適合率は、令和5年度時点で17.34パーセントです。老朽化した配水管などの施設更新を進めており、耐震化計画に基づいて令和11年度、2029年度ま

でに24パーセントまで向上させる目標を掲げていますが、目標を達成するために必要な予算額について伺います。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 水道施設の基幹管路の耐震適合率を24パーセントに向上させるための事業費についてお答えいたします。町民の皆様の生活の根幹を支える水道事業におきまして、南海トラフ巨大地震などの大規模地震への備えは、極めて重要な喫緊の課題であると認識しております。まず、用語の定義について整理をさせていただきます。基幹管路とは、水源から浄水場へ水を運ぶ導水管、浄水場で作った水道水を配水池へ送る送水管、そして配水池から各家庭へ送るための主要な管である配水本管の総称のことです。本町におきましては、導水管及び口径15センチメートル以上の配水管を配水本管と定め、基幹管路としております。また、耐震適合率とは基幹管路の総延長のうち、地震の揺れなどに対して継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている耐震管、あるいは耐震管ではないのですが、管が設置された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる耐震適合管が占める割合を指します。本町の耐震化の現状でございますが、現在は、藍住町国土強靱化地域計画などに基づきまして、災害時のライフライン機能確保及び避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保対策を推進しており、老朽化が進む第2浄水場更新整備事業を最優先に位置付けて取り組んでおります。浄水場は、水道水の供給減であり、地震などにより機能が停止すれば、広域的な断水に直結する大変重要な施設です。管路の耐震化も重要ですが、浄水場自体が機能しなければどれほど管路が耐震化されていても安定した給水はかないません。そのため、第2浄水場更新整備事業に重点的な予算を投入しており、この事業が安定給水の根幹を支えると考えております。並行して管路につきましても、毎年度計画的に耐震化事業を実施し、着実に耐震適合率の底上げを図っております。具体的に申し上げますと、令和7年3月末現在、基幹管路の総延長、約84.1キロメートルのうち、耐震適合延長は約17キロメートルで耐震適合率は20.2パーセントとなっております。今後も毎年度1パーセント程度向上させる計画で事業を進めてまいります。

なお、事業実施箇所につきましては、災害時に避難所や応急給水拠点となる重要施設に接続する管路を優先しております。御質問の令和11年度までに耐震適合率を24パーセントに向上するための事業費につきましては、概算となりますが約5

億1,622万円を見込んでおります。第2浄水場更新整備事業という最優先事項を完遂させつつ、限られた財源の中で事業の平準化を図り着実に耐震化を進めていきたいと考えております。今後は、浄水場更新整備事業の進捗状況を見極めながら管路耐震化のペースを適宜加速させるなど、柔軟かつ戦略的な投資判断を行ってまいります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは続けて質問いたします。イ、です。国は令和10年度、2028年度までに基幹管路の耐震適合率を60パーセント以上にする目標を掲げています。そして、自治体に対する支援も行っています。国の目標である耐震適合率を60パーセントにするにはどれぐらいの予算が必要なのかお伺いします。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君登壇〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 本町の基幹管路の耐震適合率を国の目標である60パーセントに向上させるために必要な事業費についてお答えをいたします。御指摘のとおり、国は国土強靱化基本計画などに基づき基幹管路の耐震適合率を令和10年度までに全国平均で60パーセントまで引き上げるという目標を掲げております。そこで、御質問の本町において基幹管路の耐震適合率を60パーセントに向上させるための事業費は、概算で54億3,892万7,000円を要する見込みであり、管路延長に換算すると約33.5キロメートルの更新が必要となります。水道施設の耐震化は、一朝一夕に成し遂げられるものではございませんが、町民の皆様が将来にわたって安全、安心な水を安定供給し続けることができるよう、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、答弁を頂きました。第2浄水場優先というふうなことでありました。それで、今、我々の暮らしに非常に大切なのは人間が生きていくためには空気と水が非常に大切です。それで、今までの災害でどれだけ損害起きとるのか少し調べてみました。災害が起きたら住民の命と財産に大

きな被害が与えます。過去の震災における水道復旧期間について調べてみますと、こうです。2024年の能登半島の地震、約5か月かかりました。1月1日に発生して5月の末に本管だけが復旧したと。こういう状況です。能登半島では水道管の接合部が抜ける、破損するなどの被害が多発をして水道施設の耐震化が基幹管路がここでも42パーセント。かなり水準からいったら高いわけですが、それでもこのような被害が起きたわけです。それでここでは、土工班とか作業拠点の不足といった復旧上の問題、課題が浮き彫りになりました。それから2016年の熊本地震、約3か月半、4月14日に発生をして7月末に全戸が復旧しました。この熊本地震には、その後、町議会から視察に行き、いろいろと聞いてまいりました。そして、この地震の被害はどうだったかといいますと、上下水道の施設の復旧には、128億円かかったわけでございます。それから2011年の東日本大震災、約6か月半、3月11日に発生して9月末に全戸復旧。被害が甚大な場合、水道の完全復旧には、今まで申しましたように、3か月から6か月、約90日から180日を要する。これが現実の災害の実態でございます。この点から考えますと、やはり、備えあれば憂いなしと、このようにいわれてますから、災害に備えて積極的な財政支出を求めたいとこのように思います。なぜかといいますと、藍住町、今、30億円かけて世代間の交流施設の整備事業を進めてるわけです。住民の命を災害から守るためにも水道の基幹管路の改修工事、必要な予算を世代間交流施設並みに予算を組んでほしいということでございます。水道基幹管路の耐震適合率の向上に向けた支援制度として、国は生活基盤施設耐震化等交付金、それから水道管路耐震化等推進事業、このような制度があるわけですから活用していただきたいと。そして、この点では国の補助金が拡充されてますので、ぜひ、年度計画を改めて作成をしてほしいとこのように思います。答弁願います。

○議長（米本義博君） 畦地上下水道課長。

〔上下水道課長 畦地英志君起立〕

◎上下水道課長（畦地英志君） 耐震化につきまして、計画を立ててという御質問でございました。先ほど御答弁申し上げましたとおり、まずは、第2浄水場の更新整備事業、こちらに注力してまいりまして、まずは、こちらをしっかりと進めてまいりたいと思います。その事業の進捗も見ながら、続きましては管路の耐震化についてもしっかりと今後取り組んでいきたいと考えております。また、財源につきましても本町にとって有利な財源、企業債、国の交付金等々、研究しながら活用して

まいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ぜひ、住民の皆さんの命と財産を守っていくという観点から計画をさらに検討していただきたいということを申します。それでは4点目、入ります。町は防災拠点等の電力確保では、太陽光発電設備及び蓄電池等を設置する方針を掲げています。政府は2030年までに設置可能な建築物の50パーセントに太陽光発電を導入すると。2040年には100パーセント導入する。こういう政府方針でございます。そして、町はどうかといいますと、地域レジリエンス、これは地域回復力というわけです。脱炭素化を同時実現する公共施設への自立分散型エネルギー設備等導入推進事業等の国、県の交付金、補助金事業等を活用する。このような方針を掲げているわけです。そして、町は合同庁舎、完成、令和5年。西クリーンステーション、完成、令和6年。このように太陽光発電を設置をいたしました。さらに方針では、電力等供給体制の整備では太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの災害に強いという特性を生かし、自立分散型の電力供給システムの導入を検討する。このように方針を持っているわけです。そこで2つ要望をします。1つはですね、合同庁舎、西クリ以外に防災拠点施設の太陽光発電の事業化を検討する。こういう方針であります。ですから、世代間交流施設に太陽光発電を設置をしてください。再度提案をいたします。答弁願います。

○議長（米本義博君） 大隅企画政策課長。

〔企画政策課長 大隅久視子君登壇〕

◎企画政策課長（大隅久視子君） はい。世代間交流施設への太陽光発電についての御質問を頂きました。答弁させていただきます。現在、（仮称）藍住町世代間交流施設は、令和10年春のオープンを目指して整備を進めております。本施設の非常用電源としては、ガスまたは軽油を燃料とする自家発電装置を備える計画としております。自家発電装置は、あくまでも発災時等の非常時に稼動する停電時のバックアップ設備でございます。これに対し太陽光発電装置は非常時のみならず、平常時には施設運営に必要となる照明等の電力の一部を賄い、日常の経費削減にも寄与します。世代間交流施設は環境に配慮し、高機能複層エコガラスや高水準の断熱性能及び高効率のLED照明や、空調機器の導入により省エネルギー化を図り、現段

階でも ZEB Ready の脱炭素化水準を達成することを目指しております。さらに、太陽光発電装置による省エネを行うこととすれば ZEB Ready を超え、より上位の達成度である Nearly ZEB の基準を満たす施設になり得ます。既存施設に太陽光発電設備を追加する場合、建物が太陽光パネルの重量を想定しないため屋根の補強工事等に莫大な費用が必要であったり、十分な点検用のスペースを確保できないなどの問題が発生するおそれがございます。一方、新施設の場合、工事中の足場代や配線工事等が施設本体工事と共通化されてコスト的にも有利であり、設置工事期間中の施設利用者への影響や御迷惑を考えるとなく施工が可能です。また、最初から太陽光パネルの設置に対応可能な工法や材料を採用することができ、当初から最適な設計が可能で無理のないメンテナンス動線を考慮できます。依然として、太陽光発電パネルの廃棄時のコスト等、未解決の問題があることは否めませんが、リサイクル技術の進展や国におきましても法整備を進めようとしているところでございまして、新築の公共施設における脱炭素化を強力に進める国の方針もございまして、これらのことを勘案すれば、町有施設への太陽光発電設備を導入する好機ともいえますので、委託先事業者からも提案を受け現在前向きに検討を進めているところでございます。

なお、詳細につきましては現在検討中でありまして、決定次第、議会に報告したいと考えております。よろしくお願いたします。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） ぜひ、引き続き検討していただきたいと思っております。それでは、その次の質問です。東部地区に南海トラフ巨大地震や洪水被害を想定した災害物資集配拠点施設が新築をします。これから。この場所にも太陽光発電を設置をしてください。答弁願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。東部地区に新築する災害物資拠点施設に太陽光発電設備設置についての御質問を頂いております。まず、東部地区に新築する災害物資集配拠点施設は、南海トラフ巨大地震や洪水被害を想定した防災の要となる施設でございまして、議員御提案の太陽光発電設備の導入は、防災拠点のレジリエンスを高める観点から検討すべき重要な要素であると認識いたして

おります。しかしながら、本施設は通常時の消費電力が極めて少ない備蓄倉庫であり、大規模な発電設備を導入しても自家消費による経済的メリットが得られにくいという課題がございます。また、屋上を一時的な避難場所としているため、パネルの設置が避難スペースを制限してしまうという物理的な制約もでございます。そのため、現状では費用対効果と防災機能を最大限に両立させる形として、夜間避難時の安全を確保する外灯用ソーラーライトなど、独立電源型の設備を適所に配置する計画といたしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

●11番議員（林茂君） 再問いたします。今、答弁いただきました。そのような、いろんな施設によって問題点が多々あると思いますが、ぜひ、これからの方向というのは、今まで私は議会で質問したように、いかに住民の皆さんを災害から守る拠点施設にふさわしい施設づくりを兼ね備える。この点で太陽光発電の設置を提案してまいりました。それで、太陽光発電を設置するときに財源がないっていうふうにいわれました。今、全国で取り組まれているのが初期費用ゼロ、第三者所有モデル、P P Aモデルっていうのがあるそうです。これ電力販売契約で、P P Aの事業者が太陽光発電設備の設置、維持管理を行って利用者が発電された電気を格安に購入する仕組みです。メリットは初期費用、メンテナンス、再エネ、賦課金が不要でオフバランス化可能。災害時の非常用の電源として機能対策に有効であると。こういうことでぜひ、これからの新しい施設づくりのときにも財源難の問題が生じれば、こういう制度があるということを確認をして活用していただくこと。この点についてひとつ答弁を求めます。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。御質問ですけれども、まず、財源以前の話かと理解しております。といいますのは、先ほど答弁申し上げましたように、この新しい備蓄倉庫、そもそも先ほど申し上げたようにですね、消費電力が極めて少ない備蓄倉庫なんですね。まず、必要性があるかどうかという観点からが重要かと思うんです。必要あるならばその財源はどうなのかっていう話になるかと思しますので、そういう意味において、必要っていうところの備蓄倉庫に関していえば、必要性というところで極めて消費電力が少ないため太陽光パネルというのは考えて

いないと、そういう考えでございます。以上です。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今の答弁はその通りだというふうに考えます。今後の課題としてです。それでは続けてです。御存じと思いますが、避難者生活環境改善事業っていうのがあります。これから避難所を作っていく。このときにこのような制度を活用して必要な機器を購入していただくと。この点、どのように考えておられるのか答弁、願います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。新しく建設される災害物資集配拠点施設にどのような物資をどのような財源を使って購入するかという御質問を頂いております。まず、新設する災害物資集配拠点施設につきましては、令和9年度からの運用開始を予定いたしております。そのため、令和8年度、来年度に購入する物資につきましては、既存の備蓄倉庫や各避難所の防災倉庫に保管し、新施設の運用開始までの間も備蓄の充実に努めてまいります。その上で、来年度購入を予定している物資につきましては、食料品や飲料水、携帯トイレなどの消耗品に加え、災害用ベッドや簡易トイレ、非常用発電機など避難所における生活環境の向上に資する資機材等の調達を計画いたしております。これらの財源につきましては、国の地域未来交付金を本町においても積極的に活用するほか、徳島県の県土強靱化・レジリエンス推進事業補助金、公益財団法人徳島県市町村振興協会のとくしま地域づくり推進事業助成金、一般財団法人徳島県市町村職員互助会の公益目的事業助成金など、国、県及び関係団体の各種財源を活用しながら町民の皆様が安心して避難生活を送ることができる環境づくりに向けて着実に取り組んでまいります。

なお、新設いたします災害物資集配拠点施設における資機材、備蓄品につきましては、今後、施設整備と並行して検討してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、5点目です。学校施設の改修についてです。町の学校トイレの改修について誰もが使いやすい洋式トイレへの改修及び衛生的な乾式化へと方針を掲げて現在改修が行われてます。トイレの改修事業は、子供たち

の健康を守ることにもつながります。議会で小川議員とともに、現在の生活様式に合わせた学校づくりとして、和式トイレを洋式に切り替えることを議会でも提案してまいりました。その当時です。町内の学校は和式が7割、洋式が3割でした。和式トイレは嫌だという、そういう声が出ました。学校が終わるまで我慢をして家に帰りトイレに駆け込んでいる。こういうことも保護者の方から聞きました。朝食を食べないで学校へ行ってる。こういう保護者の声も聞き、議会でも紹介をいたしました。議会で西小学校の施設を見学に行って懇談を行いました。校長先生、その時、休憩時間には洋式トイレはいつも児童が並んでいると。そういうことから洋式トイレへの切り替えが子供たちのためにも必要だと。このように言っていました。そこで、議会ではいつも財源問題が出されましたが、ようやく、町長の行政方針の中にも明確に洋式トイレ化の方向が打ち出されました。そこで、学校が災害時の避難所となる際、高齢者や和式になれていない子供が利用しやすいようにするためには、バリアフリー化が求められています。藍住町の小学校、中学校、体育館の洋式トイレの状況について伺います。資料請求していますので、答弁願います。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 小中学校の校舎、体育館の洋式トイレの状況について林議員から資料請求がありましたので、資料に基づいてお答えをいたします。学校施設の環境改善するため、学校施設改修事業としまして令和3年度に4小学校、令和4年度に2中学校の洋式化、乾式化の整備を終え、全体の洋式化率は現在94.3パーセントとなっております。洋式化率が100パーセントになっていないのは、全てを洋式化するのではなく、あえて和式トイレを残していることが理由となっております。近年の生活様式では、洋式トイレを利用することが多く、一般家庭でも新築の場合の洋式トイレの設置は、ほぼ100パーセントとされています。さらに、和式トイレから洋式トイレへの改修も行われているため、一般家庭での洋式化は学校施設以上に進んでいるものと思われれます。しかしながら、多くの公共施設がそうであるように、全てを洋式トイレにするのではなく、和式トイレと併設することで、自宅以外の便座に接触をすることを避けている方などの多様なニーズに対応できると考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） 再問。再問いたします。今、詳しく資料説明していただきました。この中で、西小学校の体育館ですけど、これ、ゼロ、ゼロってというのはどんなふうな意味ですか。答弁願います。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 西小学校の体育館には、トイレがございませんのでゼロとしております。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君起立〕

● 1 1 番議員（林茂君） 再々質問します。体育館にトイレがないということは、学校側のトイレを使ってるという、そういうことでいいんですか。あまり支障もないですか。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 議員さんおっしゃるように、現在は校舎のほうのトイレを使用させていただいております。特に不便で困っているというような声は上がっておりません。以上、お答えさせていただきます。

○議長（米本義博君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 1 1 番議員（林茂君） はい。ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○議長（米本義博君） ここで休憩します。

午後 2 時 2 1 分小休

午後 2 時 2 5 分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き一般質問を再開します。

次に、3 番議員、新居純一君の一般質問を許可します。

新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

● 3 番議員（新居純一君） 3 番議員の新居純一でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。理事者の皆様におかれましては、私で 5 番目となり大分お疲れかとは存じますが、もうひと踏ん張り明

確の答弁をよろしくお願いいたします。

まずは、パワハラ事件について質問させていただきます。私は、本町図書館をよく利用しています。窓口職員の皆さんは、来館者にいつもにこやかに接しており、その姿に大変好感を持っております。また、図書館ではボランティアによる読み聞かせなども行われ、多くの子供たちが楽しく学んでおります。ところが、去る2月3日付徳島新聞、職員へのパワハラにより図書館長を停職処分という記事を目の当たりにし強い衝撃を受けました。にこやかなる窓口の裏側でこのような卑劣なハラスメントが行われていたことは驚きを禁じえません。また、このような重大な事件を議会への報告でなく、新聞報道を通じて知ることとなった事態は誠に残念でなりません。そこで、教育委員会が把握したパワハラ事件の具体的内容と経緯を明らかにするとともに、なぜ、住民の代表である議会に対し速やかな報告がなされなかったのかを併せて教育長にお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 新居議員の御質問にお答えいたします。まず、徳島新聞の記事では、役職名や性別が記載されておりましたが、新聞社の独自取材によるもので町からは、被処分者個人が特定される内容については公表していないことをお伝えしておきます。今回のパワーハラスメントに関する職員の処分につきまして、経緯を御説明をいたします。

なお、個人情報保護の観点から一部お答え出来ない部分がありますことを御了承ください。昨年、10月29日、図書館職員から同じ職場の職員の言動が、パワーハラスメントに該当するのではないかという相談がありました。その相談を受け、ハラスメントに関する相談対応マニュアルに基づき、11月6日、事実確認のため当事者及びその他の職員に聞き取りを行い、その内容を総務課へ報告しました。その後、藍住町職員におけるハラスメント防止対策実施要綱第11条の規定に基づくハラスメント防止対策委員会において、対応措置について慎重に審議が行われました。12月17日、同委員会から今回の件をパワーハラスメントと認定し、加害者に対する処分の検討をはじめとする要請事項を含めた審議結果報告書が町長に提出されました。そして、12月19日、町長から教育委員会に対し、本事案への対応依頼がありました。その後、町長部局とともに加害者に対する処分について検討し、1月26日に開かれた臨時教育委員会を経て処分を決定。1月28日、加害者に対

し、地方公務員法に基づき、停職1か月とする懲戒処分の通知を行いました。また、職員の懲戒処分の公表基準に基づき、翌29日、町ホームページで懲戒処分を行ったことを公表いたしました。公表内容につきましては、被処分者の属する所属部局、処分内容、処分年月日、事案概要となっております。次に、議会への報告に関することにつきまして御説明いたします。処分の確定及び公表前に個人が特定される可能性がある情報については、その取扱いに細心の注意が求められます。職員の懲戒処分の公表基準において、「公表は、懲戒処分を行った後、速やかに行うものとする。」とされており、これに基づき、処分を行った翌日に公表しております。

なお、重大な非違行為や逮捕事案などの場合には、処分確定、公表前でありましても適切に対応をしております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。残念ですね。私は教育長に回答をお願いしたんですけど。多くの傍聴者も見ておられます。今回の事件は、AIテレビでも子供たちが御家庭で見ておると思います。町民の皆さんも見ておると思います。そこで、教育長からの声で聞きたかったんですけど。で、再問の内容は、なぜ、1月28日に最終処分が決まったと、その後でも議会にこういうものがあったというのを報告があつてしかるべきだと私は思いますけどいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 懲戒処分に関することにつきましては、特に議会に報告するという義務はございません。処分につきましては、翌29日に町ホームページで公表しておりますので、皆様に対して通知ができたものと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） 事件発覚後、教育長は自らどのように図書館の状況を調査し被害職員へのケアを指示したのか。教育長、お尋ねします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの新居議員の質問にお答えいたします。先ほど大

地次長の答弁もありましたけれども、10月29日に被害を受けた図書館職員からの聞き取りを担当者とともに行っております。その後の対応を指示して、事実確認を行った職員からその都度状況報告を受けております。また、パワーハラスメントの相談を受け付ける前に体調不良の相談があったときも、医療機関の受診を勧めたと相談を受けた職員からも報告を受けております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。教育長は先ほど報告を受けて指示したという答弁がありましたけれども、なぜ、教育長自らこのような大きなハラスメント事件について、自ら直接被害者職員の声を聞かなかったのでしょうか。なぜ、自らが動かなかったのでしょうか。理由をお聞かせください。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 先ほど申し上げましたように、10月29日は、被害を受けた図書館職員から直接聞き取りを私のほうで行わせていただいております。また、ハラスメントに対しては、ハラスメントの担当者がおりますので、その担当者が直接的には取扱うのが適切というふうに考えております。そのために、相談のあった内容について適宜報告を受けて指示をしているところです。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい。ありがとうございます。被害者の現在の心身の健康状態、勤務状態をどう把握しているのか。教育長にお尋ねします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 新居議員の質問にお答えいたします。社会教育課長を通じて現在の健康状態を把握しております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。では、伺います。被害職員はあれから、10、11、12、13、5か月経っております。現在、図書館という職場に、こ

の被害職員が帰って来れる状態なんでしょうか。それは把握されておられますか。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 個人の健康状態についてはお答えすることはできません。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） このたびの事件を教育長として、公務員倫理及び組織運営上どのようなレベルの不祥事として認識しているのか教育長にお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの新居委員の御質問にお答えいたします。公務員は全体の奉仕者として町民の皆様からの信頼のもと業務に当たっており、高い倫理感が求められております。さらに、ハラスメント行為は人格や尊厳を著しく害し、精神的に苦痛を与え、また、不利益もしくは勤労意欲低下をもたらす重大な人権侵害であると捉えております。そのため今回の件については、人権教育を推進している教育委員会の長として、重大な案件であると認識をしており、職員1人1人が公務員としての倫理感を自覚し、適切な職場環境の維持に努めていくことが重要であると考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。

○議長（米本義博君） 一旦小休します。

午後2時38分小休

午後3時14分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き一般質問を再開します。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。先ほどの再問を取り消させていただきます。改めて再問させていただきます。これは組織を運営するに当たり、被害者と加害者との職務上の接点を、これ、今後は持たないように必ず配慮していただきますように教育長にお願いします。回答をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 今、おっしゃった点につきましては、相談を受けた時点からそのように配慮もしておりますし、令和2年6月に発出された厚生労働省の指針に基づいて、雇用者は被害者が安心して働ける職場環境を確保する必要があるとされております。このため、今回の事案におきましても被害者の職場環境については十分な配慮を行っております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） 今回の事件を受け、教育委員会内の全組織において、職員が過去に受けたと思われるハラスメント実態調査、匿名アンケートなどを早急に実施すべきだと考えますが、教育長の認識をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） ハラスメント実態調査についてお答えいたします。まずは、ハラスメント防止のための取組が重要であると考えております。職員のハラスメント意識の向上や働きやすい職場環境づくりのため、全職員を対象とした研修を継続して実施するよう町長部局と協議しながら進めてまいります。併せて、相談窓口の周知及び相談体制の充実と相談しやすい環境づくりを進めてまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。私は相談窓口というのではなく、やっぱり匿名でのアンケート調査を行わなければ、真の声は出てこないと思います。どう思われますか。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 匿名によるアンケート調査において、確かに実態があるということは把握ができるかと思えます。ただ、パワーハラスメントに関しましては、その後、どういった対応をしていくかということが重要になってまいります。そのためには、やはり、相談をしていただき、その対応を検討していくことが重要と考えておりますので、重ねての答弁にはなりますがハラスメント防止のための意識の向上のための研修でありますとか、相談窓口の充実について取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再々問します。これまで研修は何度かされてきたかとは思いますが、現実にはパワハラが起こっております。やっぱりそういう下地があるのではないかと疑うわけではないですけど、やっぱり、この際きっちり匿名でのアンケート調査を私は行うべきだと思います。そこで真の声を聞いて、研修なり、相談窓口を設ける方法がより近道だと考えますけどいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君起立〕

◎教育次長（大地亜由美君） 研修の実施につきましては、改めてその内容でありますとか、方法について検討しながら効果的な防止のための研修を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） 次の質問で研修についてお尋ねしようと思ってたんですけど、教育次長のほうから研修のお話がありましたけども、再度質問させていただきます。教育長、教育委員会、全管理職に再発防止に向けたハラスメント研修を早急に実施すべきではありませんか。教育長、トップの認識をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。教育委員会、管理職全員にハラスメント研修を実施すべきというお話でありましたけれども、教育委員会の管理職は、全員が今回のハラスメント対応に当たっております。その中で情報交換、また、情報共有しながらよりよい方向を目指しておりますので、それがハラスメントの研修にもなっているというふうに考えますし、ハラスメント行為というのは上司からのみではなくて、同僚、部下からも起こり得るものでございます。パワーハラスメントを含め50種類以上あるといわれており、職場に限らずハラスメント行為をしない、見逃さないよう、職員全体の意識向上を図ることが重要であるというふうに考えております。現行のハラスメント研修は全職員を対象としており、本年1月にも実施されております。今後も、管理職を含めた全職員対象の研修計画の中で継続的に適切に実施されるものと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。研修は考えていただいておりますということですが、研修はあくまでも入口にすぎません。研修後の各職場のハラスメントリスクがどう低減したのかを定期的に職員の生の声を拾い上げる仕組みをセットで導入しなければ、また再発が繰り返されると私は思います。研修でお茶を濁すのではなく、ハラスメント撲滅への踏み込んだ答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君起立〕

◎教育長（堤広幸君） 研修を重ねることで全職員の意識を上げて、また管理職は働きやすい風通しのよい職場づくりを行っていくことで、今、おっしゃったことが実現されるというふうに考えております。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい。ハラスメントがなくなることを期待しております。では、次の質問をさせていただきます。図書館長という重責を担う者がパワハラに加害者となった事実に対して、教育長としてどのような責任を取るつもりなの

かお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 堤教育長。

〔教育長 堤広幸君登壇〕

◎教育長（堤広幸君） 先ほど来、申し上げておりますけれども、ただいまの議員の御質問については、冒頭の部分で個人特定に関わることをおっしゃっておりますので、そういった御質問にはお答えすることはできません。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） では、次の質問に移らさせていただきます。前図書館長は、昨年10月に福祉課長から異動した直後にパワハラ事件を起こしています。福祉課在任中にも同様の言動がなかったのか、改めて全庁的な調査を行う必要はないか、町長にお尋ねいたします。もし、パワハラ問題があれば、さらなる処分が必要だと考えるが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 新居議員の御質問ですが、まず、個人を特定したような通告書となっておりますので、個人情報の保護という観点から全てをお答えすることはできません。本町が関係するパワハラに関する新聞記事の掲載内容は、本町が公表した内容以外に新聞社が独自に取材した内容が含まれており、本町が公表したもののばかりではありません。また、先日、徳島新聞に県警の懲戒処分について掲載されておりましたが、個人が特定できるような内容での公表ではありませんでした。同様に本町の公表基準においても、個人情報を公開することを目的としたものではありません。懲戒処分の公表の目的は、主に公務の透明性と信頼確保にあると考えております。したがって、公の場で個人を特定した内容での回答は差し控えさせていただきます。御理解のほど、よろしく願いいたします。ただ、一般的な話として、パワハラを受けたとの申し出をする者がいれば、当然調査を行い組織を健全に保つため適切に対応したいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。個人には特定はしないかと思いますが、過去の調査はされないのでしょうか。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） 現時点において、改めて全庁的な調査を実施するという事は考えておりませんが、今後職員から申し出があった場合には、速やかに事実確認を行いまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい。このたびの事件を町長として、公務員倫理及び組織運営上どのようなレベルの不祥事として認識しているのか町長にお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 新居議員の質問にお答えいたします。行政組織上どのようなレベルの不祥事であるかという質問であります。当然かなり厳しい処分内容でありましたので、それに見合う事案であると認識しております。たまたま、3月14日の徳島新聞に2件の公務員の懲戒処分が掲載されておりました。1件は盗撮を行った者の懲戒免職。もう1件は業務時間中にギャンブル等を行い警察官として不相応の借金をしたということで、減給6か月、10分の1、懲戒処分という事案であります。これらを比較した場合、盗撮行為があった者がより重い処分となっております。その処分内容からどちらの事案がより重大であるかという相対的な比較はできますが、どのようなレベルかと聞かれますと、本町においてもその処分内容に比例したとしかいいようがありません。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） 先ほども教育長のほうにお話させてもらいましたが、今回の事件を受け、町長として客観的な視点を持つ第三者委員会を立ち上げ、庁内の全組織においてハラスメント実態調査、匿名アンケートなどを早急に実施すべきだと考えますが、町長の認識をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答えいたします。ハラスメントの防止は、健全な職場

環境を維持する上で重要な課題であると認識をしております。本町では、これまでもハラスメント防止対策委員会の設置や、相談体制の整備など職員が相談しやすい環境づくりに取り組んできたところがございます。今回の事案を受けましても、これらの仕組みが機能するよう改めて周知を図るとともに、職員の啓発や研修の充実に努めてまいりたいと考えております。御提案の第三者委員会の設置、全庁的な調査につきましては、現時点では考えてはおりませんが、今後ともハラスメント防止の取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 再問します。先ほど、副町長のほうから研修をやっておられるという答弁を頂きましたけども、現実にはパワハラが起こっております。このことについては、やっぱり、その研修も形骸化されておるのではないのでしょうか。きっちりと、やっぱり真の声を聞くべき。先ほどから何度も申しますけども、第三者による調査でなければ、私ははっきりした真の声を聞くことができないと思います。いかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） ただいま再問いただきました、形骸化しているかどうかという評価につきましては、慎重に精査をしてみたいと思いますが、改めて申し上げますと、職員の啓発、研修の充実、これに努めてまいります。その中で必要があれば、いろんな策を講じてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） はい。再々問します。形骸化していないように、必ず、また、きっちりと教えていただければなと思いますけど、いかがでしょうか。形骸化をしてないというのをきっちりお話してもらえませんかでしょうか。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） ただいま申し上げましたように、形骸化しているかどうかを精査を評価をさせていただきますので、この時点での答弁とはなりません。差

し控えさせていただきます。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） 質問させていただきます。町長、副町長をはじめとする特別職及び全管理職を対象に2度とこのような不祥事を起こさないためにも強力な再発防止研修を管理職で行うべきだと思いますけど、町長の決意をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答えいたします。今回の事案を踏まえ、再発防止に向けた取組を進めることは大変重要であると考えております。本町では、これまでもハラスメントに関する研修を実施してまいりましたが、今回の事案を踏まえ、特別職や管理職をはじめ、職員に対する研修の充実を図り、職場における適切なコミュニケーションやハラスメント意識の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） ごめんなさい。再問です。再問します。先ほども申しましたが、研修はあくまでも入口にすぎません。研修後、各職場のハラスメントリスクはどう低減したか、定期的に職員の生の声を拾い上げる仕組みをセットで導入しなければ、また再発が繰り返されます。研修でお茶を濁すのではなく、ハラスメント撲滅への踏み込んだ答弁をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君起立〕

◎副町長（齊藤秀樹君） はい。お答えをいたします。研修につきましても、中でアンケートの内容とといいますか、アンケートを取ったりもしておりますので、これからそういう声が拾いやすいような仕組みづくり、あるいは体制づくりに向けて声を拾えるような工夫をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） では、よろしくお願ひいたします。本町では町民の皆

様に2025年板野郡人権問題啓発リーフレット、もう皆さん御存じかと思えますけど、このようなリーフレットですけども、この中で、「ハラスメントをなくそう～人を尊重するまちづくり～」を力強く訴えています。にもかかわらず、図書館長という重責を担う者が加害者となった事実は、町の掲げる理念を根底から覆す背信行為と言わざるを得ません。町長はこの深刻な事態に対してどのように責任を取り、失墜した町の信頼をどう回復していくつもりなのか、具体的な取組を併せてお尋ねします。

○議長（米本義博君） 齊藤副町長。

〔副町長 齊藤秀樹君登壇〕

◎副町長（齊藤秀樹君） お答えいたします。先ほど来の繰り返しとなります。まず、個人を特定したような質問にはお答えできないことを申し上げておきます。これよりの答弁は、公表している事案につきまして申し上げます。今回の事案につきましては、人権尊重のまちづくりを進めている中で、このような事案が発生したことは大変遺憾であり重く受け止めております。本町では、申し出を受けた後、事実関係を調査し、外部委員を含めた委員会での審査を経て懲戒処分を行うとともに、本町の公表基準に基づき公表を行ったところでございます。今後は再発防止に向けて、ハラスメント防止の取組を一層徹底し、職員の意識向上や相談体制の充実を図ることにより町民の皆様の信頼確保に努め、その責を果たしてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい。では、ハラスメント撲滅をよろしくお願ひしたいと思います。最後の質問です。指定ごみ袋について質問させていただきます。本町では2007年9月1日に指定ごみ袋制を導入しています。昨年度の指定ごみ袋の区分ごと、大きさごとの販売数をお尋ねいたします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 指定ごみ袋の令和6年度の販売数についてお答えいたします。

なお、店頭販売では、各10枚入りとなっており、販売数はその10枚入りのものを1冊として冊単位で申し上げます。区分ごとに申し上げます。まず、燃やせる

ごみ袋につきましては、大が6万8,050冊、中が4万750冊、小が2万8,150冊でございます。次に、金属・ガラス陶器類専用袋につきましては、中が2,350冊、小が1,950冊、特小が850冊でございます。次に、空きビン専用袋につきましては、中が2,000冊、小が2,200冊、特小が950冊でございます。次に、空き缶専用袋につきましては、大が2,950冊、中が2,300冊、小が1,900冊でございます。次に、廃プラスチック類用袋につきましては、大が4万2,500冊、中が1万6,950冊、小が4,950冊でございます。最後に事業所用袋につきましては、大が2,350冊、中が3,150冊でございます。これらを合計いたしますと年間販売数は、22万4,300冊となっております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい。ありがとうございます。ごみ袋も当初は大、中、小とありましたが、住民の皆様からの要望で2022年7月から金属・ガラス陶器類（青色）と空きビン（白色）に特小が追加されたと聞いております。昨今、単独世代、夫婦2人世帯が増えてきています。どうしても多人数世帯に比べると、ごみの量は少なくなります。これからはだんだんと温かくなり、燃やせるごみといえども数週間使うことになりとても不衛生です。そこで、燃やせるごみにも特小を追加していただければと思いますけど、回答をお願いいたします。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 燃やせるごみ袋の特小サイズの追加の御提案でございます。議員御指摘のとおり、近年は単独世帯や少人数世帯が増加し、家庭から出るごみの量が比較的少ない世帯も増えていることから、小容量のごみ袋に対するニーズがあることは認識いたしております。また、衛生面やごみ減量の観点からも一定の意義があるものと考えております。そのため、この導入について検討しましたが、販売価格や発注数量を前提とした場合の販売代金収入と採算面のほか、袋が小さくなることで排出される袋数の増加による収集作業への影響等の課題もあり、現時点では適当ではないと考えております。今後も燃やせるごみ袋に限らず、全種において、ごみの減量化及び住民ニーズを踏まえながら、改善の検討を進めて販売価格や仕様の見直しを検討し考えてまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

たきます。

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） はい。ありがとうございます。これからますます少子高齢化になってくるかと思えます。ごみ袋も小さいのが必要な方の御家庭も多くなってきております。よろしく願いいたします。以上で、私の一般質問は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（米本義博君） ここで小休します。

午後3時43分小休

午後3時49分再開

○議長（米本義博君） 小休前に引き続き一般質問を再開します。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可します。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 議長の許可がありましたので一般質問をいたします。理事者は明確な答弁をお願いします。最初に、高齢者及び障害者対策について伺います。車椅子の補修について、他市町村では修理代を出しているところが多いと聞きますが本町ではタイヤの交換はできるが他の修理はできないと聞くが、どうしてか伺います。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 障害がある高齢者が使用されている車椅子の修理に関する御質問を頂いておりますのでお答えをいたします。障害がある高齢者に関する御質問でございますので、答弁におきましては、介護保険制度など社会保障制度間における優先順位に触れながら御説明をさせていただきます。障害がある方が所有し、使用されている車椅子の修理費用につきましては、障害者総合支援法第76条に基づく補装具費支給制度により支給をしております。当該制度における車椅子の修理の取扱いにつきましては、対象となる要件を備えている方は、タイヤの修理だけではなく、その他の修繕、また、購入も対象となります。ただし、補装具費支給制度の要件を満たしていることをもって、無条件に当該制度の給付を受けることができるわけではなく、制度の適用に当たっては、国から示されております社会保障

制度間の選択優先順位に基づき運用する必要があります。国が示す選択優先順位といたしましては、第1に労働者災害補償保険法等の労災関係、第2に健康保険法、国民年金、介護保険法などの社会保険制度、第3に障害者総合支援法や老人福祉法などの社会福祉制度、第4に公的扶助制度である生活保護とされています。したがって、補装具について優先順位が上位の制度で対応できる場合には、その制度が優先されることとなります。このことから、例えば、労災関係制度の適用を受けない65歳以上の障害がある方は、原則として介護保険法、健康保険法等の社会保険制度が優先されることとなります。例示をいたしますと、要介護2以上の要介護状態区分に該当し、車椅子の利用が必要と認められる場合には、介護保険サービスの福祉用具貸与が優先され、補装具費支給制度による支給は原則として行えません。ただし、介護保険法の対象となる身体障害がある方でありましても身体状況に適合させるため、オーターマイド等により個別に製作する必要があると判断される場合には、更生相談所の判定等に基づき補装具費支給制度として支給することができます。当該制度の実施におきましては、申請者の生活状況、障害特性、身体状況等を総合的に勘案するとともに他の社会保障制度と整合性を図りながら判断をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。車椅子の修理について伺いましたが、タイヤ交換はできるが他の修理はできない人もいます。他の介護保険との兼ね合いもあってというような説明を受けました。補装具の給付と修理について、徳島市では身体障害者手帳を持っているか、または、難病等を受けている方が補装具の購入、修理もする場合、費用を支給するとのことでした。肢体不自由の方に対しての義肢、装具、座位保持装置、また、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置等の購入または修理をしていると聞きました。また、鳴門市でも車椅子の購入費だけでなく、修理費についても支給を受けることができ、車椅子は補装具の1つとして扱われ、「身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期にわたり継続して使用されるもの等」と定義されているとのことですが、他市町村では修理ができていないのに本町ではいろいろの適用が難しいというような答えでありましたが、このできない理由をお答え願います。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） はい。車椅子の修理に対する御質問でございますが、まず、先ほど申し上げましたとおり、本町では補装具費支給制度に基づき、支給を行っているところでございます。そして、車椅子の修理の取扱いにつきましては、当該制度を利用できる要件を備えている方は、タイヤの修理だけではなく、その他の修繕、また、購入も対象となります。ただし、対象となる方が、繰り返しとなりますが、労災関係制度の適用を受けない65歳以上の障害がある方でございますら、国の基準に基づき、原則として介護保険法が優先されることとなります。この場合、車椅子の利用に関し介護保険制度の支給要件を満たしている方につきましては、介護保険制度で対応することが基本となります。

なお、他の自治体の取扱いに関しましては、その支援が自治体の単独事業によるものか、補装具費支給制度によるものかによっても異なると思います。また、補装具費支給制度であったといたしましても、社会保障制度間の選択優先順位、そして、支給に関する事由など諸要件によって異なってくることもあるかと思えます。他の自治体の取扱いと本町の運用との比較につきましては、答弁をいたしかねるところではございますが、本町の運用といたしましては、補装具費支給制度による支給でなければならない事由がない限り、車椅子の修理の全てを当該制度で対応することは国の基準に照らして適切ではないと考えております。こちら繰り返しになりますが、当該制度の実施におきましては、申請者の生活状況、障害特性、身体状態等を総合的に勘案するとともに、他の社会保障制度との整合性を図りながら判断をしておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再々問します。車椅子のタイヤは消耗品で修理するが他の処理はできないということの、そういう話を聞きました。そして、レンタルを勧められたとのことですが、使用されている方は長年使っているのがいいと思うし、愛着もあると思います。また、毎月のレンタル代もいります。障害者に対してもう少し配慮できないか、再度伺っておきます。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君起立〕

◎福祉課長（細川伸明君） 障害を持たれている方の車椅子の修理等につきまして

も、これは障害を持たれている方全般にも通じるものだと思いますが、最大限の配慮は行いたいと思っておりますが、まず、本町といたしましては、国の制度に基づき、運用しているところがございますので、こちらの運用に沿っての対応となることを御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 他の市町村では、障害者に対して交付する支援金など現金給付をしているところが多いが、本町ではどのような取組をしているか伺います。

○議長（米本義博君） 細川福祉課長。

〔福祉課長 細川伸明君登壇〕

◎福祉課長（細川伸明君） 障害がある方への支援金など現金給付に関する御質問を頂きましたのでお答えをいたします。障害がある方への支援につきましては、社会福祉制度に基づく障害サービスを基本としております。障害がある方に限定した現金による支給はございませんが、障害がある方も対象となる取組といたしましては、先の大西議員への答弁内容と一部重複をいたしますが、身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方などを対象とした7,000円分の商品券を支給する福祉商品券事業、1年以上本町に居住されている75歳から99歳までの方を対象とした3,000円分の商品券を支給する敬老祝券事業、また、100歳を迎えられた方への3万円の祝金、毎年9月1日現在において1年以上本町に居住されている100歳以上の方への5万円の敬老祝金などがございます。また、令和8年度からの新たな取組といたしまして、現金給付ではございませんが障害サービスのうち、日常生活用具給付等事業におけるストマ関連費用の助成について基準額の上乗せを行うこととしております。これは、物価高騰が長期化する中、ストマ造設者にとりましては、日常生活に欠かせないストマ装具の負担軽減が重要であることから基準額を引き上げるものでございます。具体的には、消化器系ストマ、いわゆる蓄便袋について現行の月額8,600円を1万3,000円に増額し、月額4,400円の上乗せを行います。また、尿路系ストマ、いわゆる蓄尿袋については現行の月額1万1,300円を1万5,000円に増額し、月額3,700円の上乗せを行います。このように、本町では、障害がある方の生活を支える支援に取り組んでいることを御報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ただいま、障害のある方に対してのいろいろな手厚い支援を紹介いただきましたが、今後ともやっぱり弱者に対してあつい気持ちで接していただきたいと思っております。続きまして、認知症対策について3年度が748人、4年度は756人、5年度が748人、6年度が769人、7年度が10月末までで751人と徐々に増えております。本町独自の対策はどのようなものがあるか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。本町では、認知症の方が可能な限り自立した生活を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう介護保険サービスの適切な利用支援に加え介護予防事業、認知症に関する普及啓発、見守り体制の整備など総合的な取組を進めております。介護予防事業では、認知症の発症予防や進行の緩和、身体機能の維持、向上、社会参加の促進を目的として住民参加型の多様な事業を展開しております。具体的には、脳の活性化を図る脳若トレーニング教室、地域住民が交流しながら健康づくりに取り組むいきいきサロン、筋力維持を目的としたいきいき百歳体操や栄養に関する教室などを実施し、認知症予防に資する環境づくりに努めております。また、9月の認知症月間には、町立図書館と地域包括支援センターが連携し、認知症に関する図書の展示、貸出しを行っております。これらは、日頃から住民の皆様に認知症への正しい理解への啓発や早期相談、支援につながる環境づくりを目的として実施しているものでございます。

なお、今年度につきましては、徳島県の認知症施策・普及推進月間に合わせ、庁舎ロビーでのパネル展示や認知症の症状に応じた対応及び支援体制を段階的に示した認知症ケアパスの配布など地域全体での理解促進にも努めております。さらに、認知症などにより外出後に行方不明が懸念される高齢者の早期保護と介護者の精神的負担の軽減を目的として、認知症高齢者見守り事業や高齢者見守り安心シール交付事業を実施しております。加えて、在宅医療・介護連携推進事業では、医療や介護の専門職が参加する円卓会議を開催し、独り暮らし高齢者や身寄りのない方への支援が今後増えていくことを見据え、任意後見制度に関する研修や、他団体と連携

したエンディングノートの作成方法の検討などを行い、本人や御家族の不安を少しでも軽減できるよう関係者間で情報共有を進めているところでございます。これらの取組を通じ、認知症の方が安心して暮らし続けられる地域づくりを今後も着実に進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 認知症を増やさないための取組をいろいろ伺いました。町独自の対策もあるようですので、しっかりと進めていただきたいと思います。次に、認知症サポーター養成講座を開催と2月広報あいずみに掲載されていましたが修了すれば証明カードは出るか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。本町では、認知症サポーター養成講座を受講された方に対し、受講の証として認知症サポーターカードをお渡ししております。このカードは、受講者が認知症の方やその御家族を見守り、御自身のできる範囲で支えていく応援者であることを示す証としてお渡ししているもので、地域で活動する際の意識づけとなるとともに周囲の方々に認知症への理解を深めていただく契機にもなり、地域全体で支え合う環境づくりに寄与するものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。認知症サポーター養成講座を受けると認知症サポーターカードを発行しているとのことですが、以前、オレンジ色のブレスレット、オレンジリングを配っていて、このリングがほしくてサポーター受講した人も多かったと聞きますがこれはどうなったか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えをいたします。オレンジリングにつきましては、これまで認知症サポーター養成講座の受講証として配布され、認知症の方を応援しますという意思表示の目印として長く親しまれてきました。この位置付けに変わりはありませんが、令和3年度以降、全国キャラバン・メイ

ト連絡協議会の方針により、全国一律での標準配布が終了し、現在は各自治体が作成する認知症サポーターカードを配布する運用へ移行しております。本町におきましても、この方針に基づき受講証をカード形式へ移行し、現在は認知症サポーターカードをお渡ししているところでございます。受講者の中には、オレンジリングを希望される方がいらっしゃるのとことございませうが、全国キャラバン・メイト連絡協議会の方針に沿った現在の運用を継続してまいりたいと考えております。引き続き、国の動向や地域の実情を踏まえながら適切に対応してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 小中学生を対象とした講座の開催や登録は、コロナ以降開催されておられません。以前の答弁によると、講師となるキャラバン・メイトの人材確保の問題から、学校現場での持続的な養成講座の実施は難しいとことでありました。今後、キャラバン・メイト人材確保のための講座を開設する計画はあるか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座につきましては、昨年12月議会で御答弁申し上げましたとおり、学校現場で持続的に養成講座を実施するためには、講師となるキャラバン・メイトの確保が依然として課題となっております。一方で、子供たちへの認知症に関する啓発を継続していくことは重要であると認識しております。このため、キャラバン・メイトの人材確保に向け、現在町内で活動いただいているキャラバン・メイトの皆様との情報共有を進めるとともに、新たな人材の確保に向けて、養成研修の共催先である全国キャラバン・メイト連絡協議会に計画の相談を行い養成研修の開設に向けた準備を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。キャラバン・メイトの人材確保のための講座開催に向けて取組をしているとことですが、このキャラバン・メイトが集

まったら小中学生に対して講座を開催するのか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） 再問にお答えいたします。講師となるキャラバン・メイトを確保できた場合には、開催にあたっては、学校側との実施時間帯や対象学年の調整に加え、教室、資機材等の準備といった諸手続が必要となりますが、これらの調整を行うことで認知症サポーター養成講座の開催は可能であると考えております。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ただいまの答弁では、キャラバン・メイトが、人材確保ができれば可能であるということでありますので、ぜひ、進めていただきたいと思えます。小中学生だけでなく、参観日を効率的に使い、保護者を含む養成講座を開催して子供と保護者が一緒に学べる場を作ってはどうか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。議員御提案の認知症への理解を世代を超えて広げる取組につきましては、大変意義深いものと受け止めております。子供が学校で学んだ内容を家庭で共有し、保護者の皆様にも理解を深めていただくことは、地域全体の支え合いを育む上でも重要であると認識しております。一方で、参観日は、各学校が教育課程や年間行事の中で位置付けている重要な行事であり、授業内容との整合性、学校現場の負担、保護者の参加形態など慎重に検討すべき点も多くございます。また、授業後に講座を設定する場合には、児童、生徒の下校時間や保護者の皆様の時間的制約といった課題も想定されます。こうした状況を踏まえますと、参観日を活用した講座の実施につきましては、現時点では難しい状況であると考えております。

なお、議員御提案の子供と保護者が一緒に学べる場につきましては、次年度に小中学生とその保護者を対象とした養成講座を子供たちの長期休暇を活用し、子供に関わる支援関係機関との共同実施により、学校現場以外の場での開催を計画しております。御理解を頂きますようお願いいたします。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ただいまの答弁によりますと、子供たちと保護者が学べる場を作るということをいわれておりましたので、ぜひ、作っていただきたいと思えます。続いて、介護支援専門員、ケアマネージャー不足が問題となっており、要介護者支援において、特に身寄りがない方への支援が多いケースだが、本来ケアマネージャーは、介護保険に係る相談援助やサービス調査やモニタリング訪問が主な業務であるが、現状ではケアマネージャーが行うべきではない雑務というシャドールワークという無償の提供。例えば、電球交換や水道修理の連絡対応や郵便物確認などを現場ですることもあると聞くが、多々なる業務があり、ケアマネージャーの業務に支障が出ていると聞きます。本町の現状と取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。まず、介護支援専門員の不足につきましては、報道等により承知をしております。また、独り暮らしの高齢者や身寄りのない方が増加する中で、介護支援専門員が本来の業務範囲を超えて生活支援を求められるケースが生じていることも把握しております。こうした、いわゆるシャドールワークに関する課題につきましては、厚生労働省のケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会における中間整理で示された指針を踏まえ、地域や関係機関が果たすべき役割の整理を進めるとともに、適切な支援機関へつなぐ体制の構築に取り組んでいるところでございます。その中で、本町におきましては、高齢者の生活課題に対応するため、地域で支え合う体制づくりの一環といたしまして、令和6年度から生活支援サポーターの取組を開始したところでございます。この制度は、電球交換や衣替えなどの軽度な生活支援を地域で担うことを目的としておりますが、現時点では、サポーターの人数が十分とはいえない状況でございます。本町としましては、制度の周知や募集方法の工夫、研修内容の充実などにより、サポーターの養成と確保を進めてまいります。また、従来から進めております地域包括支援センターの機能強化としまして、介護支援専門員を含む各関係機関から寄せられる多様な相談内容に対応すべく、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師の3職種の継続的な配置に努めております。しかしながら、相談内容の中には地域包括支援センターのみの対応が困難なケースも多く見受けられることから、今後も介護、医療関係者等の多職種連携や町内外の介護支援専門員と共

に協力し、課題解決に向けた取組を進めるべく、日頃から顔の見える関係づくりに努めてまいります。こうした取組をはじめ、今後も国の動向を注視しつつ、介護支援専門員が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境整備に努めるとともに、地域全体で高齢者を支える仕組みの推進に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問します。生活支援サポーター制度をこしらえたと。それでケアマネジャーの忙しさを軽減するというような取組があると、今、ただいま聞きました。人材確保の講座開設につきまして、2月13日の徳島新聞にケアマネジャー人材不足で要介護支援に支障が出ているということで、県は潜在ケアマネジャーへの研修を実施したところ22名が参加し、掘り起こし、今後も研修を続けていくとのことでしたが、本町もそういうことに取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。県と同じような研修の開催につきましてですが、介護支援専門員の、まず、登録情報の管理につきましては、徳島県が所管をしております、資格を有する方の情報は県において把握されているものと承知をしております。今回、県が実施した研修につきましては、県が対象者を把握した上で個別通知を行うなどして実施したものと伺っております。一方、本町では、潜在的な介護支援専門員に関する情報を保有しておらず、県のように対象者を把握することができません。また、県におきましては、来年度も同様の研修を継続して実施する予定であると聞いております。以上のことから、本町におきましては、現時点で県と同様の研修を開催する予定はございません。以上です。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、空き家対策について伺います。空き家の増加は防災、衛生、景観、地域活力の面で悪影響を及ぼします。近年、少子高齢化や人口減少に伴い深刻化し、2023年の法改正により、その対策が強化されました。

現在、本町の直近の空き家の数は何軒あるか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 本町における直近の空き家数についてお答えいたします。議員から請求いただいた資料でお示ししましたとおり、令和6年度に実施しました藍住町空家等実態調査の結果では、町内の空き家数は446件となっております。これは、前回平成28年度の調査時の433件から13件の増となります。その内訳は、前回調査で空き家と認定された433件のうち、約半数の206件が引き続き空き家と認定されています。あと半数の227件は、解体や居住開始などにより空き家でなくなりましたが、一方で、新たに240件が空き家として認定されており、差し引きで13件の微増という結果となっております。このように、建物の除去や建て替えといった空き家解消の動きがある一方で、高齢化や転出等による新規の空き家発生がそれを上回っている状況にあります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 以前と比べて446件で13件増えているという答弁を頂きました。核家族化でますます増えると思われませんが、この空き家を減らす取組はどうなっているか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 空き家を減らすための具体的な取組についてお答えいたします。本町におきましては、空き家対策をより実効性のあるものとするため、令和6年度の実態調査結果に基づき、令和7年度に藍住町空家等対策計画の改定を行いました。具体的な施策といたしましては、管理不全による事故や被害を未然に防ぐため、倒壊の恐れなどがある老朽危険空き家に対して、その除去費用の一部を支援する補助金を交付し、適正な管理の促進に努めております。また、近隣に影響を及ぼしている空き家については、所有者を調査した上で速やかに適切な管理を求める通知を行っております。その際、所有者の方々に空き家管理の重要性や活用方法を分かりやすくお伝えするために、町独自に作成しました藍住町空き家の手引きを同封し、適正管理の理解と協力を求めているところでございます。この手引

きにつきましては、役場の窓口にも設置し広く啓発に努めております。今後とも本計画に基づき、補助事業の啓発や個別の働きかけを継続し1件でも多く空き家を解消し、安心、安全なまちづくりに向けた空き家対策を推進してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君起立〕

●10番議員（小川幸英君） 再問。再問します。具体的な取組として補助金を交付しているという答弁がありましたけども、この補助金によって、今、現在何件ぐらいが取り壊されましたか。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君起立〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 昨年度実施いたしました藍住町老朽危険空き家除去支援事業補助金につきまして、令和7年度の実績は5件でございます。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 令和6年第2回定例会において、本町のホームページで空き家バンク情報サイトを紹介する準備を進めているとの答弁を頂いたが、現在の状況はどうなっていますか。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 空き家バンクの取組についてお答えいたします。本町におきましては、現在多くの自治体が活用している全国規模のネットワークを持つ民間企業と連携した空き家バンクの導入を進めているところでございます。民間事業者の持つノウハウを最大限に活用することで、本町の空き家情報をより効果的に発信でき、1件でも多くの空き家の解消につながるものと考えております。また、町ホームページの紹介につきましては、前回の答弁でお答えしましたとおり、現在公開に向けた準備を進めているところでございます。掲載に向けた調整を行っている段階であり、もうしばらく時間を要しますが、利用を希望される方々にとってより分かりやすく的確な情報提供が行えるよう作業を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 空き家バンクの情報サイトの紹介について早期に取り組んでいただきたいと思います。他の市町村でも移住者を増やす取組として、積極的に取り組んでいるところもありますのでよろしくお願いします。最後に、子育て支援について伺います。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君より、「はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 1問、問いを飛ばしています。

〔小川幸英君より、「え。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 1問、問いを飛ばしています。

〔小川幸英君より、「ああ、ほんまやね。」の声あり〕

●10番議員（小川幸英君） これ、空き家サイトの最後。専門の人が相談に乗る専門員を本町庁舎内に置く計画があるか伺います。

○議長（米本義博君） 鈴木生活環境課長。

〔生活環境課長 鈴木恵子君登壇〕

◎生活環境課長（鈴木恵子君） 専門員の配置についての御質問にお答えいたします。空き家に関するお悩みは、相続や管理、売却など多岐にわたり専門的な知識が必要であると認識しております。しかしながら、本町におきまして、現時点で庁舎内に空き家対応の専門員を配置する状況にはございませんが、関係各課が連携し、それぞれの分野で柔軟に対応しております。また、窓口寄せられた相談につきましては、その内容に応じて適切な解決策を持つ専門機関へつなぐ対応を行っており、特に徳島県が設置しているとくしま回帰住宅対策総合支援センターを御案内いたしております。こちらのセンターでは、空き家を貸したい、売りたいといった御要望から管理方法や除去費用に関する相談まで、空き家に関する様々な困り事について総合的な支援が行われております。町といたしましては、こうした専門機関と連携し、町民の皆様が適切な専門的助言が受けられるよう引き続き対応してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 最後に、子育て支援について伺います。5期目の当

選をした鳴門市の泉市長は全ての子供に体験機会を与えるため、修学旅行を無償化する。小学生は沖縄で平和を学び、中学生は韓国で異国各文化に触れる。また、学力向上に力を入れ学習塾代を助成するとのこと。全入学生に向けて、かばんを送る市町村もあるが、来年度に向け本町の小中学生に向けた支援はどのようなものがあるか伺います。

○議長（米本義博君） 大地教育次長。

〔教育次長 大地亜由美君登壇〕

◎教育次長（大地亜由美君） 来年度に向けての小中学生への支援についてお答えいたします。小中学生に係る子育て支援につきましては、県内各自治体において様々な取組が行われていることは承知しております。本町におきましては、中学生を対象に学力向上支援を行います。令和8年度に中学1年生となる子供たちは高校受験における学区制が廃止される学年であり、希望する学校に進学するためには相当の学力をつけておかなければなりません。そのため、本町においては、令和8年度を取組として中学1年生全員に受検料を補助し英語検定の受検を進めることとし、当初予算にその費用を計上しております。英検の受検に向けて学習習慣を身につけてもらい、英語力を含めた学力向上を目指します。また、グローバル人材育成を目的に実施しております中学生海外派遣事業の応募資格には、英検5級以上という要件があります。英検に合格し、より多くの生徒のみなさんに海外派遣事業にチャレンジしていただきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） これで私の一般質問を終わります。

---

○議長（米本義博君） 次に、2番議員、栗島和義君の一般質問を許可します。

栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 栗島和義でございます。議長の許可を頂きましたので通告書に従い一般質問をさせていただきます。理事者の皆様におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問に移らさせていただきます。まずは、防犯対策についてお伺いいたします。近年、刑法犯認知件数は全国的な動向として増加傾向が見られ、徳島県

においても令和6年と比較し、令和7年は279件増の3,213件となりました。本町におきましても令和7年の刑法犯認知件数、これは197件となっており、とりわけ高齢者を狙った特殊詐欺や窃盗などの身近な犯罪への不安が高まっております。そんな中、本町では、住宅地の拡大が進む一方で、住民同士のつながりの希薄化も指摘されており、防犯体制の強化は重要な課題であると考えます。とりわけ住民の生活に直結する侵入盗や特殊詐欺、街頭でのトラブルなどは日常生活の安心感を損なうものであり、町全体として取り組むべき喫緊の課題であります。その上で、高齢者や子供を含む全ての家庭が安心して暮らせる環境の整備は、自治体としての重要な責務であり、犯罪の未然防止及び被害拡大の防止を図るためには、地域における犯罪の発生状況や傾向を迅速かつ正確に把握することが重要であると考えます。そこで、まずは、本町における犯罪の発生状況を把握するための仕組み及び把握した情報を町民に分かりやすく、迅速かつ適切に提供する体制については現在どのように構築されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。本町における犯罪発生状況の把握につきましては、現在、徳島県警察をはじめとする関係機関からの情報提供等に基づき、町内での犯罪発生件数や発生傾向などの状況を把握しております。また、町民の皆様への情報提供については、町の公式LINEや登録制メールを活用し、防犯に関する情報の周知や注意喚起を速やかに行っております。さらに、教育委員会においては、不審者情報等が寄せられた際には速やかに児童、生徒及び保護者に対して情報提供を行う体制を構築し児童の安全確保に努めております。一方で、情報の即時性をさらに高めることや、スマートフォン等のデジタルツールを活用していない方々へ、いかに情報を届けるかが課題として挙げられます。今後は、警察との密接な連携をより一層強化するとともに、情報の精度向上と効果的な発信手法の検討を進め、町民の皆様が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向け取り組んでまいります。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。地域における犯罪の発生状況や傾向を、これを迅速かつ正確に把握して、その上で町民の皆様への情報共有が被害防止

に直結いたします。しかし、町単独での情報収集には限界があり、警察との連携はもとより、自治会、学校、事業者など様々な地域の関係機関との情報共有体制をどのように構築していくのか、これも非常に重要なポイントであると考えます。本町として警察はもとより、これらの地域の関係機関とも密接に連携し、犯罪発生状況や注意喚起情報を町民の皆様へ適切に提供できる体制を今後はさらに強化していくべきであると考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えをいたします。犯罪の抑止や町民の皆様への安全、安心を確保するためには、警察だけではなく自治会、事業者、学校など地域に根ざした多様な関係機関が互いに情報を共有し連携して取り組むことが不可欠であると考えております。その意味で、警察をはじめ関係機関での情報提供体制を強化していく必要があると認識しており、今後検討すべき課題であると考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 犯罪被害を未然に防ぐための取組について、これはより一層の充実が求められております。例えば、啓発チラシの配布や講演会の開催、防犯パトロール、子供や高齢者を対象とした出前講座など防犯啓発活動についても様々な手法を組み合わせ、計画的かつ継続的に実施すること、これも重要になるのではないのでしょうか。そして、このような取組は、町民の皆様への防犯意識の向上にとどまらず、犯罪件数の抑制や被害の軽減にも大きく寄与するものであると考えますが、本町として、現在こういった防犯啓発活動についてはどのように実施されているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。本町における防犯啓発活動につきましては、特に児童の安全確保を重点事項の1つとして位置づけ、小学校の下校時間に当たる時間帯に各校区にパトロール員を配置し、校区内の巡回パトロールを実施いたしております。また、情報発信を通じた啓発といたしましては、警察から提供される最新の犯罪発生状況や不審者情報等に基づき、町の公式LINEや

登録制メールを活用して町民の皆様へ迅速な周知と注意喚起を行っているところでございます。今後につきましては、犯罪情勢の変化に伴い、啓発活動の在り方についても検討が必要であると認識いたしております。引き続き、警察等の関係機関と緊密な連携を維持しつつ現在の取組を継続していくとともに、効果的な情報発信や啓発について他の自治体における事例等を注視しながら、本町に即した在り方を調査、研究してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） はい。再問いたします。町民の皆様が自らの防犯意識を振り返る契機となるように、実施した防犯啓発活動の成果や実績などを分かりやすく伝えていくといった工夫も必要ではないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。防犯啓発活動の実施状況等を町民の皆様へお伝えすることは、活動への理解と関心を深めていただく上で重要な視点であると認識いたしております。その意味で、今後、その点も含め調査、研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 全国各地におきまして、空き巣や不審者による事案など地域の安全、安心を脅かす事例が発生しており、地域ぐるみでの防犯対策の重要性も改めて認識されております。こうした状況を踏まえ、防犯灯の設置や地域の見守り活動といった自治会や地域団体による組織的な活動に加え、各家庭においても防犯グッズの活用など、住民1人1人の主体的な取組が積み重なることで防犯意識の向上が図られるとともに、地域全体における見守り体制の強化が進むものと考えます。その結果、犯罪の発生しにくい安全で安心な地域環境の形成へとつながっていくのではないのでしょうか。また、防犯カメラをはじめとする防犯機器の設置は、犯罪の抑止効果が高いだけでなく、万が一、事件やトラブルが発生した際には、状況の記録や証拠の確保にもつながり、警察による迅速な対応を可能にするなど地域の安全確保において非常に有効な手段であると考えます。しかしながら、防犯カメラをはじめとする防犯機器の購入には一定の費用が必要であり、物価高の中、導

入を希望していても設置に踏み切れないケースもあるのではないのでしょうか。地域の安全は行政だけで守るものではなく、住民、地域団体、行政がそれぞれの役割を担いながら協力して取り組むことが重要であり、そのためには、住民が主体的に防犯対策を進めやすい環境、これを整えること。これも行政の重要な役割の1つなのではないのでしょうか。そこで、地域の安全確保へ向け、本町として防犯カメラをはじめとする防犯機器の購入に対する補助制度を新たに創設し、自治会等の団体及び個人宅においても防犯機器の導入を後押しする仕組みを検討すべきではないのでしょうか。このような制度が創設されれば、地域全体での防犯対策がさらに進み、防犯抑止効果の向上や住民の防犯意識の高まりにもつながるなど、本町の安心、安全なまちづくりに大きく寄与するものと考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。防犯カメラをはじめとする防犯機器の普及は、犯罪の抑止力として一定の効果が期待されており、地域の防犯力を高める上で有効な手段の1つであると認識いたしております。一方で、防犯機器等の購入費用を町が公費で補助することの相当性については、受益者負担の観点や他の施策との優先順位を含め、さらには財政的な持続可能性も含め、慎重に検討する必要があると考えております。補助制度創設に関しては、近隣自治体の動向や導入事例、また、その防犯効果などを注視し、本町における適正な在り方について判断してまいりたいと考えております。防犯カメラ等のハード面の整備については、将来的な課題であると認識しており、まずは、町民1人1人の防犯意識の向上と地域での見守り活動などといったソフト面の対策を優先して取り組んでいく方針であります。いずれにいたしましても、地域の安全、安心を確保するためにあらゆる施策について引き続き幅広い視点から検討を重ねてまいります。以上、答弁いたします。

---

○議長（米本義博君） 本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

---

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

● 2 番議員（栗島和義君） 町民の皆様、お一人お一人が安心して暮らせる環境をつくることは行政の責務であり、将来にわたる持続的な地域社会の基盤を築くことにもつながります。防犯対策についても実効性のある、あらゆる施策を着実に推進していただきたいと申し添え、次の質問に移らせていただきます。公共施設におけるエレベーターの防災対策について質問いたします。本町庁舎をはじめ、町内の公共施設に設置されているエレベーターは多くの方にとって日々の生活において不可欠な移動手段となっております。しかしながら、御承知のとおり、地震等の大規模災害発生時には、停電や設備損傷などにより、エレベーターに利用者が閉じ込められるリスクがあり、安全対策の徹底が強く求められております。実際、東日本大震災や熊本、能登半島地震においてもエレベーター内で利用者が閉じ込められた事案が数多く報告されております。さらに、大規模災害や停電に限らず、最近発生した事例としても、運行中のエレベーターが途中で停止し利用者が長時間にわたりエレベーター内に閉じ込められたといった事故も発生しております。こうした事例は、災害時のみならず、平時においてもエレベーターの安全対策が極めて重要であることを示しております。こうした中、本町におきましても公共施設利用者の安全確保は重大な責務であり、日頃からの万全の備えが求められております。そこでお伺いいたします。現在、本町の公共施設に設置されているエレベーターの安全確保対策及び防災対策について日常的な保守点検の実証状況に加え、地震等の災害を想定した訓練や職員研修などの取組について、現在の体制及び内容はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、本町が管理する公共施設に設置されているエレベーターは、藍住町合同庁舎の 3 基をはじめ、町営住宅、学校施設、社会教育施設など合計 9 施設 12 基となっております。保守点検につきましては、各施設において専門の保守業者と契約を締結し、施設の規模や用途に応じて月 1 回または年 2 回から 4 回の頻度で定期点検を実施しているほか、建築基準法に基づく法定定期検査についても各施設において所定の周期で実施しており、日常的な安全管理上必要な体制は確保しているところでございます。緊急通報の体制につきましては、全施設の籠内に通報装置を設置しており、停電時においても大多数の施設で保守業者の管制センターまたは情報センターと音声による通話が可能な

状態としております。一方、閉じ込めを想定した訓練や職員研修の実施状況につきましては、令和7年10月に藍住町総合文化ホールにおいて訓練を実施した実績はございますが、その他の施設においては、体系的な訓練や研修が実施できていないのが実情でございます。また、非常時の対応マニュアルについても各施設において整備が完了しているとはいえない状況にあり、この点については課題として認識しているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。平時に加え、特に大規模災害発生時には、エレベーター内に閉じ込められた方に対し救助が到着するまでに時間を要することも考えられます。その間、利用者が安心して待機できる環境が整っていなければ、体調の悪化や不安の増大などの二次的な被害につながる恐れもあります。御答弁いただきました現状の対策だけでは、十分とはいえないのではないかと感じました。本町としては、エレベーター内で閉じ込められた際の利用者の安全確保や心理的安心の観点から現状の課題をどのように認識しておられるのでしょうか。改めてお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えいたします。エレベーター内での閉じ込め事案が発生した場合、利用者が救助到着まで安全かつ安心して待機できる環境を整えることは課題であると認識いたしております。こうした課題に対し、まずは、非常時の初動対応として地震による閉じ込めや停電時の対応など、施設職員が取るべき初動手順を明確にしたマニュアルを策定し、各施設担当職員間で共有を図ることを考えております。また、職員研修では、各施設の保守業者と連携し、非常通報装置の使用方法や、閉じ込め発生時に救助を待つ利用者への適切な声かけ要領など研修の機会を設けることや、日本エレベーター協会が作成しているリーフレットなども活用し、籠内への掲示など利用者への周知についても取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 近年では、エレベーターに閉じ込められた際の安全、

安心の確保に非常に効果的である、簡易トイレや保存水、保存食、ライト、ラジオなどの非常用品を備えたエレベーター用防災チェアや備蓄ボックスなどの導入事例も増えております。これらの設備をエレベーター内に整備することにより、先ほども申しましたが、救助が来るまでの間、エレベーター内において長時間過ごさなければならないことも想定されますが、最低限の備蓄があることで利用者の体調悪化リスクを抑えられるとともに、利用者の不安やストレスを大きく軽減する効果もごございます。本庁舎を含め、町内公共施設のエレベーターにおいて、このような非常用品を備えたエレベーター用防災チェアや備蓄ボックス等の設置も必要ではないでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君登壇〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） お答えいたします。まず、エレベーターに閉じ込められた場合の安全確保につきましては、籠内のインターホンにより、速やかに通報を行い、保守業者による救出を待つことが基本的な対応となっております。現在、本町の全施設においてこの通報体制は確保されているところでございます。閉じ込め事案の発生頻度と救出の実態について、国土交通省が平成30年の大阪北部地震を分析した資料によりますと、まず、閉じ込めの発生そのものについては、震度4以下の地域ではゼロであり、震度5弱以上の地域から発生しはじめていることが確認されております。エレベーターの閉じ込めは、相当程度の大きな揺れを伴う場合に限られる傾向にあると言えます。また、仮に閉じ込めが発生した場合の救出状況についても、同資料によれば、発生件数全体の約87パーセントが3時間以内に救出されており、これは保守業者による迅速な対応が機能した結果と評価されております。救出に3時間を超えた事例についても、その主な原因は、公共交通機関の停止や交通渋滞による技術者の到着遅れ及び電話回線のふくそうによる連絡の遅れといった外部要因によるものとされております。さらに、消防機関による対応も一定程度機能しており、保守業者と消防機関の双方による救出体制が実際に機能していたことが同資料において示されております。こうしたデータ、事例に照らしますと、現行の通報体制と保守業者、消防機関との連携による救出の仕組みは、閉じ込め発生時の安全確保として相当程度機能しているものと考えられます。防災チェアや備蓄ボックスの設置につきましては、閉じ込め時の備えとして一定の意義があることは承知いたしております。しかしながら、現行体制においても救出対応が相

当程度機能していること。加えてエレベーターの籠内は空間が極めて限られており設置スペースの確保が難しい施設も少なくないこと。さらに、設置する物品の内容や管理方法についても安全面からの検討が必要であることなど、総合的に勘案しますと現時点において喫緊の課題とまでは捉えておりません。引き続き、各施設の実態や他の自治体の取組状況等について必要な情報収集に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 近年、災害は想定外ではなく、想定すべきものとなっております。町民の皆様が安心して公共施設を利用できる環境を整えると同時に、命と生活を守るという行政の最も重要な使命を果たすため、エレベーター防災対策についてもより一層前進させていただきたいと申し添え、次の質問に移らせていただきます。認知症の人が安心して暮らせる地域社会の実現に向けた施策の一層の推進について質問いたします。令和6年9月議会、一般質問において取り上げさせていただきました認知症の人に寄り添った地域社会の構築について、その後の進捗状況及び今後の具体的施策について改めて伺います。我が国は、超高齢化社会のただ中にあり、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人の数は年々増加しております。2022年時点において認知症高齢者数は約443万人。MCI、軽度認知障害の高齢者数は約559万人と推計され、合計で約1,000万人を超え、65歳以上の高齢者の約3.6人に1人が認知症またはその予備軍であるとされております。さらに、2040年には認知症及びMCIの高齢者が合計1,200万人に達し、高齢者の約3.3人に1人になると見込まれております。このような中、2024年1月1日、認知症の人を含めた国民1人1人が、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とした認知症基本法が施行されました。認知症は、もはや特別なものではなく、誰にとっても身近な課題です。私は前回の質問において、認知症になっても何もできなくなるのではなく、できること、やりたいことを大切にしながら住み慣れた地域で役割を持ち、自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観の普及の重要性を訴えました。本町においては、前回御答弁にありました認知症ケアパスの作成、配布。世界アルツハイマー月間の取組。認知症サポーター養成講座の実施など、継続的な施策を展開していただいております。これまでに延べ3,

400名を超えるサポーターが誕生していることは高く評価するものであります。しかしながら、認知症の方やその御家族が地域で孤立することなく安心して生活していくためには、理解の量の拡大のみならず質の向上も不可欠であります。とりわけ、行政自らが率先して理解を深め具体的行動につなげる姿勢を示すことが、地域全体への波及効果を生み出すものと考えております。そこで、まず、お伺いいたします。この1年半の間に認知症サポーターの養成をはじめ、認知症に関する知識及び理解の深化に向けて具体的にどのような拡充改善が図られてきたのでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。令和6年12月に策定された認知症施策推進基本計画では、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らせる共生社会の実現を目指しております。そのためには、共生社会づくりを進めるとともに、認知症に関する正しい知識と理解を深める取組が重要であると認識しております。本町におきましても、この考え方を踏まえ、町民の皆様や高齢者支援に関わる関係者の方々に対し、認知症になっても何もできなくなるわけではなく、住み慣れた地域で仲間とつながりながら自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観の普及に取り組んでいるところでございます。その一環といたしまして、認知症の方やその御家族の視点から描かれた映画上映会や講演会を開催し、認知症への理解を深める機会としてまいりました。また、関係機関を対象とした取組といたしまして、県と共同で認知症の方が日常生活の中でどのような見え方や感じ方の変化を経験しているのかを体験することができる、バーチャルリアリティ体験を用いた認知症フレンドリー講座を開催いたしました。認知症への理解促進に資する新たな取組として位置づけ、実施したものでございます。さらに、一般の方を対象とした認知症サポーター養成講座につきましては、地域包括支援センターの主催により、今年24日に開催を予定しております。今後も町民の皆様が参加しやすい機会を確保しながら、啓発活動を継続していくことで認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその御家族を温かく見守る応援者が1人でも多く増えていくことを期待しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。これまで町民の皆様や高齢者支援に関わる関係者の方々を対象に映画上映会や講演会、また、VRを用いた認知症フレンドリー講座などの取組を行ってきたとの御答弁でした。認知症について正しく理解し、認知症の人やその御家族に心の通う適切な対応を行うため、町職員を対象とした講義や研修などの必要性についても令和6年9月議会におきまして質問させていただきましたが、その点についてはこれまでどのように取組が行われてきたのでしょうか。今後の方針も併せて伺います。

○議長（米本義博君） 小川理事兼総務課長。

〔理事兼総務課長 小川哲央君起立〕

◎理事兼総務課長（小川哲央君） はい。お答えをいたします。令和6年9月議会の一般質問におきまして御質問いただいて、検討を進めておりまして、職員の認知症に対する正しい理解を深めることは、窓口対応をはじめとした住民サービスの向上につながるものと認識いたしております。そういう意味におきまして、検討の結果、今年度の本町の職員研修計画に認知症に関する研修を位置づけたところでございます。しかしながら、講師の確保や受講対象者の選定、実施時期の調整など様々な要因が重なり今年度中の実施には至ってはおりません。以上を踏まえ、今後も実施に向けて引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 続いて、認知症ピアサポートの整備体制について伺います。認知症ピアサポート活動は、認知症に関する正しい知識や介護に関する情報提供といった学びの機会の提供にとどまらず、同じ悩みや不安を抱える家族や介護者同士が支え合う場を創出する重要な取組であります。こうした活動は、認知症の方の御家族や介護者の身体的、心理的負担の軽減に資するだけでなく、地域全体に認知症への正しい理解を広げ、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりの基盤となるものであります。とりわけ、診断直後は御本人、御家族ともに大きな不安や戸惑い、孤立感を抱えやすい極めて重要な時期であり、この初期段階において適切な相談支援や社会資源につながるができるかどうかは、その後の生活の質や地域での安心した暮らしに大きく影響をいたします。前回の質問においても、初期の段階において相談から適切なサービスへと円滑につなげてい

くための支援は重要であるとの御答弁を頂きましたが、今、まさに、その具体化が問われているのではないのでしょうか。診断後早期の段階で同じ経験をした当事者や御家族同士がつながり、体験や思いを共有できるピアサポートの仕組みは不安の軽減のみならず、前向きな生活設計や将来への見通しを持つ上で、大きな力を発揮いたします。つまり、専門職による支援と当事者同士の支え合い、これが両輪となって機能する体制の構築。これが不可欠であると考えます。そこで、本町における認知症ピアサポート体制として対面での支援に加え、外出が困難な方や仕事や子育て、介護を両立する就労世代の方なども参加しやすいようインターネットを活用した交流、相談体制の構築も必要でないかと考えます。オンライン家族会や個別相談、また、対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド開催など、このような取組の可能性について、本町としての御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。まず、認知症の方やその御家族へのサポート環境の整備についてでございます。町内の社会福祉法人等が運営する認知症カフェにつきましては、現在、休止している事業所と再開している事業所がございます。本町といたしましては、それぞれの運営状況や再開に向けた課題等の把握に努めているところであり、今後も関係機関との情報共有を継続しながら支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。次に、インターネット等を活用した交流の取組についてでございますが、オンラインによる交流や相談体制を実施する場合、人員確保や環境整備の面から現段階では、町単独での実施には一定のハードルがあると認識しております。このため、今後は外部団体等への委託の可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。また、認知症カフェにつきましては、既存の取組状況を踏まえつつ、町内の他の事業所等に対しましても開設に向けた協力を引き続き呼びかけてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 続いて、ユマニチュードの普及についてお伺いいたします。認知症の行動・心理症状いわゆるBPSD。これの抑制と本人の尊厳を守るケアの観点から、私は令和6年9月議会において、フランス発祥の技法であるユマ

ニチュードの普及を提案いたしました。ユマニチュードは、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるように届けるケア技法であり、日本でも、日本ユマニチュード学会を中心に普及が進められております。また、先進的に導入している福岡市では、市民講座や職員研修に取り入れ成果を上げております。本町においては、以前、ユマニチュードの普及に向け、まずは関係者の学びの機会を設けたいとの御答弁を頂きましたが、その後、講演会や研修会の開催等どのように取り組んでいるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。令和6年9月議会において御提案いただきました認知症の方や高齢者のみならず、ケアを必要とする全ての方に活用できる汎用性の高い技法であるユマニチュードの普及啓発につきましては、現在、高齢者を支援する関係者が学びを深める機会を確保できるよう取組を進めているところでございます。具体的には、昨年6月、板野郡5町が板野郡医師会に委託し共同で実施しております、在宅医療・介護連携推進事業において、医療、介護関係者や地域包括支援センター職員を対象に一般社団法人日本ユマニチュード学会の認定インストラクターをお招きし、ユマニチュードの基礎的理解を深める講座を開催いたしました。当日は、多くの関係者に御参加いただき、講座後のアンケートでは、御本人への視線の合わせ方や触れ方など、すぐに現場で実践できる内容で大変参考になったといった声や、認知症の方との関わりで悩んでいたが、相手の尊厳を守るという視点を改めて学ぶことができたとの感想。さらには、ユマニチュードの理念を知ること、自分のケアの姿勢を見直す良い機会になったといった意見も寄せられ、技法への理解促進と現場での活用意欲の向上につながったものと考えております。また、町民の皆様への普及啓発につきましては、ユマニチュードに触れていただく機会を広げるため、関連書籍を町立図書館に整備し閲覧や貸出しが可能となるよう取り組んでいるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。昨年6月に医療、介護関係者や地域包括支援センター職員を対象にこのユマニチュードの基礎知識を深める講座を開催

していただいたということですが、先ほど御紹介していただきましたアンケートの声からも参加者にとっては、非常に有意義な機会になったのではないのでしょうか。認知症ケアの質の向上は本人だけではなく、介護者の負担軽減にも直結する重要施策であると考えます。ぜひ、今後、そういったユマニチュードに関する講座等の参加対象を家族介護者をはじめ広く一般の方へも拡大していただきたいと考えますがいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。今後の講座につきましては、医療、介護関係者に加え、認知症の方を支える御家族や地域の皆様にも御参加いただけるよう対象の拡充を視野に入れて検討を進めてまいります。併せて、認知症への理解を広げ、御家族の不安軽減や地域で支える体制づくりにつながることを目的に関係機関と連携しながら参加しやすい学びの機会の充実を図ってまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 続いて、認知症行方不明者対策についてお伺いいたします。全国では、認知症による行方不明者が増加傾向にある一方で、発見の遅れは生命に直結する重大な課題です。本町の認知症高齢者見守り事業及び安心シール事業については、以前の御答弁では、令和5年度の利用件数が極めて少ない状況であるとのことでした。認知症行方不明者対策の強化については、命を守る施策としてより積極的な周知と支援体制の強化が重要であると考えます。そこで、改めてお伺いいたします。認知症高齢者見守り事業及び高齢者見守り安心シール交付事業について、GPS端末活用に向けた利用者負担の軽減策及びQRコード付きで衣服等に貼付できる高齢者見守り安心シールの普及、利用状況はどのようになっているのでしょうか。お答えください。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君登壇〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの御質問についてお答えいたします。本町では、認知症等により外出後の行方不明が懸念される高齢者の早期保護と介護者等の精神的負担の軽減を目的とした、高齢者見守り安心シール交付事業及び藍住町

認知症高齢者見守り事業を実施しております。まず、高齢者見守り安心シール交付事業についてでございます。本事業は、御家族からの申請に基づき、QRコードを印字したシールを交付し、持ち物や衣類に貼付していただくものです。外出時に発見された際には、発見者がスマートフォンでQRコードを読み取ることで、御家族等が事前に登録した注意事項を閲覧できる仕組みとなっております。また、登録された御家族へは、発見時にメール通知が即時に送信されるようになっております。

なお、令和7年度現在の利用件数は3件でございます。次に、認知症高齢者見守り事業についてでございます。本事業では、GPS端末の導入を支援するため、位置検索情報システム専用端末のレンタルに係る初期費用の一部を助成し、利用者の負担軽減を図っております。

なお、令和7年度現在の利用件数は0件となっております。これらの事業の普及啓発につきましては、町が実施する各種事業の機会を活用し、チラシの配布や掲示、町ホームページでの情報発信など住民の皆様への周知に取り組んでいるところでございます。しかしながら、両事業とも利用件数が伸び悩んでいる状況にあることから、今後は事業内容の見直しを進め、より利用しやすい仕組みとなるよう検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君起立〕

●2番議員（栗島和義君） 再問いたします。認知症高齢者見守り事業及び安心シール事業については、これまでの御答弁同様にいずれの事業も申請、利用件数が依然として伸び悩んでいる状況にあるとのことでした。こうした状況の中、認知症高齢者の早期発見や安全確保を図るためには、事業のさらなる周知や利用促進とともに、警察や民間企業、地域住民など関係機関との連携強化が非常に重要であると考えます。対象者の早期発見及び安全確保に向け、認知症高齢者見守り事業及び安心シール事業のほか、関係機関との連携などは現在どのように取り組まれているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（米本義博君） 上崎健康推進課長。

〔健康推進課長 上崎雅史君起立〕

◎健康推進課長（上崎雅史君） ただいまの再問にお答えいたします。その他の見守り対策といたしましては、徳島県と見守り活動協力機関との協定に基づき、独り暮らしの高齢者等を対象とした見守り活動の協力体制が整備されております。近年、

この協力機関に加入する団体が増えており、見守りの協力体制にも一層の広がりが出てきているところでございます。本町におきましては、地域包括支援センター及び福祉課を連絡窓口として、協力機関や警察等から連絡があった際には、必要に応じて職員が高齢者宅を訪問し安否確認を行っております。今後も関係機関との連携を一層強化し、認知症等による行方不明事案の未然防止と早期発見に努めてまいります。以上でございます。

○議長（米本義博君） 栗島和義君。

〔栗島和義君登壇〕

●2番議員（栗島和義君） 認知症の人を支える対象としてのみ捉えるのではなく、ともに生きる地域社会の一員として尊重すること。それこそがこれからの地域づくりの根幹であると考えます。令和6年9月の一般質問から1年半が経過いたしました。今後もさらなる前進に向けた施策を力強く推進していただきたいと申し添え、私の一般質問を終わります。

---

○議長（米本義博君） 以上で、通告のありました7名の一般質問が終わりましたので、これで一般質問を終了します。

お諮りします。議案調査のため、3月20日から3月23日までの4日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。したがって、3月20日から3月23日までの4日間を休会とすることに決定しました。

なお、次回本会議は3月24日、午前10時、本議場において再開しますので、御出席をお願いします。

本日はこれで散会します。

午後5時31分散会

---

令和8年第1回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和8年3月24日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	大西 孝志	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	栗島 和義	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	新居 純一	11 番議員	林 茂
4 番議員	元木 春香	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	紙永 芳夫	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	竹内 君彦	14 番議員	森 志郎
7 番議員	永浜 浩幸	15 番議員	前田 晃良
8 番議員	森 伸二	16 番議員	米本 義博

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 島川 紀子                      主任 小倉 麻里

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	齊藤 秀樹
副町長	河原 英治
教育長	堤 広幸
教育次長	大地 亜由美
会計管理者	山瀬 佳美
理事兼総務課長	小川 哲央
福祉課長	細川 伸明
企画政策課長	大隅 久視子
税務課長	増原 浩幸
健康推進課長	上崎 雅史
保健センター所長	宮本 洋子
社会教育課長	重見 高博
住民課長	堺 政仁
生活環境課長	鈴木 恵子

建設産業課長

長楽 浩司

上下水道課長

畦地 英志

## 5 議事日程

### (1) 議事日程 (第3号)

- |     |       |  |
|-----|-------|--|
| 第1  | 議第2号  | 令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて |
| 第2  | 議第3号  | 令和7年度藍住町一般会計補正予算について                   |
| 第3  | 議第4号  | 令和7年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)補正予算について         |
| 第4  | 議第5号  | 令和7年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について           |
| 第5  | 議第6号  | 令和7年度藍住町特別会計(介護サービス事業)補正予算について         |
| 第6  | 議第7号  | 令和7年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)補正予算について        |
| 第7  | 議第8号  | 令和7年度藍住町水道事業会計補正予算について                 |
| 第8  | 議第9号  | 令和7年度藍住町下水道事業会計補正予算について                |
| 第9  | 議第10号 | 令和8年度藍住町一般会計予算について                     |
| 第10 | 議第11号 | 令和8年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)予算について           |
| 第11 | 議第12号 | 令和8年度藍住町特別会計(介護保険事業)予算について             |
| 第12 | 議第13号 | 令和8年度藍住町特別会計(介護サービス事業)予算について           |
| 第13 | 議第14号 | 令和8年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)予算について          |
| 第14 | 議第15号 | 令和8年度藍住町水道事業会計予算について                   |
| 第15 | 議第16号 | 令和8年度藍住町下水道事業会計予算について                  |
| 第16 | 議第17号 | 藍住町課等設置条例の一部改正について                     |
| 第17 | 議第20号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について                   |
| 第18 | 議第21号 | 藍住町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する               |

		条例の一部改正について
第 1 9	議第22号	藍住町国民健康保険税条例の一部改正について
第 2 0	議第23号	藍住町町民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 1	議第24号	藍住町民テニスコート場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第 2 2	議第25号	藍住町立小学校及び中学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について
第 2 3	議第26号	藍住町保育所条例の一部改正について
第 2 4	議第27号	藍住町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 5	議第28号	藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 6	議第29号	藍住町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部改正について
第 2 7	議第30号	藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 8	議第31号	藍住町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 2 9	議第32号	藍住町介護保険条例の一部改正について
第 3 0	議第33号	藍住町上水道事業給水条例の一部改正について
第 3 1	議第34号	藍住町公共下水道条例の一部改正について
第 3 2	議第35号	職員等の旅費に関する条例の全部改正について
第 3 3	議第36号	藍住町犯罪被害者等支援条例の制定について
第 3 4	議第37号	藍住町人権尊重のまちづくり条例の制定について
第 3 5	議第38号	藍住町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 3 6	議第39号	子ども・子育て支援法施行規則第28条の32に定める時間に関する経過措置に関する条例の制定について
第 3 7	議第40号	町道の路線認定について
第 3 8	議第41号	東部防災備蓄倉庫新築工事請負契約の締結について
第 3 9	議第42号	監査委員選任の同意について

- 第 4 0 議第43号 藍住町副町長選任の同意について
- 第 4 1 発議第36号 議員派遣の件について
- 第 4 2 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の  
継続調査申出書について

令和 8 年藍住町議会第 1 回定例会会議録

3 月 2 4 日

午前 1 0 時開議

○議長（米本義博君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（米本義博君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので御報告しておきます。

○議長（米本義博君） これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（米本義博君） 日程第 1、議第 2 号「令和 7 年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、日程第 3 7、議第 4 0 号「町道の路線認定について」までの 3 7 議案を一括議題とします。

本案については、所管の常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

はじめに、栗島厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

栗島和義君。

〔厚生常任委員会委員長 栗島和義君登壇〕

● 2 番議員（栗島和義君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから厚生常任委員会に付託されました 2 1 議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3 月 5 日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された 2 1 議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第 1 0 号「令和 8 年度藍住町一般会計予算について」のうち、障害者福祉総務費が増えたのはなぜかとの質問に対し、基本的には障害サービスの給付額の増であり、システム保守業務委託料等については、標準化等のシステムの的なものの費用を含んでいるとの説明がありました。

また、障害者福祉総務費の障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定事業が、令和

7年度は無かったが、増えた理由についての質問があり、令和8年度に策定を予定しているための策定業務費であるとの説明がありました。

さらに、障害者地域生活支援事業費の増額についての質問には、給付費に対する事業費の見込みの精査による増額であるとの説明がありました。

老人福祉総務費の補聴器購入支援事業について、補助金は何人を目途としているのかという質問には、補聴器本体の購入の上限を3万円と設定しており、概ね30人程度の申込に耐えられる予算を計上しているものとの説明がありました。

児童福祉総務費の児童手当事業費が減額となっている理由についての質問があり、児童手当費が減る、児童数が大幅に減少する、そういう見込みでの予算の減少ではなく、あくまでも実績に対して次年度以降見込まれる児童手当を精査した結果であるとの説明がありました。

また、児童手当予算の減額による財源が、ほかの子育て事業に充当されるのかという質問には、一般会計予算の中での増減、この中での調整になるもので、児童手当予算が減少したものがどこに充当されるのかというのは、具体的に申し上げることは難しいとの説明がありました。

保育所総務費の熱中症対策事業補助金の新設されているが、どのような取組かとの質問があり、事業の内容は、熱中症対策として保育所等に冷房設備を整備するため等の事業費として計上しているものとの説明がありました。

清掃総務費の指定ごみ袋事業費の増額理由について質問があり、物価高の影響でそれぞれの単価も上がっており、そういったものを含め、差し引きすると200万円の増額という算出根拠であるとの説明がありました。

また、今回の増額が町民の販売価格に影響する可能性があるのかとの質問には、発注手続を進めているところである。販売する金額については、変更する予定はないとの説明がありました。

さらに、コスト上昇に対し、経費削減や調達方法の見直しなど、どのような工夫を行っていくのかという質問には、購入の仕方としては、指名競争入札で実施をしており、競争した価格で安価で購入できるよう努めているとの説明がありました。

議第37号「藍住町人権尊重のまちづくり条例の制定について」のうち、町民の責務について過度な義務付けとならないよう、十分な配慮が必要と考えるが、その点についての見解を求める質問があり、過度に、何かを極端に強いていかなければならない、もしくは罰則等を設けるようなものではない。町民としての人権課題解

決に向けた御協力を頂きたいという趣旨をもつての規定であるとの説明がありました。

さらに、現在の相談体制における課題はどのようなところにあるのか、また、本条例により、どのように強化されるのか、そして、専門性の確保及びプライバシー保護をどのように担保するかについての質問に対し、あらゆる部署にこの人権という課題に向けた意識付けというのが必要であると考えている。プライバシーの問題では、基本的には個人情報保護法に基づき、法令等、もしくは御本人様、もしくは関係者様の同意、こちらを得ることができるかどうかも含めて、得られる場合について、より綿密な情報交換をさせていただきたいとの御答弁がありました。

また、インターネット上の人権侵害の対応について、例えば、削除要請や啓発活動など町として想定している具体的な取組があれば教えてほしいとの質問には、週2回程度、特定のページへの書き込みの状況というのを確認している。過年度の中には、人権侵害に該当するのではないかという書き込みが確認されたときに削除を要請したことがあるとの説明がありました。

審査の結果、付託された21議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月5日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和8年3月24日、厚生常任委員会委員長、栗島和義。

○議長（米本義博君） 次に、森建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

森伸二君。

〔建設産業常任委員会委員長 森伸二君登壇〕

●8番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託された8議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月9日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された8議案を上程後、小休中に付託案件である町道の路線認定についての現場を視察いたしました。

現場視察終了後、付託された8議案について関係理事者から補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第10号「令和8年度藍住町一般会計予算について」、農地防災事業費のうち、国営建設事業負担金及び吉野川下流域用水事業管理費補助金の質問があり、国営事

業の負担金については、平成2年度から事業を開始し、令和7年度に事業が完了した。事業の目的は、都市化、住宅化の進展に伴い、家庭雑排水等の流入が増加し、農業用水の水質の悪化や、農業水利施設の老朽化により農業用水の安定的な確保が困難となっていたため、国営事業による水路の整備と併せて関連事業で末端用水路の整備を進めることで、農業用水の水質改善と安定的な水の確保を行い、生産性の向上と農業経営の安定を図ることであるとの説明がありました。事業の概要については、関係市町が3市5町。徳島市、鳴門市、阿波市、藍住町、北島町、松茂町、板野町、上板町となっている。受益面積は、約5,200ヘクタールで、工事期間は平成2年度から令和7年度まで。そのうち、平成2年度から令和6年2月までは国営事業。令和6年3月から令和7年度末までは水資源機構が実施している。総事業費は約1,631億円。主要施設は、取水口2箇所、柿原取水口と第十取水口。揚水機場は1箇所、旧吉野川揚水機場。管理施設が1箇所、吉野川下流総合管理所と基幹水路が64.3キロメートルとなっている。負担金の内訳は、負担割合は国が66.6パーセント、県が30.4パーセント、市町が3パーセントとなっている。市町負担金のうち、藍住町は13.7パーセントの負担割合になっており、国営分で6億3,761万6,257円である。水資源機構分は904万2,000円となっている。令和6年2月までが国営分で6億3,761万6,257円となっており、水資源機構分の負担金が691万2,131円となっているとの説明がありました。

また、地籍調査業務委託料について、5,100万円を計上しているが、現在の状況はどの質問には、現在、全体計画では13.47平方キロメートルで、令和7年度の見込みで合計3.49平方キロメートルを予定している。全体計画の約25.9パーセントがこれで完了する見込みである。令和8年度については、予定地域は東中富貞享と東安永と西安永と祖母ヶ島地区。それと勝瑞の幸島の一部で、0.33平方キロメートルを予定しているとの説明がありました。

さらに、公共事業等適正管理推進事業の進捗状況についての質問では、令和7年9月頃に町道江ノ口新居須線と町道奥野富吉線の2路線のFWD試験を行った。FWD試験は、路面におもりを落とし、路面の表面に生じるたわみの量を複数点から測定し、たわみの形状や傷の大きさなど、舗装の各点の構造的な強弱によって変わってくるものだが、非破壊で舗装面を傷つけることなく、短時間ですることが可能となっている。検査結果を解析することで、舗装の各層の強度や路床の支持力など

を測定することができ、舗装の健全度が判定される。その判定ができたので、町道江ノ口新居須線は、県道松茂吉野線の笠木の交差点から南へ約150メートル。町道奥野富吉線は、県道松茂吉野線との交差点から南へ約120メートルと北へ120メートル程度について、現在、工事を発注している。令和8年度については、5,000万円なので、令和7年度の繰越予算と令和8年度の5,000万円を、町が指定する緊急輸送道路である奥野富吉線を重点的に路面性状調査及び舗装個別管理計画に基づいて工事をしていこうと考えているとの説明がありました。

議第15号「令和8年度藍住町水道事業会計予算について」の収益的収入のうち、水道使用料の821万6,000円の減額理由について質問があり、町全体の給水戸数は毎年数十件ずつぐらい増加しているが、一方で各家庭においては、節水型機器の普及や物価高騰で家計節約のために高まっている節水意識などで、1戸当たりの使用量が年々減少していることが主な要因と考えているとの説明がありました。

議第33号「藍住町上水道事業給水条例の一部改正について」及び議第34号「藍住町公共下水道条例の一部改正について」は、今回の改正で具体的にどうなるのかという質問があり、現在、本町では宅地内の給水管や排水設備、いわゆる水道管や下水道管のことであるが、工事を行うことができるのは、本町の指定を受けた工事店に限られている。しかし、令和6年1月の能登半島地震では、多くの家屋が被災し、宅地内の給水管や排水設備の復旧を担う指定工事店が不足することで、大幅に復旧が遅れ、水道水や下水道が使用できない期間が長期化をした。そこで、本町において、このような事態にならないように他の市町村が指定した工事店が工事ができるように条例を改正し、大規模災害などからの復旧、復興を迅速に行うようにするものであるとの説明がありました。

審査の結果、付託された8議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月9日に開催された建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和8年3月24日、建設産業常任委員会委員長、森伸二。

○議長（米本義博君） 次に、永浜総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。  
永浜浩幸君。

●7番議員（永浜浩幸君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから総務文教常任委員会に付託された10議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、3月10日に開催し、高橋町長ほか関係職員の出席のもと、付託された10議案について関係理事者に補足説明を求め、審査を行いました。

委員からの主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第3号「令和7年度藍住町一般会計補正予算について」のうち、繰越明許費について、総務費、総務管理費の合同庁舎維持修繕事業はどういった内容の事業なのかとの質問があり、具体的な内容としては、合同庁舎の空調の修繕、雨漏りの修繕、窓サッシなどの修繕の設計業務委託料であるとの説明がありました。委員からは、小さな被害のうちに早くしておかないと、大がかりな修理となったら費用もかさばるため、是非とも早いこと修理をしていただきたいとの意見が出されました。

総務費、戸籍住民基本台帳費の旧氏及び旧氏への振り仮名表記事業はどのような事業なのかとの質問があり、結婚した場合等、旧の氏を表記できるようになるという法改正のためにシステムを改修する費用である。7年度に国から予算計上するよという通知があったが、実施は8年度に行うため、繰越という形になっているとの説明がありました。

学校教育総務費について、職員手当等の予算の減額は人材確保が難しく雇用ができなかったということかとの質問があり、当初予定していた人数が雇用できていないという部分もあるとの説明がありました。

諸支出金、普通財産取得費はどのような内容なのかとの質問があり、財産の積立金と財産運用収益分の積立金となっており、主に財政調整基金積立金へ5億円を計上しているとの説明がありました。

議第10号「令和8年度藍住町一般会計予算について」のうち、情報発信DX化事業について、システムソフトウェア利用料はどのようなシステムなのかとの質問があり、藍メールや町の公式LINEにすぐメールプラスというシステムを使っており、LINE連携も付加機能として使っている。それに係る費用であるとの説明がありました。

地方路線バス維持事業について、680万円を徳島バスに負担という形だと思うが、昨年路線バスの改線があったが、負担金は前年度と同額であり、町民は大変不便に感じている。負担金を町民の税金で負担するのは理解することができないため、減額交渉等をしていただきたいとの質問があり、現在、減っている分については、10月から9月末までの1年間でどのように変わるかという実績を出して、請求があるため、現段階では判断することができず、予算上は去年と同額になっていると

の説明がありました。委員からは、町民がこう思っているということを十分バス会社にお話をさせていただいて減額を承知していただきたい。同じ額では、町民は納得できないとの意見が出されました。

また、680万円という負担額の算出方法や見直しのルールはどうなっているかとの質問があり、県と徳島バスと沿線市町村で5対1対4で赤字負担を分けるようになる。4の分について、沿線市町ごとで市町村数割、距離数割、バス停あたりの乗降者数ごとで按分する形になっている。按分の方法等については、県の要綱で定められており、市町村が同じ計算方法によって算定されるとの説明がありました。

さらに、1日の平均乗車人数はとの質問があり、情報提供は頂いているが取扱い注意のため、お答えは差し控えるとの答弁がありました。

高齢者移動支援事業について、令和7年度と令和8年度の役務費の違いを詳細に教えてほしいとの質問があり、ノリ乗りタクシー券事業は令和7年度までは対象者全員にタクシー券の購入に必要な購入券を郵送する全件通知を行っていたが、対象者にはタクシー券を必要とされない方が多く含まれ、全件通知では郵送料等において効率的な予算の執行となっていなかったため、令和8年度からは、当年度中に75歳以上に達する方と前年度に購入実績のある方に購入券を郵送することとした。これにより郵送料と購入券送付用封筒購入代の経費の縮減となるとの説明がありました。

また、ノリ乗りタクシー券事業については、5,000円で販売して1万円は少し高いため、2,500円で販売、金額を5,000円と額を落としてくれないかとの質問があり、令和8年度は、タクシー券の販売冊数を現在3冊のところを5冊に拡充する。これにより、どのような反応があるかと併せて、来年度にアンケートを取り、検討のほうを重ねていきたいとの説明がありました。

英検チャレンジ事業については、中学校1年生全員が英検を受験するため、昨年は100万円の予算が今年度は200万円になったという理解でいいのかとの質問があり、8年度は中学校1年生を全員対象とするため、1年生の予定が343人であり、予算額の増額をしているとの説明がありました。

また、昨年の中学生議会の中で、漢字検定や数学検定についても検定料の補助をしてほしいというところで、実施を含めたニーズ調査を行った上で検討していきたいという答弁があったが、当初予算に予算を計上していないのはなぜかとの質問があり、現在、中学校1、2年生に対して漢字検定、数学検定を含むその他の進学、

就職に有利な検定等の希望調査を行っている。アンケート結果を基に8年度以降で補助について検討していく予定であるとの説明がありました。委員より、2029年から高校入試の学区制が無くなることに伴い、中学生に学習する機会の継続性を果たせるためにも、いろいろな学力に結びつける検定があれば、補助してほしいとの意見が出されました。

図書館費について、昨年度の第3回定例会において、図書館の前庭に障害を持つ方の来館時のための駐車スペースを設けてはとの話をしたが、事業をする項目が委託料の中に含まれていないとの質問があり、機械警備、施設清掃、システム保守、設備機器定期点検等の等の中に設計業務委託料も含まれているとの説明がありました。

審査の結果、付託された10議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、3月10日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和8年3月24日、総務文教常任委員会委員長、永浜浩幸。

○議長（米本義博君） ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました37議案は慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これから、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） お諮りします。議第2号「令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第40号「町道の路線認定について」までの37議案については、各常任委員会において、十分審議を尽くされたこととしますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第2号「令和7年度藍住町一般会計補正予算の専決処分を報告し、承認を求めることについて」から、議第40号「町道の路線認定について」までの

37議案については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（米本義博君） 続きまして、日程第38、議第41号「東部防災備蓄倉庫新築工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第41号「東部防災備蓄倉庫新築工事請負契約の締結について」説明を申し上げます。議第41号については、3月16日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。内容を申し上げます。1. 契約の目的、東部防災備蓄倉庫新築工事。2. 契約方法、指名競争入札による契約。3. 契約の金額、2億3,925万円。内取引に係る消費税及び地方消費税額、2,175万円。4. 契約の相手方、所在地、徳島県板野郡藍住町徳命字前須東38番地1。名称、株式会社吉岡組。代表者、代表取締役、吉岡健治。5. 工期、藍住町議会の議決のあった日の翌日から令和8年12月25日までであります。以上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから、議第41号「東部防災備蓄倉庫新築工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第41号「東部防災備蓄倉庫新築工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（米本義博君） 日程第39、議第42号「監査委員選任の同意について」を議題とします。地方自治法第117条の規定によって、佐野慶一君の退場を求めます。

〔佐野議員退場〕

○議長（米本義博君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第42号「監査委員選任の同意について」、提案理由の説明を申し上げます。議第42号につきましては、氏名、佐野慶一。選任年月日は、令和8年3月24日です。何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第42号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」及び「異議あり」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議がありますので、議第42号「監査委員選任の同意について」、質疑を行います。質疑はありませんか。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

●3番議員（新居純一君） 町長は、佐野議員の監査委員への就任と同意を求めていますけれど、私はこれまで佐野議員が判明しているだけでも3件の条例違反を見逃しておりますので、私は適任とは思えませんので、改めて選任していただきたいと思いますようによろしくお願いします。

○議長（米本義博君） あの。

〔新居議員より、「はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 質疑ですので、今の内容は、質疑にはなっておりません。

●3番議員（新居純一君） 再度。選任理由を。選任理由をよろしく願いいたします。

○議長（米本義博君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君起立〕

◎町長（高橋英夫君） 今回、議会から選出するに当たりまして、一番適任と考えたので佐野議員にお願いしたいと考えました。以上であります。

○議長（米本義博君） よろしいでしょうか。

〔新居議員より、「はい。」の声あり〕

○議長（米本義博君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（米本義博君） ないようですので、これで質疑を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

新居純一君。

〔新居純一君起立〕

〔新居議員より、「はい。佐野議員はこれまで。」の声あり〕

○議長（米本義博君） 新居純一君。

〔新居議員より、「ああ。失礼しました。」の声あり〕

〔新居純一君登壇〕

●3番議員（新居純一君） 佐野議員はこれまで監査委員をされておられましたが、これまで判明しているだけでも3件の条例違反を見逃しております。このような方への監査委員の同意をすることは、私はできませんので異議を申し立てました。以上でございます。

○議長（米本義博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔高橋町長より、「議長、賛成の。」の声あり〕

〔高橋町長より、「あ、議員だけか。ごめんなさい。ほうじゃ、質疑、違う。」の声あり〕

○議長（米本義博君） ほかに討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（米本義博君） ないようですので、これで討論を終わります。

---

○議長（米本義博君） これから、議第42号「監査委員選任の同意について」を

採決します。

この採決は、起立によって行います。

議第42号「監査委員選任の同意について」、原案のとおり選任同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（米本義博君） 起立多数です。

したがって、議第42号「監査委員選任の同意について」は、佐野慶一君を選任同意することに決定しました。

なお、選任年月日は、令和8年3月24日であります。佐野慶一君の入場を認めます。

〔佐野議員入場〕

---

○議長（米本義博君） 日程第40、議第43号「藍住町副町長選任の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第43号「藍住町副町長選任の同意について」、提案理由の説明を申し上げます。議第43号につきましては、氏名、加藤弘道。選任年月日は、令和8年4月1日であります。何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米本義博君） 議第43号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、議第43号「藍住町副町長選任の同意について」は、氏名、加藤弘道氏を選任同意することに決定しました。

なお、選任年月日は、令和8年4月1日であります。

ここで、加藤弘道氏がおいでになりますので、御挨拶をお願いします。

〔加藤弘道氏入場、登壇〕

◎加藤弘道氏 ただいま御紹介を賜りました加藤弘道でございます。先ほどは、私

の人事案件に対しまして、議会の御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。  
御案内のとおり、私は平成30年から3年間、本町の副町長を務めておりました。  
藍住町を離れるに当たり、ちょうど令和3年の3月議会だったと思います。この場  
で退任の御挨拶をさせていただきました。それから5年の歳月が流れたわけござ  
いますが、この5年間の間、社会経済情勢、それから藍住町を取り巻く環境も変遷  
をしているとこのように考えております。図らずも、2回目の副町長着任というこ  
とになりますが、前回以上にしっかりと高橋町長をお支えをし、藍住町の発展に尽  
力してまいる所存でございますので、議員各位におかれましては、御指導、御鞭撻  
のほど、よろしく願いを申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせて  
いただきます。本日は、どうもありがとうございました。

〔拍手〕

〔加藤弘道氏退場〕

---

○議長（米本義博君） 日程第41、発議第36号「議員派遣の件について」を議  
題とします。本案は、お手元に配りましたとおり、議会運営委員会から議案として  
提出されております。これは、藍住町議会会議規則第122条の規定により、議会  
の議決を求めるものであり、令和8年4月から令和9年3月までの議員派遣につい  
て、別紙、議員派遣一覧表のとおり議員の派遣を行うものです。

なお、派遣月や派遣場所は予定のため、変更または確定された場合には、変更ま  
たは確定年月日、派遣場所とします。また、これら以外に議員派遣が必要となる場  
合は、その都度、手続を行いたいと思います。

お諮りします。発議第36号「議員派遣の件について」は、提案理由の説明、討  
論、表決を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第36号「議員派遣の件について」は、お手元に配りましたと  
おり派遣することに決定しました。

---

○議長（米本義博君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題としま  
す。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条

の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（米本義博君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（米本義博君） 続きまして、藍住町副町長として務められました、河原副町長が御退任されることとなりますので、ただいまから、御挨拶をお願いします。

河原副町長。

〔副町長 河原英治君登壇〕

◎副町長（河原英治君） 退任に当たり一言御挨拶を申し上げます。振り返りますと、副町長の選任に御賛同を頂き、この場所でお礼を申し上げたのが、つい先日のような気がいたします。はじめての貴町自治体での勤務ということで、不安もありましたが、高橋町長、齊藤副町長はじめ、職員の皆さんに温かく迎えていただき、議員各位には議場をはじめ、様々な場面で御指導いただきながら、私なりに精一杯努めさせていただきました。2年間という短い期間ではありましたが、県庁では経験できないことや、恐らく気づくことができなかったであろうことなど、私にとって学ぶことの多い、大変充実した中身の濃い2年間でした。4月からは県の組織に戻るようになりますが、藍住町の一ファンとして、これからも町の発展を応援してまいります。2年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

---

○議長（米本義博君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 3月定例会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。今定例会は、令和8年度の各種施策に対する予算案や条例案など提案申し上げました議案につきまして、それぞれ所管の委員会や本会議において十分御審議を賜り、

全議案を御承認いただき、ありがとうございました。また、会期中におきましては、議員各位から子育て、教育、福祉、防災対策、環境問題など様々な分野におきまして貴重な御意見、御提言を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げます。引き続き本町の将来像を展望し、長期的な視点に立ち、持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。議員各位におかれましては、一層の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の御健勝をお祈り申し上げまして、議会閉会に当たっての挨拶といたします。長期間にわたり、誠にありがとうございました。

---

○議長（米本義博君） 以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、年度末の何かとお忙しいところ、御出席を頂き、御協力、誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和8年第1回藍住町議会定例会を閉会します。

午前10時46分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	米本 義博
藍住町議会議員	鳥海 典昭
会議録署名議員	栗島 和義
会議録署名議員	新居 純一